

名勝満濃池保存活用計画書

2023 年 3 月

まんのう町教育委員会

序 文

満濃池は、香川・徳島県境の讃岐山脈から北へ延びる丘陵を開析した谷底低地の狭窄部に堤塘を築造したアーチ式アースダムのため池であり、満水面積 138.5ha、貯水容量 1,540 万 m³ を誇る灌漑目的としては我が国最大のため池であります。

満濃池は 2019(令和元)年 10 月 16 日に国の名勝に指定されました。名勝満濃池の指定地は約 264ha の広大な面積を測り、所有者及び管理者は満濃池土地改良区・国・県・町・民間など非常に多岐にわたり、保存管理方法の統一化が喫緊の課題となっています。

2020(令和2)年3月10日まんのう町は名勝満濃池の管理団体の指定を受けました。管理団体として名勝満濃池の価値を保存し、次世代へ確実に伝えていくための保存管理の徹底と、名勝満濃池の魅力を活かした活用推進を目的とし、本保存活用計画を策定し、保存・活用・整備の基本的方針とその方法を定めるものであります。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、ご協力いただきました国指定名勝満濃池保存活用計画策定委員会、文化庁、香川県教育委員会、各関係機関、地元関係者の皆様方に、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

まんのう町教育委員会
教育長 井上勝之

例 言

1. 本書は、香川県仲多度郡まんのう町に所在する、国指定名勝「満濃池」の保存活用計画書である。
2. 本計画は、まんのう町教育委員会が、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金史跡等保存活用計画策定事業の採択を受け、2020(令和2)年度から2022(令和4)年度の期間で策定した。
3. 本計画は、有識者および関係者で構成する「国指定名勝満濃池保存活用計画策定委員会」の指導・助言を受け、まんのう町教育委員会生涯学習課文化財室が事務局となり策定した。
4. 本計画の策定にあたっては、その業務の一部を株式会社四航コンサルタントに委託した。
5. 挿図の一部に、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得た、平成20年3月測図まんのう町1:2,500地形図を縮小編集した、まんのう町全図(1:10,000、承認番号 平19 四公 第4号)を使用した。
6. 本計画の内容に関しては、文化庁及び香川県教育委員会から指導と助言を頂き策定した。
7. 本計画は、2023年(令和5年)4月1日から実施する。

目 次

第1章 計画策定の経緯経過

第1節	計画策定の沿革と目的	1
第2節	委員会の設置と経過	2
第3節	他の計画との関係	4
第4節	計画の対象範囲	7
第5節	計画の実施	7

第2章 名勝満濃池を取り巻く環境

第1節	まんのう町の概況	9
第2節	自然環境	9
1	まんのう町の地形・地質	9
2	満濃池及び周辺の詳細地質	12
3	まんのう町の気候	13
4	まんのう町の植生	15
第3節	歴史環境	19
1	まんのう町の歴史	19
2	まんのう町にある指定文化財等	20
第4節	社会環境	23
1	まんのう町の人口と推移	23
2	まんのう町の産業構造	24
3	まんのう町の交通・観光資源・公園・社会教育施設	25
(1)	交通環境	26
(2)	観光資源	26
(3)	公園	30
(4)	社会教育施設	33
4	満濃池の受益範囲と用水系統	36
5	満濃池の名所等の選定状況	38
6	満濃池周辺の土地利用と法規制	39
(1)	都市計画区域	39
(2)	文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地	39
(3)	都市公園法並びに香川県森林公園条例による公園区域	39
(4)	河川法に基づく河川区域	39
(5)	道路法に基づく道路区域	39
(6)	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域	39
(7)	森林法に基づく保安林区域	39

第3章 名勝満濃池の概要

第1節	指定に至る経緯	41
-----	---------	----

第2節	指定の状況	41
1	指定状況	41
2	指定説明文	43
第3節	指定に至る調査成果	44
1	概要	44
2	沿革	45
3	名所としての満濃池の風景認識	46
	(1) 広大なスケールに対する感嘆と畏怖	46
	(2) 固有の周辺環境と一体的に捉える視座	47
	(3) 歴史的・社会的価値	50
	(4) 近代以降の風景認識の変容と継承	50

第4章 本質的価値と構成要素

第1節	名勝満濃池の本質的価値	53
第2節	満濃池の風景の構成と構成要素	54
1	風景の構成	54
2	構成要素の分類	55
	(1) 指定地域内	55
	ア. 本質的価値を構成する要素	55
	イ. 本質的価値に関連する要素	55
	ウ. 保存活用に資する要素	55
	エ. その他の要素	55
	(2) 指定地域外	55
	ア. 本質的価値に関連する要素	55
	イ. 保存活用に資する要素	55
	(3) 本質的価値の背景を構成する要素	56
3	各要素の概要	57
	(1) 本質的価値を構成する要素	57
	(2) 本質的価値に関連する要素	64
	(3) 保存活用に資する要素	69
	(4) 本質的価値に関連する要素（指定地域外）	69
	(5) 本質的価値の背景を構成する要素	70
第3節	多様な視点場	74

第5章 現状と課題

第1節	名勝満濃池の土地利用と土地所有	81
第2節	課題整理のための地区設定	84
第3節	名勝満濃池の現状と課題（全体に共通するもの）	86
1	保存管理の現状と課題	86
	(1) 現状	86
	(2) 課題	86

2	活用の現状と課題	88
(1)	現状	88
(2)	課題	90
3	整備の現状と課題	90
(1)	現状	90
(2)	課題	91
4	運営・体制の現状と課題	91
(1)	現状	91
(2)	課題	91
第4節	名勝満濃池の現状と課題（地区ごと）	92
1	A地区の現状と課題	92
(1)	現状	92
(2)	課題	92
2	B地区の現状と課題	95
(1)	現状	95
(2)	課題	95
3	C地区の現状と課題	99
(1)	現状	99
(2)	課題	99
4	D地区の現状と課題	102
(1)	現状	102
(2)	課題	102
5	E地区の現状と課題	106
(1)	現状	106
(2)	課題	106
6	F地区の現状と課題	108
(1)	現状	108
(2)	課題	108
7	G地区の現状と課題	110
(1)	現状	110
(2)	課題	110

第6章 保存活用の理念と基本方針

第1節	保存活用の理念	112
第2節	保存活用の基本方針	113

第7章 保存管理

第1節	保存管理の方向性	115
第2節	保存管理区分	115
第3節	名勝指定地域の保存管理の方法	117
1	日常的な管理	117

2	非常時の対応	119
第4節	現状変更の取扱い	120
1	法令に基づく現状変更等の考え方	120
2	現状変更等の基本方針と取扱い基準	122
第5節	周辺部の保存管理の方法	123
1	周辺部の保存管理の状況	123
2	方法	124
第6節	追加指定と公有化の方針	124
1	名勝の追加指定	124
2	名勝指定地域の公有化	124
第7節	調査研究	124
1	調査研究の考え方	124
2	調査研究の内容	124

第8章 活用

第1節	活用の方向性	125
第2節	活用の方法	125
1	魅力に触れる機会の創出	125
(1)	情報発信	125
(2)	学校教育での活用	126
(3)	生涯学習での活用	126
2	活用推進のための連携	126
(1)	満濃池関係諸団体等との連携	126

第9章 整備

第1節	整備の方向性	127
第2節	整備の方法	127
1	保存のための整備	127
(1)	植生のコントロール	127
(2)	保存のための表示物の設置	127
2	活用のための整備	128
(1)	視点場の整備	128
(2)	解説板・案内板等の整備	128
(3)	展示・案内施設の整備	128
(4)	来訪者の安全確保のための整備	128
第3節	整備計画策定の検討	128

第10章 運営・体制の整備

第1節	運営・体制の方向性	129
第2節	運営・体制の整備方法	129

第 11 章 施策の実施計画

第 1 節	施策の実施計画	130
第 2 節	施策の実施方法・期間	130
1	短期計画（計画策定後 10 年間）	130
2	中長期計画（10 年以降）	131

第 12 章 経過観察

第 1 節	経過観察の方向性	132
第 2 節	経過観察の方法	132

巻末資料

・文化財保護法（抄）	135
・文化財保護法施行令（抄）	146
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）	148
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則	150
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則	150
・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について	151
・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	154

第1章 計画策定の経緯経過

第1節 計画策定の沿革と目的

満濃池は2019(令和元)年10月16日に国の名勝に指定された。名勝満濃池の指定地は約264haの広大な面積を測り、所有者及び管理者は満濃池土地改良区・国・県・町・民間など非常に多岐にわたるため、名勝満濃池の価値の保全を図る上で、保存管理方法の統一化が緊急の課題である。また、護岸や管理施設などの老朽化や近年拡大する自然災害に対する対応も緊急性を有する課題である。また、満濃池は町名の由来ともなった、地域を代表する身近な風致景観であり、今後は関係者・関係機関の同意協力の下に名勝の保護を図る必要がある。

2020(令和2)年3月10日まんのう町は名勝満濃池の管理団体の指定を受けたことから、管理団体として名勝満濃池の価値を保存し、次世代へ確実に伝えていくための保存管理の徹底と、名勝満濃池の魅力を生かした活用推進を目的とし保存活用計画を策定する。保存活用計画の策定にあたっては、指定範囲が広大で利用状況が多様な名勝満濃池の現状における優先課題を調査・抽出し、各関係機関と協力して、多様な価値を持つ満濃池の魅力を味わい、楽しむことができるように、保存・活用・整備の基本的指針とその方法を定めるものとする。



写真1-1 満濃池全景(南より)

第2節 委員会の設置と経過

まんのう町は、国指定名勝満濃池の保存・管理・活用に関して万全を期するため、国指定名勝満濃池保存活用計画策定委員会を令和2年8月28日に設置した。国指定名勝満濃池保存活用計画策定委員会は、令和2～4年度の3ヵ年において7回開催し、満濃池保存活用計画策定に関する協議・検討を行った。本委員会の経過は下記の通り。

・第1回委員会

日時：令和2年8月28日(金)

内容：委員委嘱、委員長・副委員長選出、保存活用計画策定の目的と計画案の提示、本質的価値・構成要素・地区区分及び調査項目についての検討

・第2回委員会

日時：令和3年3月9日(火)

内容：現状と課題についての検討、第1章～第5章までの文書案についての検討

・第3回委員会

日時：令和3年7月29日(木)

内容：第1章～第5章までの文書案についての再検討

・第4回委員会

日時：令和4年1月31日(月)

内容：第1章～第5章までの文書案についての再検討、第6章についての検討

・第5回委員会

日時：令和4年3月29日(火)

内容：第7章～第12章についての検討

・第6回委員会

日時：令和4年6月27日(月)

内容：第7章～第12章についての検討

・第7回委員会

日時：令和5年2月18日(土)

内容：計画全体の検討

・パブリックコメント実施日 令和5年2月27日(月)～3月15日(水)



写真1-2 国指定名勝満濃池保存活用計画策定委員会(第2回)

国指定名勝満濃池保存活用計画策定に係る体制は下記に示すとおりである。

- ① まんのう町教育委員会生涯学習課文化財室は、名勝満濃池保存活用計画の原案を作成し、保存活用計画策定委員会に報告・提案して意見(指導・助言)を求める。
- ② 国指定名勝満濃池保存活用計画策定委員会は、この原案について協議・検討し(必要に応じて、アドバイザー、その他関係者等の意見を聞く)、その結果を、生涯学習課文化財室に回答(指導・助言)する。なお、委員会の庶務は生涯学習課文化財室が担当する。
- ③ 生涯学習課文化財室は、保存活用計画策定委員会からの回答を受けて、保存活用計画を策定する。

国指定名勝満濃池保存活用計画策定委員会

委員長	増田拓朗	(造園学、緑化学 香川大学名誉教授)
副委員長	田中健二	(日本中世史 香川大学名誉教授)
委員	井原 縁	(造園学、環境デザイン学 奈良県立大学教授)
	角道弘文	(農業土木学、農村計画学 香川大学創造工学部教授)
	國重 進	(満濃池土地改良区 理事長)
	五所野尾優	(まんのう町文化財保護審議会会長)
	藤田昌大	(まんのう池コイネット代表)
	菅原良弘	(まんのう町文化財保護協会会長)

オブザーバー 文化庁文化財第二課名勝部門

香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課

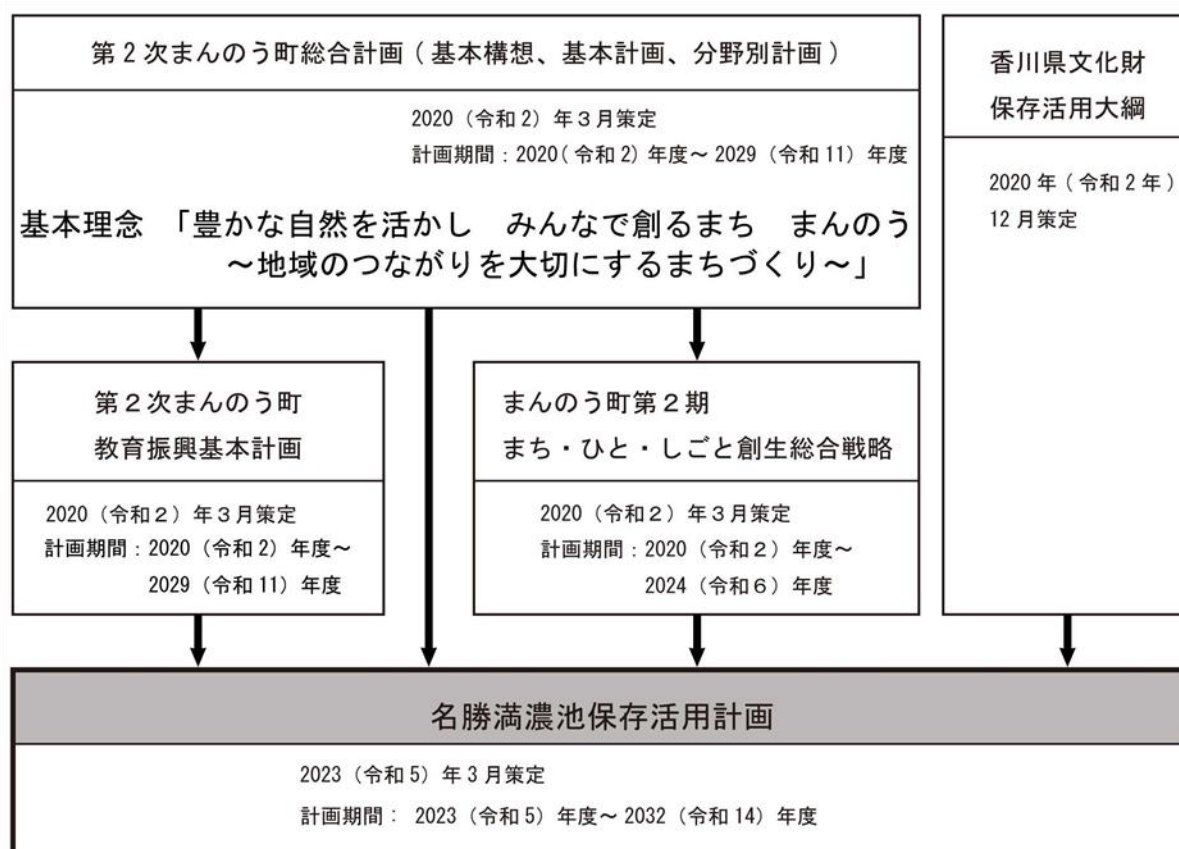
事務局 まんのう町教育委員会生涯学習課

細原敬弘	(まんのう町教育委員会生涯学習課課長：令和2～3年度)
亀井真治	(まんのう町教育委員会生涯学習課課長：令和4年度)
加納裕之	(まんのう町教育委員会生涯学習課文化財室)
中村文枝	(まんのう町教育委員会生涯学習課文化財室)

第3節 他の計画との関係

まんのう町の「第2次まんのう町総合計画」（基本構想・基本計画・分野別計画）：2020<令和2>年3月策定）では、基本目標1「自ら学び・支えあうまち」の施策分野である「人生を豊かにする生涯学習の推進（生涯学習・生涯スポーツ）」の基本施策「文化の保全・活用」において、満濃池をはじめとする貴重な歴史文化の保全と活用に努める方針が示されており、本計画はこの主旨と整合するものである。また、関連する「第2次まんのう町教育振興基本計画（2020<令和2>年3月策定）」においても、今後5年間で取り組む施策の一つとして「歴史・文化の継承」を掲げ、満濃池をはじめとする郷土の伝統・文化へ子どもたちの理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成する基本的方向性が示されており、本計画はそれぞれの計画と整合している（第1-1図）。

また、香川県全域の文化財の保存と活用を進めていくために必要な基本的な方針を定めた「香川県文化財保存活用大綱」においては、香川県の歴史文化の特徴として、厳しい干ばつによる水不足は近年まで深刻であり、ため池などの構造物や独自の文化を育むことともなったことをあげ、満濃池を香川県の歴史文化を代表する文化財として位置付けている。



第1-1図 まんのう町及び香川県上位計画・関連計画と本計画との関係

参考資料

・第2次まんのう町総合計画(抄)

策定：2020(令和2)年3月 計画期間：2020(令和2)年～2029(令和11)年

II 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

温暖で晴天が多い気候、四季折々の草花や紅葉、生態系が保たれた生き物たち、ため池や香川用水の恩恵を受ける水環境など、豊かな自然に囲まれた私たちまんのう町民は、日々の暮らしやしごとの中で、この自然の恵みを活かしていきます。

基本目標1 自ら学び・支えあうまち

政策目標2 豊かな学びと生きがいを育む(教育・スポーツ)

本町で育つ子どもたちが、乳幼児期から学齢期にかけて、地域の様々な人々と関わりながら、成長段階に即した適切な知識・知恵・道徳や、体力、豊かな情操を獲得し、たくましく健やかに成長していけるよう、就学前教育・学校教育の充実に努めます。また、少子化や晩婚化、子育て不安など、子育てをめぐる諸問題に対応し、安心して子どもを産み育てられるよう、子ども・子育て支援施策の充実に努めます。

さらに、町民一人ひとりが、生涯を通じて、自身の興味・関心に応じて、学習活動や文化・芸術活動、スポーツ活動を楽しめるよう、生涯学習・生涯スポーツの振興に努めます。

基本目標2 農林商工・観光が息づくまち

政策目標4 “しごと”を創出する(産業振興)

観光については、満濃池の観光地としての魅力の底上げ、町内宿泊機能の強化促進などにより、町内・近隣市町の観光資源の周遊ネットワークの強化を図ります。

III 基本計画

基本目標1 自ら学び・支えあうまち

2. 豊かな学びと生きがいを育む(教育・スポーツ)

2-3 人生を豊かにする生涯学習の推進(生涯学習・生涯スポーツ)

・現状と課題

指定文化財をはじめとする本町の貴重な歴史文化を後世に継承していくとともに、かがわ山なみ芸術祭に代表される新たな文化創造の取り組みを発展させていくことが求められます。

・基本施策(4)文化の保全・活用

綾子踊、大川念仏踊、中寺廃寺跡、満濃池をはじめとする貴重な歴史文化の保全と活用に努めるとともに、芸術鑑賞会などを通じて町民が優れた芸術にふれる機会づくりに努めます。また、新たな文化創造の取り組みに対して、必要な支援を行っていきます。

基本目標2 農林商工・観光が息づくまち

4. “しごと”を創出する(産業振興)

4-3 自然を生かした“まんのう観光”の活性化(観光)

・現状と課題

観光のまち琴平に近接し、国営讃岐まんのう公園では中四国最大規模の野外音楽イベント「モンスター・パッシュ」が開催されるという好条件を、まちづくりに十分に生かせていないことが課題であり、本町の特性である豊かな自然や歴史文化の魅力を材料に、観光地としてのグレードアップを図っていくことが求められます。

世界かんがい施設遺産であり、香川県で6か所目、ため池としては全国初の名勝指定を受けた日本最大級の大きさを誇る「満濃池」を、水源としての活用だけでなく、弘法大師・空海が修築したという歴史的な価値を大切にしながら観光資源として活用できるよう、一周遊歩道の整備などを進めています。

・基本的な方向

満濃池を中心に、既存の観光資源の魅力向上を図るとともに、希少性を感じる土産品や観光サービスの開発に努め、観光地としてのグレードアップを図ります。

・基本施策

(1)既存の観光資源の魅力向上

満濃池一周遊歩道の整備を推進するなど、既存の観光資源の魅力向上に努めます。

・第2次まんのう町教育振興基本計画(抄)

策定：2020(令和2)年3月 計画期間：2020(令和2)年～2029(令和11)年

第2部 基本計画

第2章 今後5年間で取り組む施策

6 歴史・文化の継承

・施策の展開

1 文化財の保護と継承

国の名勝に指定された「満濃池」をはじめ、佐文地区の国指定重要無形民俗文化財「綾子踊」や国指定史跡「中寺廃寺跡」など郷土の伝統・文化への子どもたちの理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成し、それを継承・発展させるための、ふるさと教育を推進します。また、香川県やまんのう町におけるふるさと学習を推進し、ふるさと教材の活用や、町に残されている歴史的建造物や史跡、民具展示室、民俗芸能等、文化的遺産を活用した参加型学習の機会の充実に努めます。

また、次世代へ文化財を継承していくために、町の文化財を保護・継承する人材の育成と確保に努めます。

2 文化財の調査と活用

町内にある未確認の埋蔵文化財の発掘や、未調査の文化財の調査を進めるなど、町の魅力を高めるための取組を推進します。また、町民や観光客が本町の歴史・文化に触れ、学びを深めることができるよう、かりん会館や琴南ふるさと資料館、まんのう町民具展示室、二宮忠八飛行館、さらには町立図書館等での収集・展示の充実を図ります。さらに、文化財を活用した町の活性化に向けて、まんのう町文化財保護協会と連携し、文化財の保護や維持管理を支える文化財ボランティアの育成や、町の文化財資源の魅力を伝えるボランティアガイドの育成支援を行います。

・まんのう町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(抄)

策定：2020(令和2)年3月 計画期間：2020(令和2)年～2024(令和6)年

第3章 分野別施策の展開

第3節 地域資源を活かして産業が輝くまんのう(しごとの創生)

(1)まんのう観光の底上げ

まんのう町の魅力を多くの人が知り、まんのう町に住みたいと思う人が増えるよう、また、地域産品の販売などにより地域の経済の持続的な発展を図るため、観光の底上げを図ります。本町の最大の観光資源は、豊かな自然と食、歴史・文化であり、近年増加しているインバウンドの需要も取り込みながら、農林業体験の拡充、満濃池、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園の観光資源としての機能強化や体験型観光を促進し、交流人口を拡大させるための観光資源のブラッシュアップや情報発信の強化などを通じて、まんのう型グリーン・ツーリズムを確立していきます。

・具体的な施策

「まんのう3大観光資源の魅力化」(企画観光課)(生涯学習課)

満濃池、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園の連携の強化を図り、3施設の滞在時間の拡大、サイクリングなどでの周遊、ホテルをはじめとする動植物の保全と観光活用など、観光拠点としてのレベルアップと情報発信強化を図っていきます。

【個別項目】・町内各所への観光サインの設置(新規)・満濃池一周遊歩道整備事業(継続)

・満濃池周辺滞在イベント事業(新規)

・香川県文化財保存活用大綱(抄)

策定：2020(令和2)年12月

第1章 香川県の歴史文化

第1節 歴史文化の特徴

3 瀬戸内の風土に育まれた歴史・文化・暮らし(歴史文化の特徴)

4) さぬき野を拓く

・地域開発とため池

平野部では、稲作農耕の開始以降、水田、灌漑水路の敷設等によって自然地形を利用した土地開発が進んでいく。古代以降に低地部の土地の平坦化が進むとともに、南海道という陸路の整備とランドデザインである条里地割が施工され、現在に至るまで地割や景観を規定している。その後、各地で新田開発や、灌漑水路の整備や再整備が繰り返されていく。しかし、降水量の少ない気候に加え、山が浅く河川が急流で、流水の利用が困難な環境によって、干ばつに悩まされてきた。そのため、低地部では旧河道等に起因する伏流水を活用した出水や河川から水を引く井手(用水)を古くから活用するとともに、満濃池(国名勝)に代表される、谷地形や平野部の伏流水などの自然環境を巧みに利用したため池の築造が古くから行なわれてきた。こうした状況は江戸時代でも変わらず、ため池の築造などの治水事業が進められ、約14,600箇所に及ぶ。西嶋八兵衛による龍満池、小田池などの築造、元暦元(1184)年の洪水によって決壊したままの満濃池の修築は代表的な事例である。近代以降も干ばつは相変わらず大きな課題で、昭和5年の豊稔池堰堤(重文)に代表されるように、新たな技術によるため池の拡張やダムの新設が進められる。戦後に、積年の水不足解消のため、吉野川総合開発の一環として香川用水の整備が進められ、昭和49(1974)年に通水に至り、水の確保が安定化する。

・水にまつわる文化

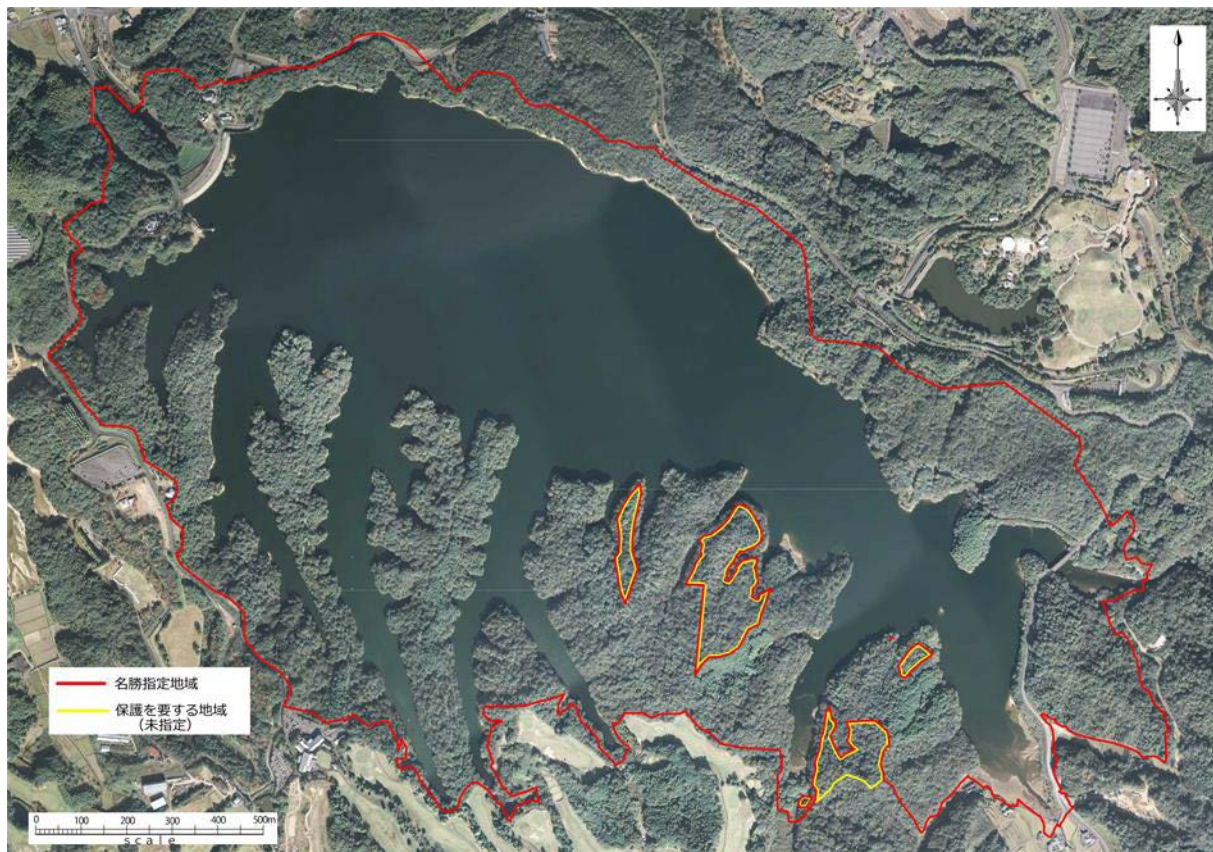
干ばつによる水論(争い)は古くから度々生じ、様々な水利慣行があった。水ブニと呼ばれる用水権が定められており、分け前や人生における運の量を表す方言「ぶに」という言葉とともに用いられているように、水利権は極めて重要であった。一方で、念仏踊、盆踊等を神仏へ奉納すること、もらい火やもらい水を村へと運ぶことなどを行うことで、降雨を祈願してきた。滝宮の念仏踊(国重無民)、綾子踊(国重無民)、坂本念仏踊(県無民)等は雨乞い文化の代表例である。また、ひょうげ祭り(県有民・市無民)や小豆島の農村歌舞伎(重有民、県無民)等の水にまつわる祭礼も行ってきた。

第4節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、第1-2図のとおり名勝指定地(2,638,815.09㎡)」と、地権者の同意を得られておらず今後の追加指定を要する「保護を要する地域(未指定)」がある(「名勝指定地域」とする)。また、第1-3図のとおり風景の観賞上一定の重要性を有する「その他の地域」が存在することから、本計画において言及する場合がある。

第5節 計画の実施

本計画は、2023(令和5)年4月から実施する。記載された事項の進展や取り巻く周囲の状況の変化に伴い見直しを図るため、実施から概ね10年間を計画期間とする。なお、保存管理における現状・課題の大幅な変化や、活用・整備における各種施策の実施等による大幅な状況変化等が生じた場合には、必要に応じて随時改定を行う。



第1-2図 満濃池名勝指定地域



第1-3図 満濃池保存活用計画対象範囲図

第2章 名勝満濃池を取り巻く環境

第1節 まんのう町の概況

まんのう町は、香川県南西部に位置し、人口 17,569 人(2023<令和 5>年 2 月 1 日時点)、町域面積 194.45 km²の自治体であり、2006(平成 18)年 3 月 20 日に香川県仲多度郡の満濃町、^{まんのうちょう}仲南町、^{ちゅうなんちょう}琴南町が合併してまんのう町となった。町域の南側には標高 1,000m を超える^{りゅうおうざん}竜王山(1,059 m)、^{だいせんざん}大川山(1,042m)を主峰とする讃岐山脈が連なり、町域北部は讃岐平野の肥沃な土壌が広がる農村の景観を残しつつ、新興住宅建設も行われるなど、豊かな自然と共生を図りつつ快適で便利な生活ができるまちとして発展してきた。町の中央には町名の由来となった日本最大の灌漑用ため池「満濃池」が位置し、自然と人々の営みが調和した町のシンボルとなっている。

第2節 自然環境

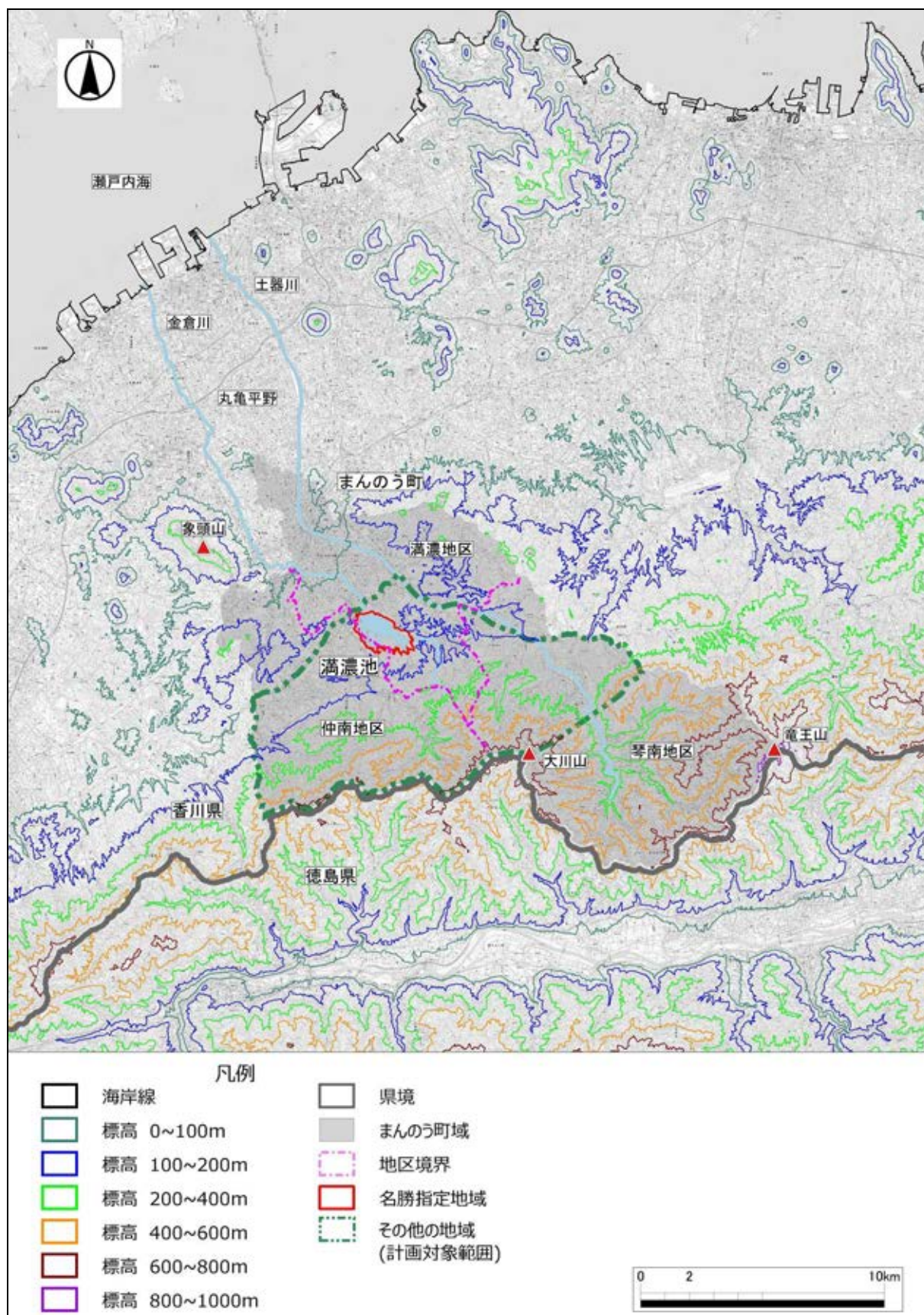
1 まんのう町の地形・地質

第 2-1 図に示すとおり、まんのう町はその町域の多くを山地が占める。南には竜王山(1,059 m)や大川山(1,042m)を主峰とする讃岐山脈が標高 600m~1,000m と定高性の良い尾根を連ねている。その北側に広がる丘陵性の山地は標高 400m~600m で、この高度は瀬戸内方向に向かって階段状に落ちていき、沿岸部では 100m~200m の小高い丘陵となる。まんのう町の平野部は讃岐山脈に源を発する土器川と金倉川が形成した丸亀平野の扇状地部分となる。標高 60m~100m のこの扇状地には多くのため池が造られており、地勢の特徴の一つとなっている。満濃池は讃岐山脈に源を持つ金倉川が下刻することによって形成した開析谷の狭窄部に堤体を構築することによりため池となる。

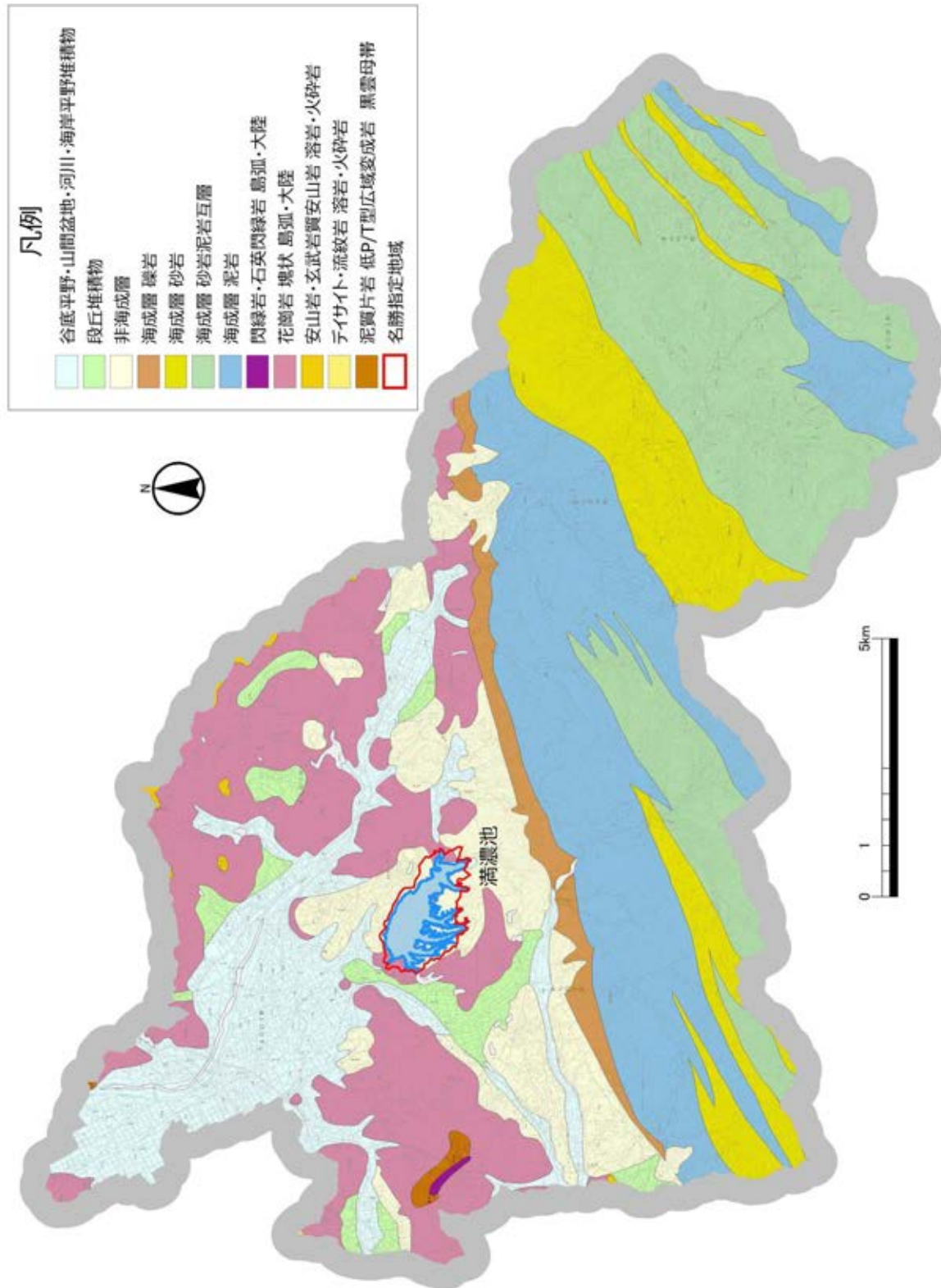
町域の多くを占める山地は南側に標高 600m~1,000m の讃岐山脈が、その北側に標高 400m~600m の丘陵が広がっている。第 2-2 図に示すとおり、讃岐山脈は白亜紀後期に形成された和泉層群で、主に砂岩、泥岩で構成され、この北側の丘陵部は白亜紀に形成された領家花崗岩類と第四紀の河湖成層の三豊層群及び^{やけお}焼尾峠礫層で構成されている。これらの境界には^{えぼた}江畑断層が走る。江畑断層の下盤側にある三豊層群財田層は、和泉層群の砂岩礫・泥岩礫、三波川変成岩類の片岩礫を含んでいる。片岩礫は、四国山地から供給されたと推定されている。財田層が堆積した 120 万年前から 210 万年前には、讃岐山脈は現在のような起伏がなく、古吉野川が讃岐山脈を越えて香川県側に流れ、その後中央構造線と江畑断層などの断層活動によって讃岐山脈が隆起した結果、四国山地からの流路が断たれたと推定される。

引用・参考文献

- ・Akira Sangawa (1978) Geomorphic development of the Izumi and Sanuki Ranges and relating crustal movement. Sci. Rep. Tohoku Univ., 7 Ser. (Geography), 28, 313-338.



第2-1図 まんのう町位置図

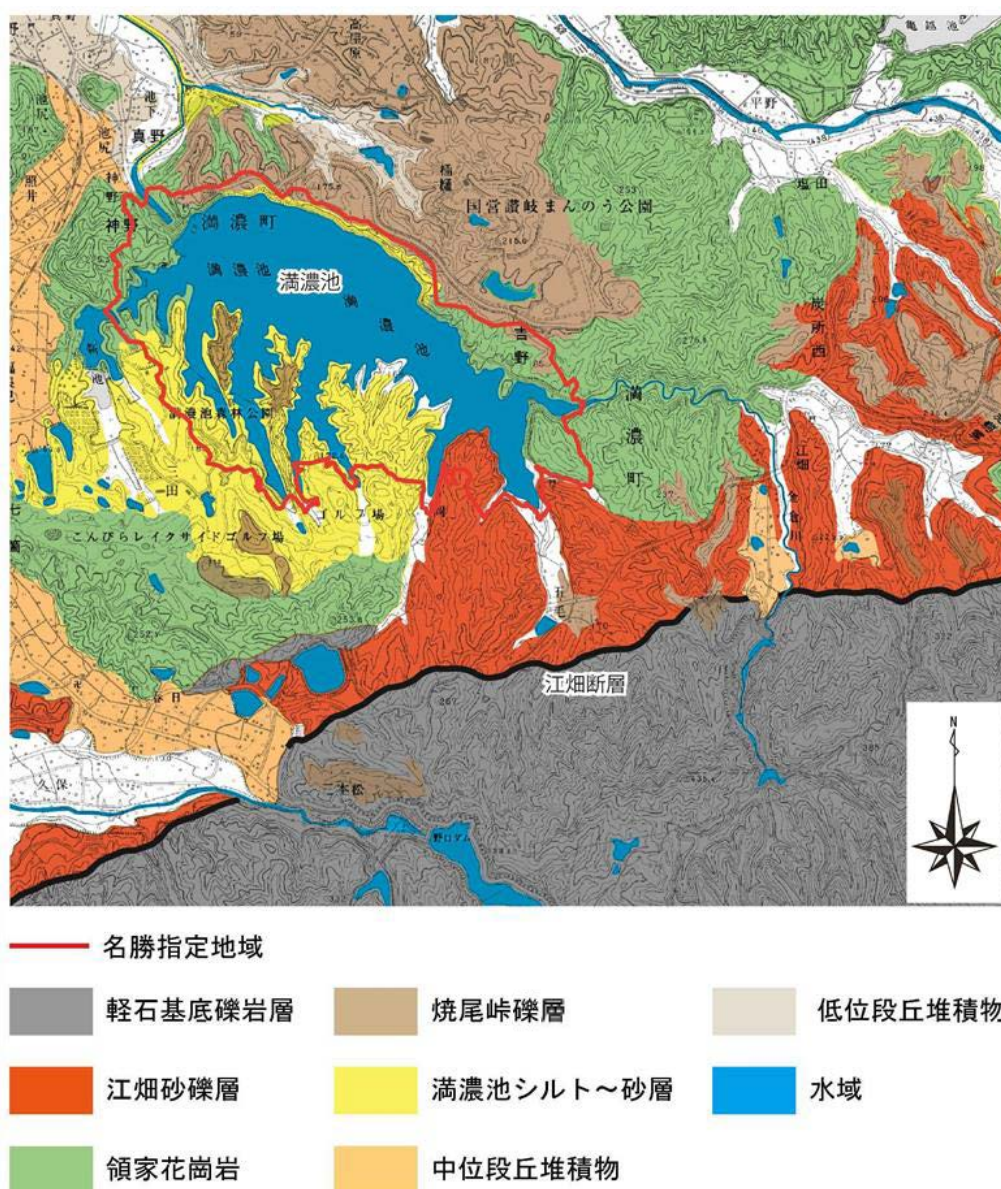


第2-2図 まんのう町地質図

2 満濃池及び周辺の詳細地質

満濃池周辺の地質については、これまで多くの研究成果が積み上げられている。以下、その概要を示す。

満濃池周辺の基盤地質は第2-3図に示すとおり、背後の讃岐山脈が和泉層群(白亜紀最後期約7,000年前)、周囲の丘陵は領家花崗岩類(白亜紀後期8,000万年前～9,000万年前)から成り立っている。堤体の基盤面及び両側の丘陵は領家花崗岩より形成されているが、それ以外の水面周囲の丘陵は領家花崗岩の上に三豊層群財田層が覆っている。三豊層群財田層は、第四紀の河湖成層であり、和泉層群に起因する砂岩礫・泥岩礫に加えて三波川変成岩類の片岩礫を含む。このうち、三波川変成岩礫は、四国山地から供給されたと考えられることから、三豊層群財田層が堆積した120～210万年前には、讃岐山脈が未だ隆起しておらず、古吉野川が香川県側へ流入していたと推定されている。



第2-3図 満濃池周辺基盤地質図

更に、水面周辺の三豊層群財田層は、南岸が砂層、粘土質シルト層、花崗岩小・中礫を主体とする満濃池シルト-砂層、北岸は満濃池シルト-砂層の上位に和泉層群に由来する礫を主体とする扇状地性礫層である焼尾峠礫層が分布するなど、水面の南岸と北岸で表層地質が異なることが指摘されている。

これらの地質的条件により、池岸の地形は南岸が複雑に入り組んでいるのに対して北岸は直線的になるなど、対照的なものとなっているが、これらは南岸の満濃池シルト-砂層と北岸の焼尾峠礫層の層相や固結度等の相違が、開析作用の進行度の違いとなって現れた結果であると考えられる。

背後の讃岐山脈は、前述のとおり和泉層群によって形成されているが、池奥の五毛・江畑地区で東西の直線的な境界をもって急激に立ち上がる。この境界には江畑断層が存在しているために直線的な地形境界を成して讃岐山脈の急斜面へ移行している。

江畑断層は、約40万年前から120万年前の焼尾峠礫層に覆われていることからみて、数十万年間は断層活動を行っていないと考えられている。この江畑断層の存在により、視点場である堤体から南東への眺望は、三豊層群からなる広大な水面の周囲の比較的なだらかな丘陵に対し、背後の讃岐山脈が直線的に立ち上がるという、対照的な山容美が造り出されたと考えられる。低丘陵と山脈のみの組み合わせであれば県内の他地域でも見ることができるとは、満濃池の場合は広大な水面を介することで一体的な風致景観が創出されている。

引用・参考文献

- ・Akira Sangawa (1978) Geomorphic development of the Izumi and Sanuki Ranges and relating crustal movement. Sci. Rep. Tohoku Univ., 7 Ser. (Geography), 28, 313-338.
- ・古市光信(1984)香川県西部満濃町・琴南町の三豊層-四国北部新生代層の研究(その4)-, 香川県自然科学館研究報告第6巻, 29-36.
- ・長谷川修一・斉藤実(1989)讃岐平野の生いたち-第一瀬戸内類層群以降を中心に-, アーバンクボタ No. 28, 52-59.
- ・植木岳雪・満潮大洗(1998)讃岐山地の隆起過程 鮮新~更新統三豊層群を指標にして, 地質学雑誌第107巻第4号, 247-267.
- ・長谷川修一・鶴田聖子(2013)讃岐ジオサイト(26)満濃池と江畑断層, 讃岐ジオサイト探訪-香川大学生涯学習教育研究センター研究報告(別冊)-, 114-115.
- ・香川県・徳島県(1972)土地分類基本調査 池田.

3 まんのう町の気候

香川県の平野部は、温暖で夏期に雨が少ない瀬戸内式気候区に属している。まんのう町には公式の気象観測所がないので(竜王山気象観測所では降水量のみ測定されている)、近隣の綾川町滝宮の気象観測所のデータを用いて説明する。

月降水量と月平均気温(1991~2020年の30年間の平年値)を第2-4図に示す。

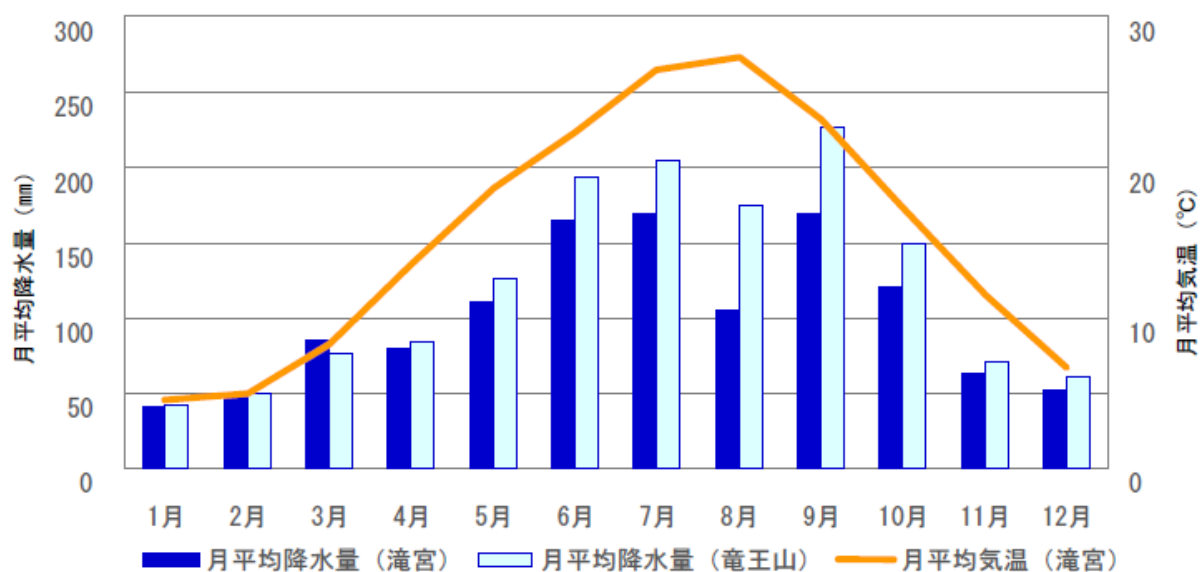
降水量は冬期(12~2月)に月50mm前後と少なく、夏期(6~9月)に多いが、6~7月及び9月が160~170mmを示すのに対して、8月が106mmと少ない瀬戸内式気候特有の2山型のパター

ンを示す。年降水量は1,209mmで、全国平均(約1,700mm)より約500mm少ない。

月平均気温は、1月が最寒月で4.5℃、8月が最暖月で27.3℃であり、滑らかな1山型のパターンを示す。年平均気温は15.4℃、暖温帯気候に属する。竜王山気象観測所では、気温は測定されていないが、標高が高くなることに伴う気温通減率(約0.55℃/100m)を考慮すると、本町南部の讃岐山脈の標高800m以上は冷温帯気候に属すると考えられる。これに関しては、次の植生の項で説明する。

降水量と気温の平年値は以上のとおりであるが、20世紀末から世界的に地球温暖化が指摘されており、気候変動に伴うと考えられる局地的豪雨も頻発している。平年値(30年間の平均値)だけではなく、経年変化と近年の傾向についてもみておきたい。年降水量及び年平均気温の1980年からの経年変化を第2-4図に、また、10年間毎の平均値を第2-1表に示す。

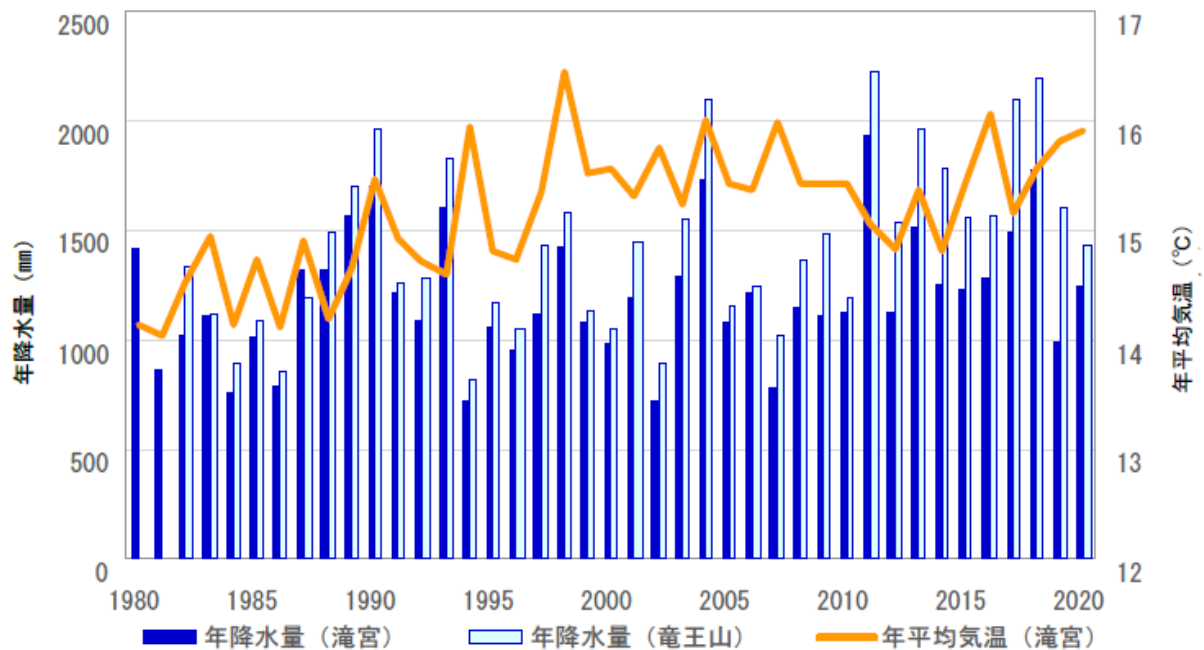
年降水量は、1981～2010年まで、1,100mm台の前半であったが、2011～2020年は1,376mmと大幅に増えている。細かくみると、2011年が1,926mm、2018年が1,763mm、2013年が1,504mmと続き、1,200mm以上が8年、1,000mm以下は2019年だけで、987mmであった。竜王山では2011～2020年の10年で、年1,500mm以上が9年、うち2,000mm以上が3年と、平野部以上に降水量が増加している。台風の大型化、コースの変化、気候変動に伴うと考えられる豪雨等の影響等が考えられる。



第2-4図 降水量・年平均気温の経年変化(1980～2020年)

少雨に悩まされてきた香川県及びまんのう町にとって降水量の増加は歓迎すべきことでもあるが、1日に200mm、2～3日で300～400mmの豪雨、特に山間部における豪雨は、災害の危険性も大きい。近年では2004年10月の台風23号により、町内の山間部において多数の崩壊や土石流が発生した。

年平均気温も、1980年代の14℃台半ばから2000年代には15℃台半ばへ約1℃上昇している。21世紀に入ってからほぼ上昇が止まっているが、このまま上昇が停止するか、再び上昇に転ずるか、今後の動向に注意していく必要がある。



第2-5図 年降水量・年平均気温の経年変化(1980～2020年)

第2-1表 年降水量の平年値(単位: mm)

期 間	滝宮	竜王山	高松
平年値(1981～2010)	1131	1295	1082
〃 (1991～2020)	1209	1462	1150
10年毎(1981～1990)	1141	1289	1088
〃 (1991～2000)	1120	1256	1103
〃 (2001～2010)	1132	1340	1056
〃 (2011～2020)	1376	1794	1292

※第2-4図、第2-5図、第2-1表ともに、「気象庁 | 過去の気象データ検索」のデータを利用。

4 まんのう町の植生

植生は気候条件と密接に関係している。特に、降水量と気温が大きな要因であり、地理学的、植物生態学的に、第2-6図に示すような植生帯区分が認められている。図中の濃い桃色の範囲にほぼ日本の大部分が入っており、関東以西(西南日本ともいう)の平野部は温帯常緑樹林、北日本及び中部日本の高山帯は温帯落葉樹林に相当する。なお、温帯常緑樹林はシイ・カシ・クスノキなどの常緑広葉樹が代表的な樹種で、照葉樹林、暖温帯常緑広葉樹林ともいわれ、温帯落葉樹林はブナ・ミズナラなどの落葉広葉樹が代表的な樹種で、夏緑樹林、冷温帯落葉広葉樹林ともいわれる(第2-7図参照)。

まんのう町が位置する香川県の平野部は、年降水量 1,100～1,300mm 程度、年平均気温 15℃ 前後であり、照葉樹林(暖温帯常緑広葉樹林)に相当する。隣の琴平町～善通寺にある象頭山(金刀比羅宮の社叢)は天然記念物に指定されているが、クスノキを主とする照葉樹林(当地域の原生的自然植生)が残されていることが指定理由である。神域であり、古くから人為的影響が排除されてきたことによって残されてきた貴重な森林である、

先に気候の項で述べたように、標高が高くなるにしたがって気温が低下することが知られており(約 0.55℃/100m)、讃岐山脈の標高 800m 前後になると、暖かさの指数^{注1)}が 85 を下回り、夏緑樹林(冷温帯落葉広葉樹林)に相当するが(第2-7図)、実際、ブナやイヌシデなどの落葉広葉樹の自然林が残されている。

さて、まんのう町の平野部、満濃池周辺の植生がどうであったか、中世以前については資料がなく、わからないが、江戸時代の資料(文書、絵画等)をみると、マツが多く描かれており、また、春には花見客で賑わったとあることから、アカマツを主体とするマツ林にヤマザクラなどの落葉広葉樹が混じる林であったことがわかる。この状況は、明治以降も変化なく(絵に描かれ、歌にも詠まれている)、1982(昭和 57)年刊行の自然環境保全基礎調査(環境庁)でも、満濃池の周囲はほぼ全域がアカマツ林となっている(第2-8図)。

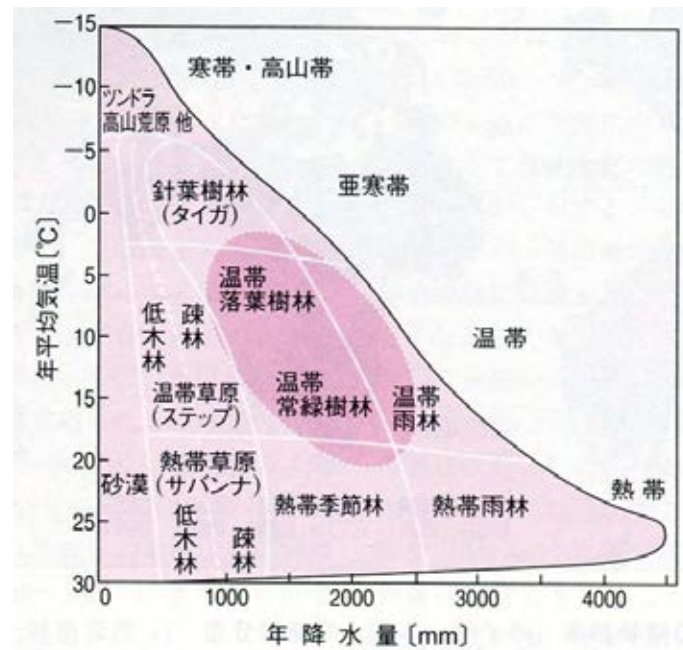
気候条件からみた当地の自然植生は照葉樹林であるが、人々が、薪炭林として、あるいは山菜や落葉落枝の採取場所として利用し、管理してきた結果、このような林が維持されてきたものと考えられる。

しかし、1980 年代(昭和末期)、高度経済成長に伴う燃料革命、建材革命、肥料革命が当地にも及び、人々の森林離れ・木材離れが進み、森林の管理放棄がマツクイムシ被害の拡大に拍車をかけ、アカマツ林の衰退、広葉樹林への植生遷移が進行した^{注2)}。

名勝指定に向けて実施した調査で、アカマツ林は大きく減少し、薬剤の樹幹注入で防除しているアカマツは生存しているが、防除していないアカマツはほぼ枯死し、多くがコナラ、アベマキ、クヌギ等の落葉広葉樹林へ、一部はアラカシやクスノキ等の常緑広葉樹が混じる林へと遷移してきていることが判明した(第2-9図)。また、一部に管理放棄された竹林の拡大がみられ、景観的にも防災的にも問題がある

満濃池の堰堤からの景観として、江戸、明治以来、アカマツ林及びマツに混じって色を添えるヤマザクラやヤマツツジが描かれ、愛でられてきたが、植生遷移の進行で、これらの樹木は少なくなっている。自然の植生遷移に委ねれば、落葉広葉樹林から常緑広葉樹林へと遷移していくことは間違いない。このこと自体は悪いことではないが、満濃池の堰堤からの眺望の中に、アカマツ林を残したい、あるいは、ヤマザクラやヤマツツジの花の景観を残したいということであれば、それなりの森林管理を行う必要がある。

満濃池周辺から背後の大川山～竜王山の稜線まで、どのような植生を保全し、あるいは創出していくべきか、人為的関与は如何にあるべきか、気候変動の影響も考慮しつつ、検討していくことが必要である。

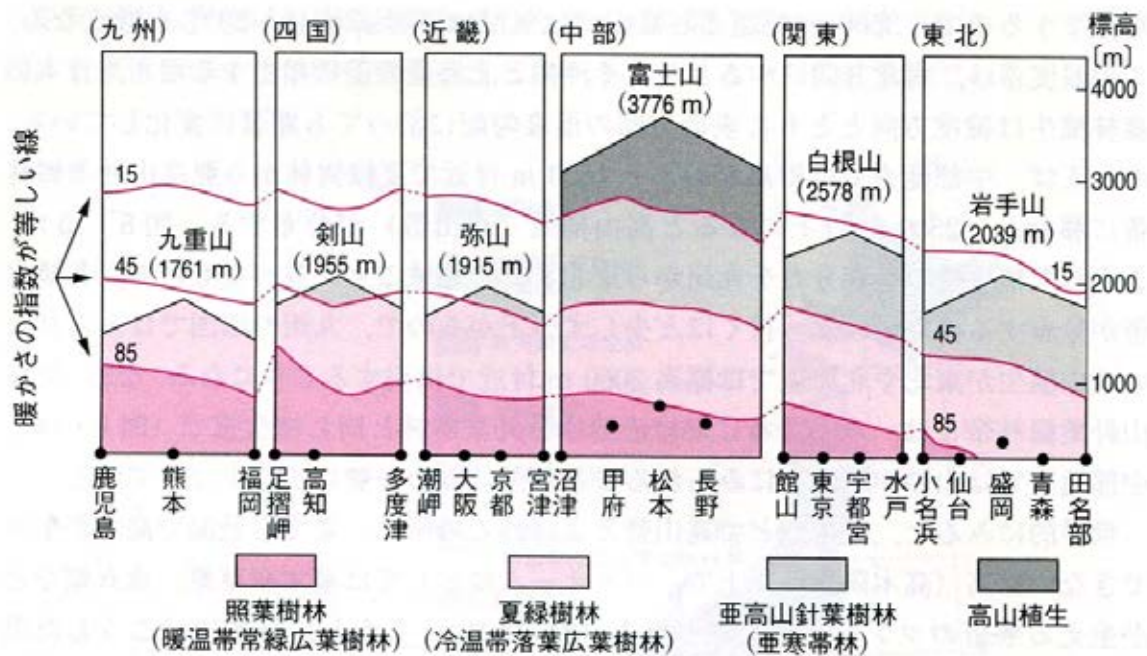


第2-6図 降水量と気温で区分された世界の主なバイオーム型

濃い桃色の部分は、日本の降水量と気温のおよその分布を示す。

R. H. Whittaker (1975) を改変。

出典：日本生態学会編(2012)生態学入門(第2版)、東京化学同人

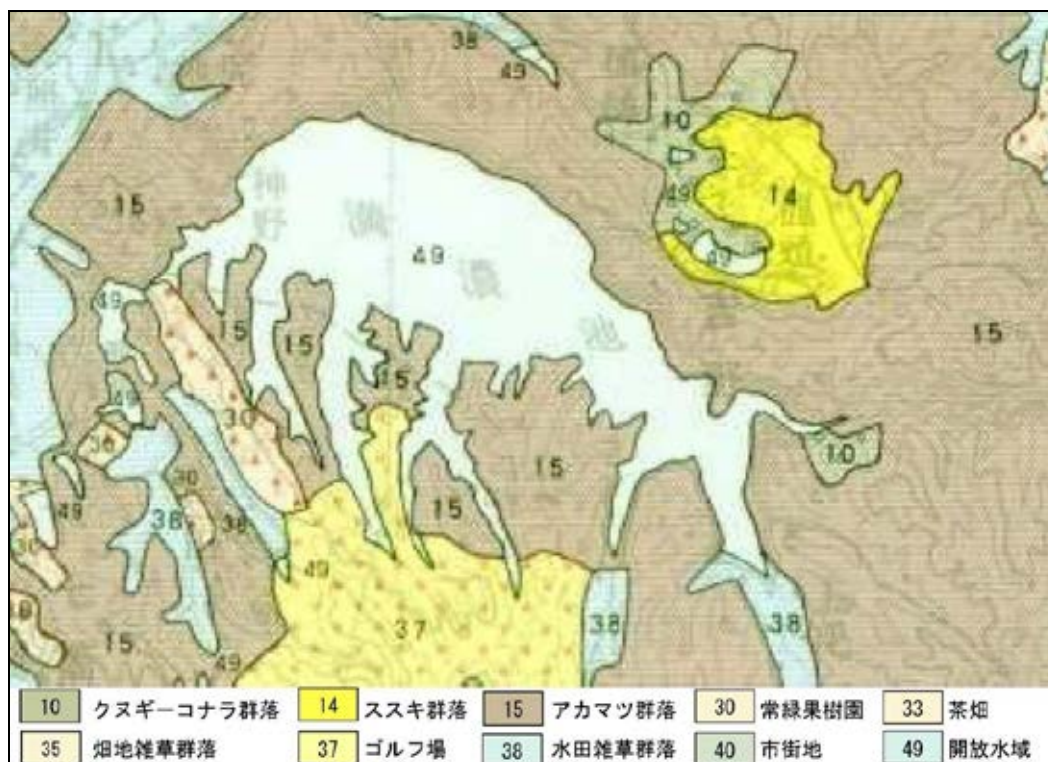


第2-7図 日本の森林植生の垂直植物と暖かさの指数の関係

図には、暖かさの指数が15、45、85(°C・月)と等しい標高を赤い線で結んである。

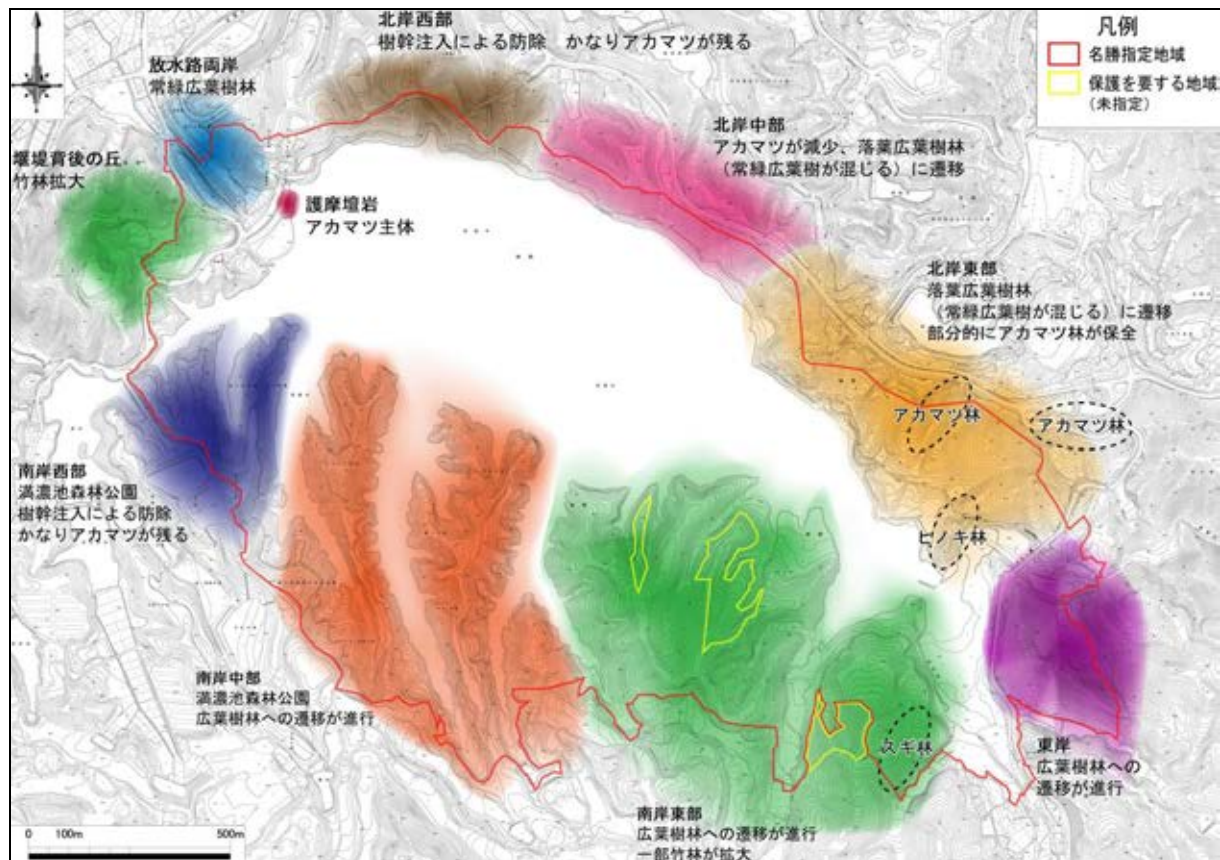
吉良達夫(1949)を改変。

出典：日本生態学会編(2012)生態学入門(第2版)、東京化学同人



第2-8図 1980年頃の満濃池周辺の植生

出典：第2回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生(1982)環境庁



第2-9図 満濃池周辺の植生の概況

出典：まんのう町教育委員会編(2018)満濃池名勝調査報告書に加筆

引用文献・参考文献

- ・日本生態学会編(2012)生態学入門(第2版)、東京化学同人
- ・第2回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生(1982)環境庁
- ・末広喜代一ほか(1985)丘陵公園予定地とその周辺部の植生、昭和59年度満濃池動植物現況基礎調査、香川動植物の会
- ・末広喜代一ほか(1985)讃岐丘陵公園予定地の植物相と植生、国営讃岐丘陵公園(仮称)地域の動植物現況調査報告書、香川動植物の会

注1)暖かさの指数：

吉良達夫博士(植物生態学者)が考案した指数。月平均気温5℃以上を植物の生育可能な温度と考え、月平均気温5℃以上の月について、月平均気温から5℃を引いて、この温度を1年間積算した値。植生区分と密接に関係することが認められており、85~180が暖温帯常緑広葉樹林、45~85が冷温帯落葉広葉樹林に相当する。

注2)植生遷移：

陸上の植生(植物群落)は、自然界では、裸地から出発して、草地→低木林→高木林へと姿(樹種構成)を変えていくことが知られている。これを植生遷移という。高木林は、明るい環境に適応した陽樹林から、暗い環境に適応した陰樹林に遷移していく。この最終段階の陰樹林を「極相・極相林」という。西南日本(暖温帯)では、マツ林→クヌギ、コナラなどの落葉広葉樹林へ遷移し、最終的にシイ、カシ、クスノキなどの常緑広葉樹林で安定する(極相に至る)ことが認められている。

西南日本において、マツ林や落葉広葉樹林が長年にわたって維持されてきたのは、人々が森に関わり、植生遷移の進行を止めていたことによる。森林が管理放棄されれば、止められていた植生遷移が動き出す(植生遷移が進行する)のが自然の理である。

第3節 歴史環境

1 まんのう町の歴史

まんのう町内には各時代・各種類の文化財が散在しているが、古代から中世にかけての重要な仏教関係遺跡が所在することが特徴である。白鳳・奈良期の古代寺院である弘安寺廃寺・佐岡寺跡、平安時代の山林寺院である国指定史跡中寺廃寺跡、平安時代後期から中世の山林寺院である尾背廃寺跡、平安時代後期の経塚群が所在する金剛院経塚、弘法大師空海との関係が深い満濃池・神野寺等である。これまでの断片的な調査から見えてくるものは、白鳳・奈良期の古代寺院、平安時代の古代山林寺院、平安時代後期~中世の山林寺院、経塚群という変遷の可能性が想定され、まんのう町に古代から中世にかけて華開いた仏教文化を物語る。

まんのう町の歴史のもう一つの特徴が、干ばつによる水不足によって独自の文化を育むこと

となった点であり、その代表的な事例が満濃池である。自然環境と人々との関わりの中で様々な歴史文化が育まれてきた。平野部では稲作農耕の開始以降、水田、灌漑水路の敷設等によって土地開発が進み、古代以降に条里地割が施行されており、現在も町内の平野部の多くで条里地割の痕跡がみられる。その後、各地で新田開発や、灌漑水路の整備や再整備が繰り返されていくが、降水量の少ない気候に加え、山が浅く河川が急流で、流水の利用が困難な環境によって、干ばつに悩まされてきた。そのため、満濃池に代表される谷地形や平野部の伏流水などの自然環境を利用したため池の築造が古くから行なわれてきた。こうした状況は現在まで続き、これまでため池の築造などの治水事業が進められてきた。その結果、現在のため池総数は、町内で約 900 箇所に及ぶ。人為の及ばない干ばつについては、神仏へ踊りに合わせて歌や念仏を奉納することによって、降雨を祈願する綾子踊や大川念仏踊といった雨乞踊が行われてきた。二年に一度奉納される重要無形民俗文化財綾子踊は初期歌舞伎踊の風情を色濃く残す小歌踊で、水の踊、四国踊、綾子踊、忍びの踊などの小歌に合わせて踊る。綾子踊の大きな特徴が男子女装であり小学生男子が「小踊」を、中学生男子から青年が「大踊」を演じる。地域一丸となって自然の猛威に立ち向かってきた姿は今も変わらず、住民一同が心をつにして代々奉納を続けている。令和4年11月30日、ユネスコ無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会において、まんのう町の綾子踊を含む風流踊がユネスコ無形文化遺産代表一覧表へ記載された。

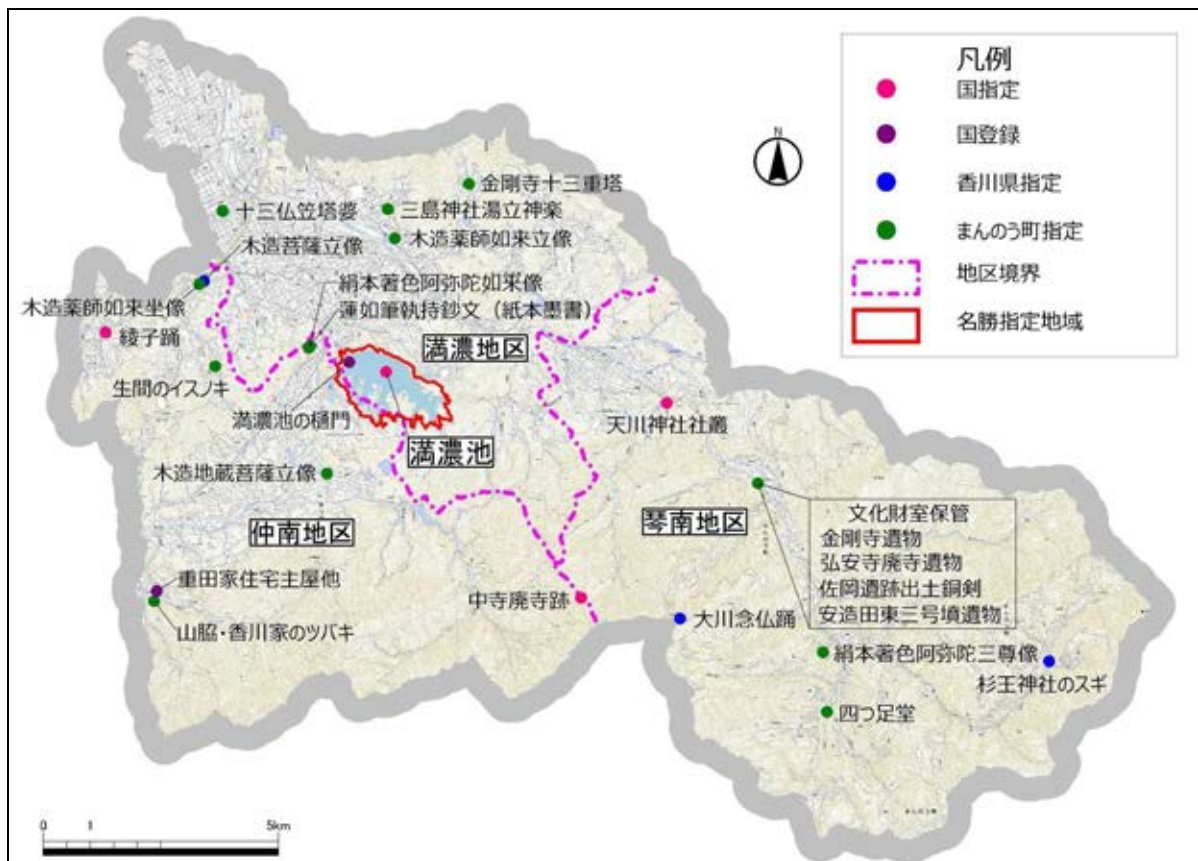
2 まんのう町にある指定文化財等

まんのう町には国指定文化財が4件、国登録文化財が7件、県指定文化財が3件、町指定文化財が16件である。指定文化財の種別は有形文化財が14件(建造物3件、絵画2件、彫刻4件、書跡1件、考古資料4件)で最も多く、天然記念物の植物が4件、無形民俗文化財が3件、史跡と名勝が各1件となっている。また、満濃池はまんのう町で初めて名勝として指定された文化財である。

まんのう町内には各時代・各種類の文化財が散在しているが、中でも古代から中世にかけての重要な仏教関係遺跡が所在することが特徴である。それは白鳳・奈良期の古代寺院である弘安寺廃寺・佐岡寺跡、平安時代の山林寺院である国指定史跡中寺廃寺跡、平安時代後期から中世の山林寺院である尾背廃寺跡、平安時代後期の経塚群が所在する金剛院経塚、弘法大師空海との関係が深い国指定名勝満濃池・神野神社・神野寺等である。これらは中寺廃寺跡と満濃池を除き詳細な調査は行われていないが、これまでの断片的な調査から見えてくるものは、白鳳・奈良期の古代寺院、平安時代の古代山林寺院、平安時代後期～中世の山林寺院、経塚群という変遷の可能性であり、またこれらが約10kmの範囲内に所在し相互に関係した可能性が高く、まんのう町に「古代から中世にかけて華開いた仏教文化」を物語る貴重な文化財である。まんのう町では、中寺廃寺跡を始めとした町内仏教関係遺跡群を計画的に調査・整備し、地域住民が誇りと感じる貴重な文化財として保護するとともに、持続性の高い観光資源の核として周辺公共施設を含め、ボランティア団体・地元住民が主体となった各種イベントを開催するなどの活用を図ることにより、町の交流人口の増加を促し、より一層町の活性化を図ることを主眼に置き、継続的な調査を実施している。

第2-2表 まんのう町にある指定文化財等

文化財の種類				指定区分			
				国	県	町	計
指定	有形文化財	重要文化財	建造物			3	3
			美術工芸品		1	10	11
	無形文化財	工芸技術等					
	民俗文化財	有形民俗文化財					
		無形民俗文化財		1	1	1	3
	記念物	史跡		1			1
		名勝		1			1
		天然記念物	動物				
			植物	1	1	2	4
			地質				
	文化的景観						
	伝統的建造物群						
登録	有形文化財	建造物		7			7
計				11	3	16	30



第2-10図 まんのう町にある指定・登録文化財位置図



写真2-1 重要無形民俗文化財 綾子踊



写真2-2 登録有形文化財 満濃池樋門



写真2-3 登録有形文化財 重田家住宅主屋他5件

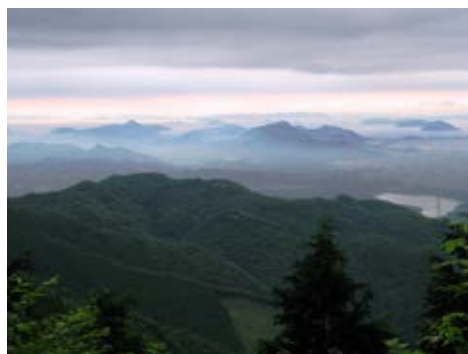


写真2-4 史跡 中寺廃寺跡遠景



写真2-5 天然記念物 天川神社社叢



写真2-6 香川県指定無形民俗文化財
大川念仏踊



写真2-7 香川県指定天然記念物
杉王神社のスギ



写真2-8 まんのう町指定有形文化財
安造田東3号墳遺物

第2-3表 まんのう町にある指定・登録文化財一覧

国指定

名称	指定区分	所在地	指定年月日	備考
満濃池	名勝	まんのう町神野	令和元年10月16日	
綾子踊	重要無形民俗文化財	まんのう町佐文	昭和51年 5月 4日	
天川神社社叢	天然記念物	まんのう町造田	昭和55年12月17日	
中寺庵寺跡	史跡	まんのう町造田	平成20年 3月28日	

国登録

名称	登録区分	所在地	登録年月日	備考
満濃池樋門	有形文化財	まんのう町神野	平成12年 2月15日	
重田家住宅主屋	有形文化財	まんのう町山脇	平成15年 9月19日	
重田家住宅長屋門	有形文化財	まんのう町山脇	平成15年 9月19日	
重田家住宅道具蔵及び雪隠	有形文化財	まんのう町山脇	平成15年 9月19日	
重田家住宅米蔵	有形文化財	まんのう町山脇	平成15年 9月19日	
重田家住宅取合廊下	有形文化財	まんのう町山脇	平成15年 9月19日	
重田家住宅土塀及び石垣擁壁	有形文化財	まんのう町山脇	平成15年 9月19日	

香川県指定

名称	指定区分	所在地	指定年月日	備考
杉王神社のスギ	天然記念物	まんのう町川東	昭和46年 4月30日	
木造菩薩立像	有形文化財(彫刻)	まんのう町買田	昭和56年 4月21日	
大川念仏踊	無形民俗文化財	まんのう町中通	平成19年 3月30日	

まんのう町指定

名称	指定区分	所在地	指定年月日	備考
木造地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	まんのう町七箇	昭和58年 3月24日	
木造薬師如来坐像	有形文化財(彫刻)	まんのう町買田	昭和58年 3月24日	
木造薬師如来立像	有形文化財(彫刻)	まんのう町長尾	平成19年 2月27日	
絹本着色阿弥陀三尊像	有形文化財(絵画)	まんのう町勝浦	昭和59年 8月 1日	
絹本着色阿弥陀如来像	有形文化財(絵画)	まんのう町七箇	平成 9年 7月 1日	
蓮如筆執持鈔文(紙本墨書)	有形文化財(書籍)	まんのう町七箇	平成 9年 7月 1日	
十三仏笠塔婆	有形文化財(建造物)	まんのう町四条	平成14年 3月19日	
四つ足堂	有形文化財(建造物)	まんのう町勝浦	平成18年 2月10日	
金剛寺十三重塔	有形文化財(建造物)	まんのう町炭所東	平成22年11月30日	
安造田東三号墳遺物	有形文化財(考古資料)	まんのう町中通	平成19年11月30日	出土地はまんのう町羽間
金剛寺遺物	有形文化財(考古資料)	まんのう町中通	平成21年 3月31日	出土地はまんのう町炭所東
弘安寺庵寺遺物	有形文化財(考古資料)	まんのう町中通	平成22年 3月31日	出土地はまんのう町四条
佐岡遺跡出土銅剣	有形文化財(考古資料)	まんのう町中通	平成29年11月28日	出土地はまんのう町佐岡
三島神社湯立神楽	無形民俗文化財	まんのう町長尾	平成18年 3月13日	
生間のイスノキ	天然記念物	まんのう町生間	平成24年 2月29日	
山脇 香川家のツバキ	天然記念物	まんのう町山脇	平成24年 2月29日	

第4節 社会環境

1 まんのう町の人口と推移

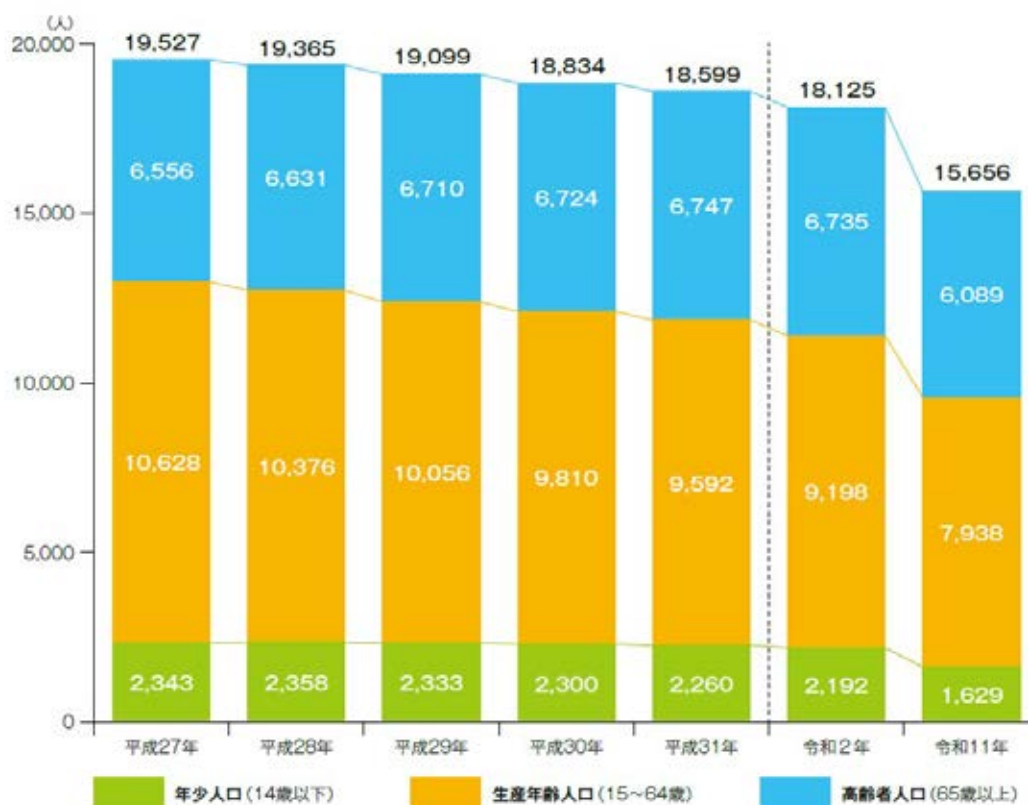
2023(令和5)年2月1日時点のまんのう町の人口は17,569人で、世帯数は7,444世帯である。人口は減少基調で推移しており、平成26年から平成31年の推移をみると、琴南地区で約16%、満濃地区で約3%、仲南地区で約8%の減少となっており、とりわけ、南部の中山間地域の定住対策が課題であることがわかる。

第2-11図は令和2年3月に策定された「第2次まんのう町総合計画」において、平成26年から平成31年の人口推移を基に令和2年と令和11年の予測人口を示した図である。このままの傾向で推移すると、令和11年には15,000人台に減少し、横ばい傾向で推移してきた年少人口(0～14歳人口)も10年間で500人以上減少すると推測される。

なお、実際の令和2年の人口は18,401人(年少人口2,215人、生産年齢人口9,448人、高齢者人口6,738人)であったため、予測モデルより若干緩やかな減少となっている。

	平成26年	平成31年	増減率
琴南地区	2,596	2,183	-15.9%
満濃地区	12,906	12,488	-3.2%
仲南地区	4,265	3,928	-7.9%
合 計	19,767	18,599	-5.9%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



※平成26年から平成31年までは住民基本台帳(各年4月1日現在)。

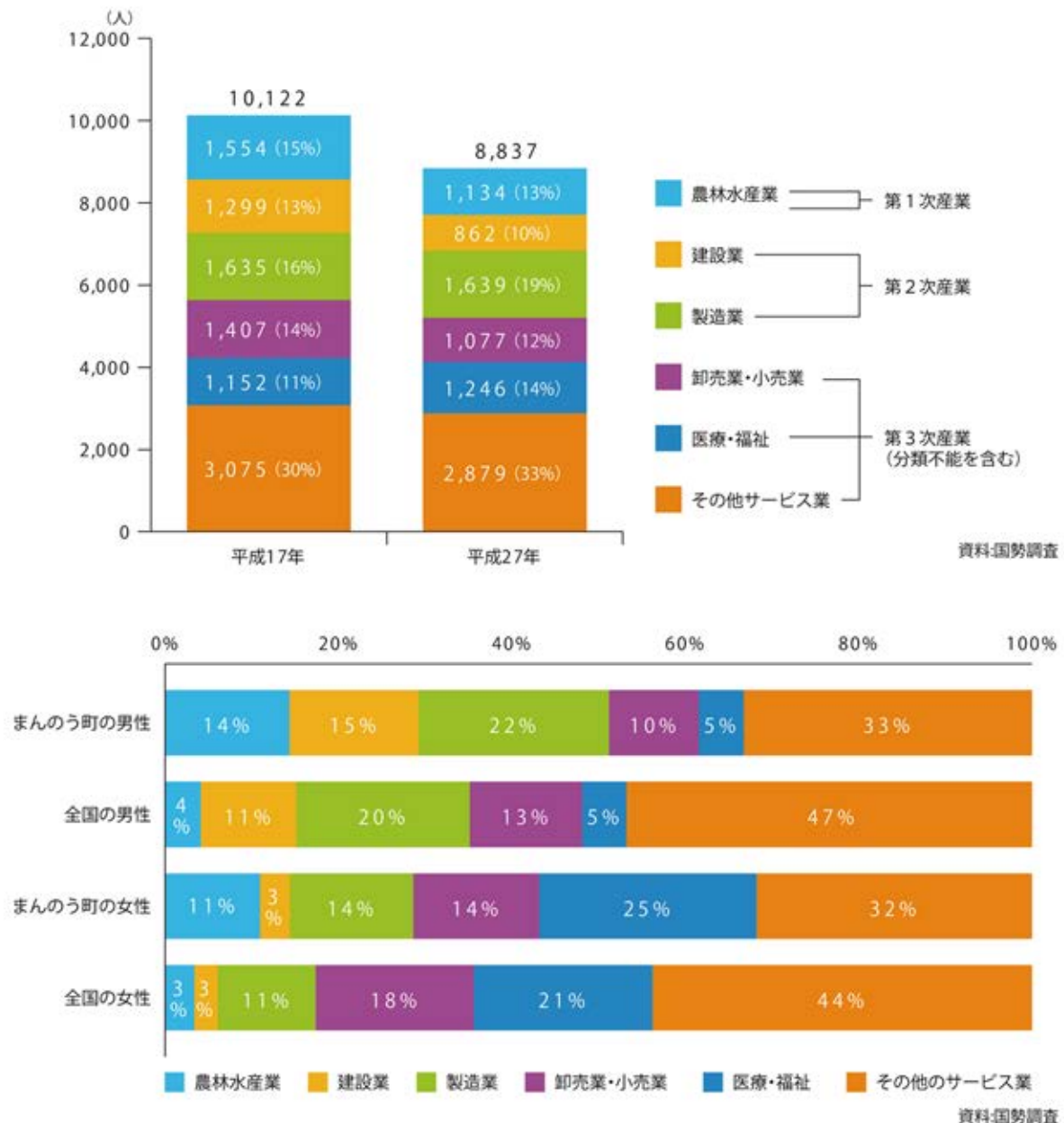
※令和2年と令和11年は、平成26年と平成31年の住民基本台帳人口を「基準人口」としてコーホート変換率法により推計

「第2次まんのう町総合計画」より引用

第2-11図 まんのう町の人口と推移

2 まんのう町の産業構造

平成27年国勢調査によると、まんのう町の就業者は8,837人で、10年さかのぼった平成17年から1割ほど減少している。産業区分別の構成比は、第1次産業が13%、第2次産業が28%、第3次産業(分類不能の産業を含む)が59%となっている。構成比を男女別に細かく見ると、男女とも、農林水産業の就業割合が全国平均より高く、男性の建設業や製造業、女性の医療・福祉の就業割合が全国平均より高いところにまんのう町の特徴がある。(第2-12図)



「第2次まんのう町総合計画」より引用

第2-12 図 まんのう町の産業

3 まんのう町の交通環境・観光資源・公園・社会教育施設

まんのう町は北部の満濃地区、南東部の琴南地区、南西部の仲南地区がある。まんのう町の交通環境について概観し、続いて地区ごとにまんのう町内に所在する観光資源・公園・社会教育施設について紹介する。

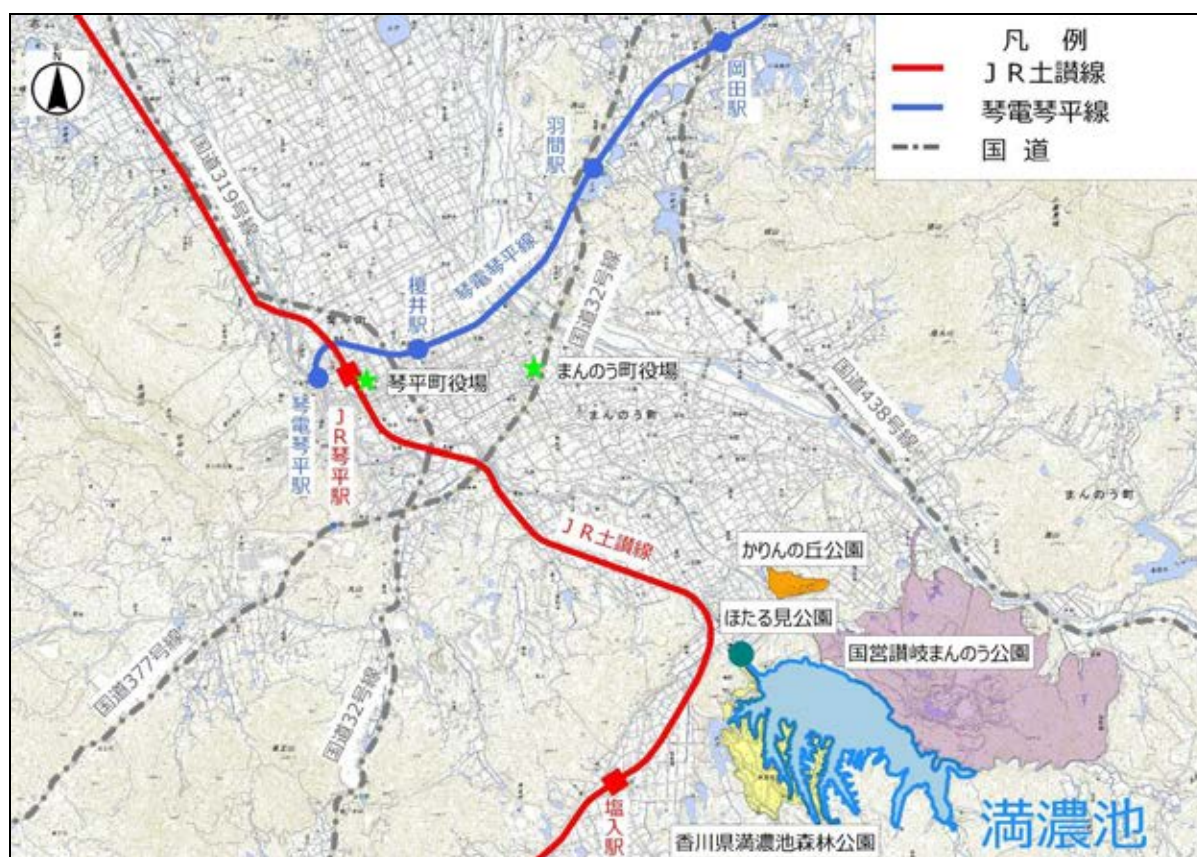
(1) 交通環境

まんのう町の主要幹線道路は国道 32 号が北から西へ走り、これに合流する国道 319 号と国道 377 号がある。また、国道 438 号は町域を北から南へと走り、徳島県へと至る。鉄道では、JR 土讃線は塩入駅と黒川駅、高松琴平電気鉄道(通称ことでん)は羽間駅を有する。(第 2-13 図)

満濃池への車でのアクセスは、岡山・愛媛・高知方面からは、高松自動車道・善通寺 IC より車で約 25 分、徳島方面からは、徳島自動車道・美馬 IC より車で約 40 分である。

また、鉄道を利用する場合は、JR 利用であれば琴平駅よりタクシーにて約 15 分、高松琴平電気鉄道利用であれば、琴平駅・岡田駅よりタクシーで約 15 分である。なお、駅から徒歩で向かう場合は、最寄りの JR 塩入駅から約 2 km である。

また、航空機を利用する場合は、高松空港からタクシーで約 40 分である。



第 2-13 図 満濃池へのアクセス

(2) 観光資源

・満濃地区

満濃地区の観光資源は間違いなく名勝満濃池である。周辺住民は満濃池を修築した弘法大師と満濃池に強い誇りと愛着を持っており自慢の満濃池である。弘法大師を、親しみを込めて「おお大師さん」と呼び、1932(昭和 7)年～1934(昭和 9)年に空海誕生千百年祭の記念事業を行い、廃れていた神野寺(空海創建)を満濃池堰堤左岸の丘陵に再興するとともに、同寺境内の満濃池

を見下ろす場所に弘法大師銅像を建立したことからそれがわかる。毎年6月15日前後に行われる「ゆる抜き」は住民にとって古くからの一大イベントで、県内外から多くの観光客が訪れる。満濃池堰堤の北に建つ、かりん亭では、農家の女性グループが打つコシの強いうどんを味わうことができるほか、満濃地区特産のヤーコンを練り込んだヤーコンうどんが味わえる。また空海さんが唐より持ち帰り満濃池のほとりに植えたと伝わるかりんは町の名産となっており、かりんの加工品など満濃地区の名産品が店頭に並ぶ。



写真2-9 満濃池のゆる抜き



第2-14図 まんのう町観光資源位置図

・琴南地区

琴南地区には香川県第1峰竜王山、第2峰大川山が連なり、いずれも1000mを超える。海辺の標高0m地点から登山道まで車で約1時間以内に到着することができる。市街地からの1000m級の山々へのアクセスの良さは全国的に見ても珍しい。大川山の西尾根に位置する平安時代

の寺院跡、中寺廃寺跡(標高約720m)は北向きの眺望を遮るものが無く、ほぼ香川県全域を見渡すことができる。国道438号沿いには四季折々の景色が美しい三霞洞溪谷などもあり、気軽に大自然に溶け込むことが可能である。それも平野部の端から屏風のごとく急激にそびえる讃岐山脈の成せる業であり、そういった地形の変化が見せる風景の美しさも観光における魅力である。なお、三霞洞溪谷は三角集落にあった溪谷を明治時代末に「三霞洞溪谷」の字を当て景勝地として喧伝されたものである。また、旧琴南町が当地に温泉施設を開発した際に「美霞洞」の字を用いるようになった。

近年のコロナ禍でのハイキング客の増加は平年の10倍を超えている。また標高800mの高原地域ならではの蕎麦栽培も近年、力を入れている。「島が峰蕎麦」として花の時期には観賞会、道の駅エピアみかどでの新蕎麦販売や文化祭での新蕎麦振る舞い、観光客向けの蕎麦打ち体験「川奥そば打ち道場」の開設、また観光客が味わうことのできる店舗の出店なども計画されている。1980年代に最盛期を迎えていた高原キャベツ栽培もそば栽培との二毛作作物として復活しており、平野部では味わえない柔らかな食感が好評を得ている。また作付面積は年々減少しているが、山から人の生活圏を通ることなく流れ込む水で栽培される米も非常に味が良い。山の恵みは豊かで、ほとんどの市町が平野に位置する香川では貴重である。

道の駅エピアみかどは日帰り温泉施設を併設している。平賀源内ゆかりの温泉として約250年の歴史があり、やや白く濁ったとろりとした湯で遠方からも訪れる客が後を絶たない。近隣の関西大手ホテルグループ経営の旅館では、同じ泉質の湯を楽しめる他、犬連れの宿泊、三霞洞溪谷散策などが楽しめる。アウトドアを満喫できる施設も充実している。ことなみ土器どき

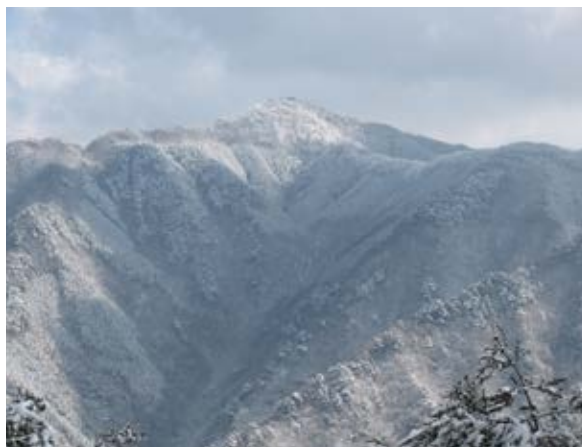


写真2-10 大川山



写真2-11 三霞洞溪谷

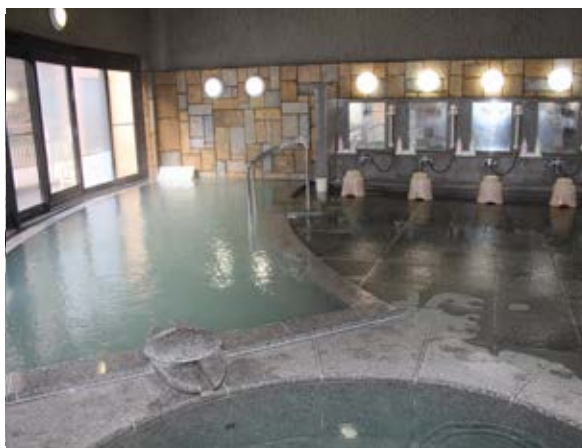


写真2-12 エピアみかど

ひろばでは土器川の緩やかな流れの横に芝生の広場が広がり、親子連れがピクニックやバーベキューを楽しんでいる。健康ふれあいの里、大川山キャンプ場ではキャンプ施設が整っており、特に夏は多くの客でにぎわう。海沿いの街で開かれる瀬戸内国際芸術祭のようなアート企画を山間部にも届けようと2013年から始まったかがわ・山なみ芸術祭は、廃校や空き家、休耕田を利用した展示で全国より観光客を迎えている。



写真2-13 大川山キャンプ場

・仲南地区

仲南地区の観光資源で一番に躍り出るのは「ひまわり」である。1983(昭和58)年に小規模に始まったひまわり栽培は住民の地道な努力によって18haと大きく広がり、現在ではJR四国土讃線の観光列車「四国まんなか千年ものがたり」が観賞のために塩入駅に停車するまでになっている。町では開花速報なども出し、ひまわり畑の観賞に各地から多くの観光客が訪れ、例年7月にはひまわり祭りが行われる。ひまわりは、ひまわり油や焼酎「みちる」として加工され、町内各地で販売中である。特にひまわり油は近年の健康油ブームに乗り希少油として好評で、搾りかすを餌として与えられた牛が「ひまわり牛」ブランドとして生産され話題になっている。最近ではひまわりウエディングイベントなる新しい催しが試みられている。仲南地区は様々な農産物の生産が盛んで、たけのこも有名である。土壌がえぐみのないたけのこ栽培に向いており、たけのこの出荷数は県内一である。他に栗や桃などたくさんの新鮮な農産物が道の駅空の夢もみの木パーク内仲南産直市に並ぶ。野口ダムそばの山深い地に立地する塩入温泉は、ドライブがてら立ち寄るには打って付けの憩いの場となっている。併設されている塩入ふれあいロッジ・ふるさと研修館で宿泊もできる。



写真2-14 ひまわり畑



写真2-15 仲南産直市



写真2-16 塩入温泉

第2-4表 まんのう町観光資源一覧

観光資源	所在地	HPアドレス	電話番号
竜王山	勝浦	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/yamaaruki/ryuozan-samukazetougecourse.html	まんのう町役場地域振興課 0877-73-0122
大川山	中通	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/yamaaruki/ryuozan-samukazetougecourse.html	まんのう町役場地域振興課 0877-73-0122
三霞洞溪谷	勝浦	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/yamaaruki/ryuozan-samukazetougecourse.html	まんのう町役場琴南支所 0877-85-2111
エピアみかど	川東2355-1	http://e-mikado.jp/	(一財)ことなみ振興公社 0877-56-0015
川奥そば打ち道場	川東2748-6	—	まんのう町役場琴南支所 0877-85-2111
ことなみ土器どきひろば	造田	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/asobu/kotonamidokidokihiroba.html	まんのう町役場琴南支所 0877-85-2111
健康ふれあいの里	造田49-25	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/asobu/kotonamidokidokihiroba.html	(一財)ことなみ振興公社 0877-85-2020
大川山キャンプ場	中通 1156	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/asobu/kotonamidokidokihiroba.html	(一財)ことなみ振興公社 0877-84-2165
ひまわり畑	帆山	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/asobu/kotonamidokidokihiroba.html	まんのう町役場地域振興課 0877-73-0122
仲南産直市	追上424-1	https://www.shioiri-onsen.jp/buy/	(有)仲南振興公社 0877-75-1994
塩入温泉	塩入718-140	https://www.shioiri-onsen.jp/warm/	(有)仲南振興公社 0877-78-3363
塩入ふれあいロッジ	塩入718-140	https://www.shioiri-onsen.jp/	(有)仲南振興公社 0877-78-3837
ふるさと研修館	塩入672-2	https://www.shioiri-onsen.jp/	(有)仲南振興公社 0877-78-3322
かりん亭	神野168-7	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/taberu/karintei.html	0877-75-3335

(3)公園

第2-15図・第2-16図に示す通り、まんのう町には満濃池を南北にはさむように自然環境を生かした公園が2件ある。満濃池北岸には国営讃岐まんのう公園がある。国営公園では年間を通して四季折々の花が何万株も植え替えられ、どのシーズンに訪れても新しい風景を楽しむことができる他、自然の森の散策に加え、人工の滝、サイクリングコース、満濃池展望遊歩道、子ども向け大型遊具など様々なアクティビティを味わうことができる。毎年夏には、大型野外ライブが開かれ全国各地から若者が集う。

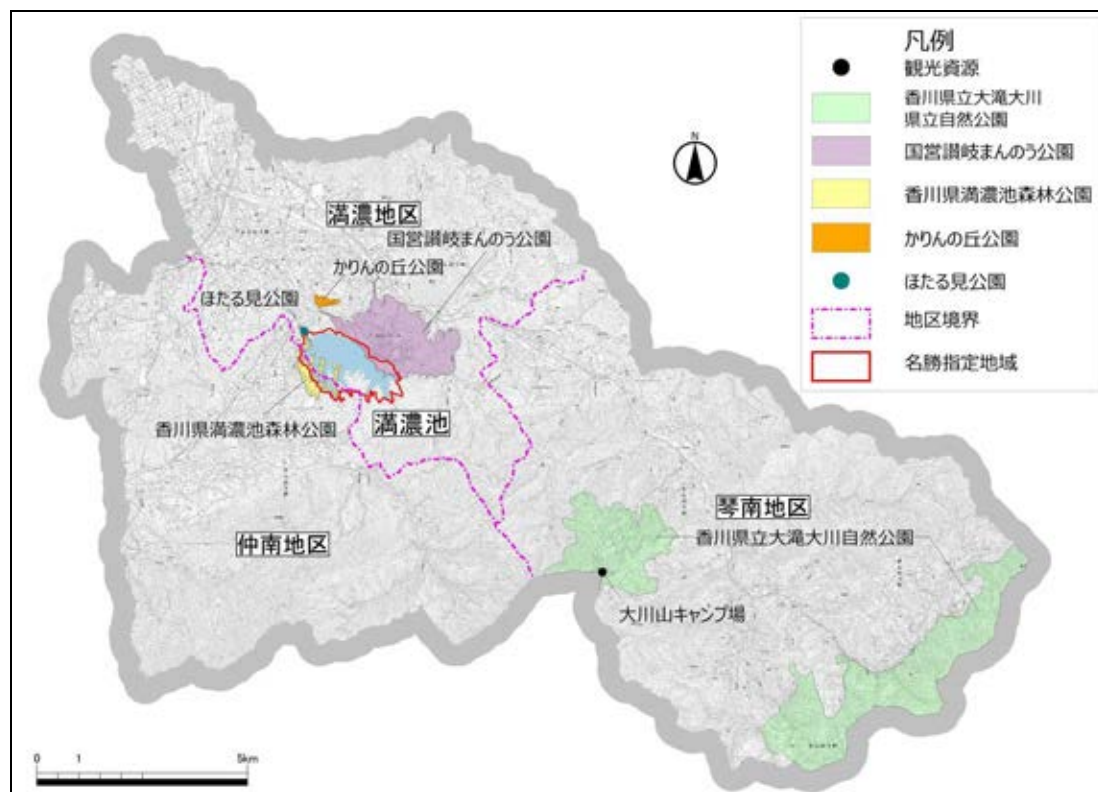
満濃池南岸には香川県満濃池森林公園がある。南岸の半島になった部分に遊歩道が整備され

散策しながら様々な植物や野鳥を観察することができる。特に春にはヤマザクラ、秋には色々なドングリを見ることができて楽しい。子ども向けの遊具も数多く設置されている。芝生の広場にはソメイヨシノが植えられ、春には弁当を携えた花見客が押し寄せ、場所取りに忙しい。

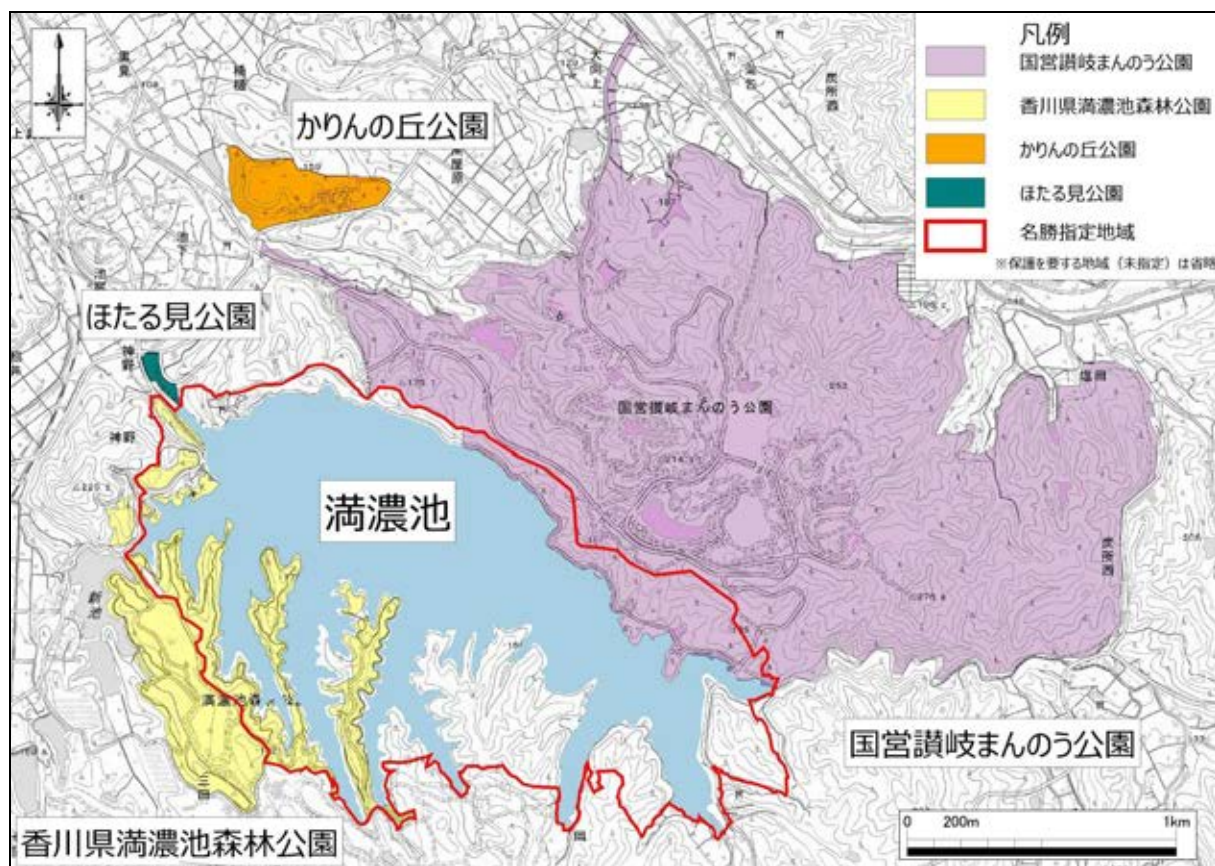
国の登録有形文化財満濃池樋門から西にはほたる見公園が整備されている。毎年6月15日前後の「ゆる抜き」は見物客がこちらから観賞するため大変賑わう。遊歩道沿いに紫陽花や牡丹が植えられ、台風後などにしか見ることでできない余水吐から満濃池の貯水が流れ出る珍しい現象「幻の滝」を見ることができる。遊水路では梅雨前の風物詩として、ほたる見を楽しみに人々が訪れる憩いの場である。

町営のかりんの丘公園は、休息・観賞・運動を目的とした総合公園で、少年野球・少年サッカー・ソフトボール・グラウンドゴルフ等のスポーツエリアと、大型複合遊具等も整備し、東屋や休憩施設も併設している。また、四国でも数少ない自転車・オートバイトライアルのモーターサイクルスポーツエリアも整備し、自然環境の景観を展望、散策しながら楽しむことができる。休日には町内外から子ども連れの家族が多く訪れる。

大川山山頂を中心とした県境の稜線に位置する大滝大川県立自然公園は、1992(平成4)年、香川県初の県立自然公園として指定された。公園地域は広大で、大滝山から竜王山を経て県道まんのう三野線の滝の奥峠に至る地域と大川山を中心とする地域で面積2,363haである。大滝山のブナ林や大川山のイヌシデ林などの貴重な自然林が残され、また、数多くの絶滅危惧種となっている昆虫や野鳥などが生息している。大川山山頂に位置する大川山キャンプ場等が野外レクリエーション施設として整備され、春から秋にかけて小・中学校の宿泊学習や、キャンプ客でにぎわう。



第2-15図 まんのう町公園位置図



第2-16図 まんのう町公園位置図(満濃池周辺)



写真2-17 国営讃岐まんのう公園



写真2-18 香川県満濃池森林公園



写真2-19 ほたる見公園

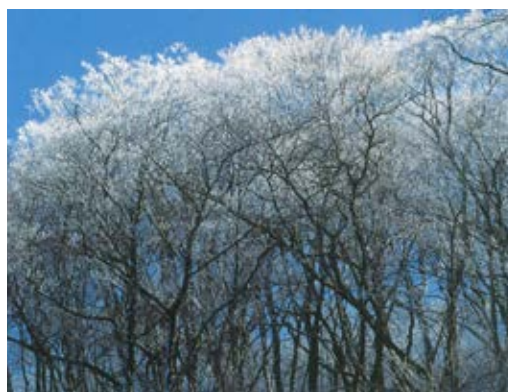


写真2-20 大滝大川県立自然公園イヌシデ林の霧氷

第2-5表 まんのう町公園一覧

公園	所在地	HPアドレス	電話番号
国営讃岐まんのう公園	吉野4243-12	https://sanukimannopark.jp/	0877-79-1700
香川県満濃池森林公園	七箇4109-24	https://mannou-mori.com/	0877-78-3364
はたる見公園	吉野3270	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/park/hotarumikouen.html	まんのう町役場建設土地改良課 0877-73-0107
かりんの丘公園	吉野4314-1	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/park/karinnooka.html	まんのう町役場建設土地改良課 0877-73-0107
大滝大川県立自然公園	塩江町上西、まんのう町勝浦、中通	https://www.pref.kagawa.lg.jp/mid-orihozen/shizen/you-fo/otaki-kouen/about.html	香川県環境森林部みどり保全課 087-32-3214

(4)社会教育施設

満濃池堰堤の北の小高い丘にまんのう町立かりん会館が建つ。満濃池に関する展示を行っており、実際に江戸時代に満濃池で使用していた木製ゆる、石製底樋、歴史の解説パネル等が展示され、満濃池を見学に来た方のためのガイダンス施設としての役割を担っている。また、年間を通して各種講演会や講座などが開かれ、見学者に限らず多くの来館者が訪れる。また、かりん会館を中心に活躍するボランティアグループである「まんのう池コイネット」は、事前予約により、満濃池の現地解説やかりん会館での展示説明や講座を実施している。コイネットは平成17年6月に設立されて以来、満濃池周辺のガイド、俳句大会、コンサート等を行い、満濃池の行楽的利用、学習の場としての利用をサポートする民間のボランティア団体である。

2013(平成25)年にオープンしたまんのう町立図書館では幼児向けのおはなし会やワークショップが充実している。まんのう天文台で撮影された星の写真が季節替わりで展示されているほか、安造田東3号墳出土モザイクガラス玉のレプリカ(ガラス工芸作家松島巖氏製作)が常設展示されている。

仲南支所横のまんのう町町民文化ホールは収容人数389人で大規模な講演会等に利用される。教育委員会では毎年「森のコンサート」と題し、オーケストラを招いたコンサートを主催し、町内外のクラシックファンより好評を得ており、町内児童がクラシックに触れる機会となっている。



写真2-21 かりん会館 ゆるの展示



写真2-22 かりん会館での解説



写真2-23 まんのう町町民文化ホール

道の駅空の夢もみの木パーク横の二宮忠八飛行館は、二宮忠八(1866～1936、明治～昭和期の軍人、実業家)が明治期、この地で飛行原理を考案したことから建設された。玉虫形飛行器の複製模型をはじめとした再現模型や書簡などが展示されており、年間を通して多くの来館者が訪れる。

同じく国道32号沿いの旧仲南北小学校にまんのう町民具展示室が整備されている。展示室は教室をリフォームしており、昭和初期の生活スペース、納屋をイメージして作られ、主に昭和20～30年代の衣・食・住の道具が集められている。展示物は一部触って体験することも可能である。収蔵室も含めると1,500点以上の収蔵品が収蔵されている。町内外から小学生が昔の暮らしの学習に訪れている。

琴南ふるさと資料館では町内の遺跡から出土した遺物や、文化財保護協会の研究報告などを展示している。国指定遺跡中寺廃寺跡から出土した錫杖、三鈷杵などの銅製品や、安造田東3号墳出土の子持ち高坏など貴重な遺物が常設され、まんのう町の歴史について学ぶことができる。町内の小学生が学習で見学に来る他、県内の文化財学習グループや公民館講座等の団体などがよく訪れる。

大川山山頂にあるまんのう天文台は、コンピューター制御の30cm反射望遠鏡と屈折式望遠鏡が設置された天体観測施設である。週末には天体観望会を実施し多くの利用者がある。また大川山キャンプ場の利用客の多くが天文台にも訪れ、2014(平成26)年のオープン当初より大変な人気を評している。

また、令和4年度には、まんのう町によって満濃池を一周できる周遊道が整備され、今後の活用が期待されている。



写真2-24 二宮忠八飛行館



写真2-25 まんのう町民具展示室



写真2-26 まんのう天文台



写真2-27 満濃池周遊道案内図



第2-17図 まんのう町社会教育施設位置図

第2-6表 まんのう町社会教育施設一覧

社会教育施設	所在地	HPアドレス	電話番号
かりん会館	神野168-7	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/asobu/karinkaikan.html	0877-75-0200
まんのう町立図書館	吉野下957	http://www.manno-library.jp/	0877-56-4055
まんのう町民文化ホール	生間415-1	https://www.town.manno.lg.jp/kurashi/kokyo/bukna/chomin-bunka.html	まんのう町教育委員会生涯学習課 仲南公民館 0877-77-2990
二宮忠八飛行館	追上358-1	http://chuhachi.netcrew.co.jp/	0877-75-2000
まんのう町民具展示室	宮田750-4	https://www.town.manno.lg.jp/kurashi/kurashi_guide/kyoiku/bunkazai/shiryokan/entry-715.html	まんのう町教育委員会生涯学習課 文化財室(琴南公民館内) 0877-85-2221
琴南ふるさと資料館	中通871-1	https://www.town.manno.lg.jp/kurashi/kurashi_guide/kyoiku/bunkazai/shiryokan/entry-511.html	まんのう町教育委員会生涯学習課 文化財室(琴南公民館内) 0877-85-2221
まんのう天文台	中通115-242	https://www.town.manno.lg.jp/kan-ko/tenmondai/mannotenmondai/	0877-89-0619

4 満濃池の受益範囲と用水系統

満濃池は、香川県の西部の丸亀平野を流れる金倉川の上流域にあたる仲多度郡まんのう町に所在する。堤高 32m、堤長 155.8mを測る堰堤によって、讃岐山脈から派生した丘陵狭窄部の一か所を堰き止めて築造するダム式のため池であり、約 1,540 万 m^3 の水を貯えている。これは農業用のため池としては、貯水容量国内第一の規模を誇るものである。現在の満濃池の灌漑範囲(受益面積)は、金倉川や用水路を伝って、丸亀平野の丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町の2市3町からなる 2,638ha(平成 29 年度)におよび香川県域耕地面積 30,800ha(平成 28 年度)の約 1 割に匹敵する農地を潤している。

『続日本紀』によれば、讃岐国は 697(文武天皇元)年から 791(延暦 10)年までの間に 17 回の飢饉の記事がみられる。これは、降雨が少ないという気象条件の他に、大河川がなく平地の大部分が、河川勾配の急な扇状地性の沖積平野から構成されていることによる。背後の讃岐山脈への降雨は、扇状地性の平野の地下の礫層へと浸透するか、河川を流下したとしても早期に瀬戸内海へ流出してしまうという地形条件が影響している。

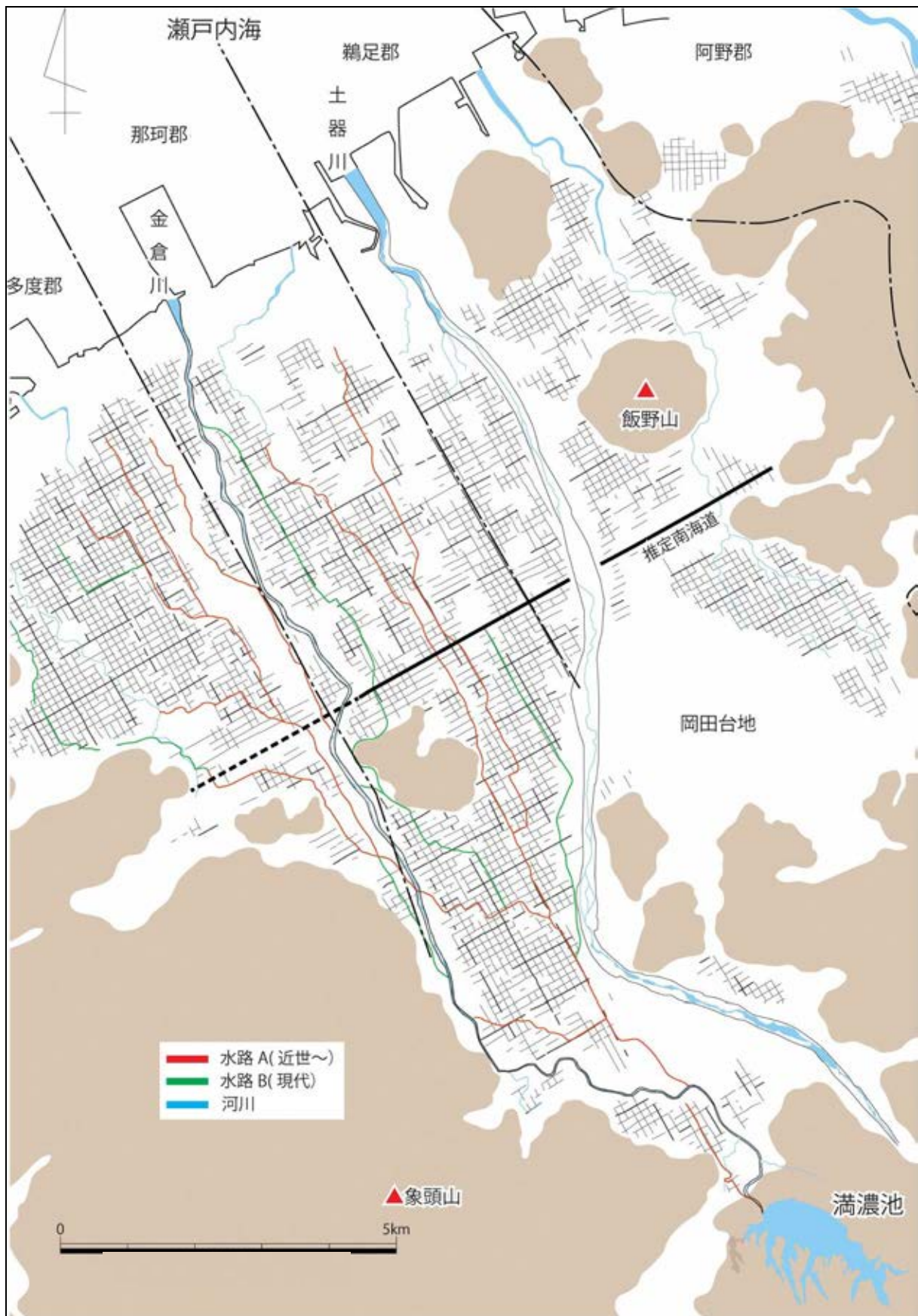
満濃池が築造された古代には、平野部を中心として条里地割に基づく大がかりな耕地開発が進められ、丸亀平野のように大河川がなく、恒常的に河川流量が少ない地域においては、ため池などの貯水源の確保が必要とされた。満濃池は平野の最奥部にあり水源と用水路を兼ねた金倉川を巧みに使用した築造位置やその巨大な規模からみて、築造の主たる目的は、丸亀平野西部の大規模な耕地開発にあったと考えられる。

満濃池の灌漑範囲を示す最も遡る史料として 1641(寛永 18)年の「満濃池水懸り申候村高之帳」がある。同史料は、仲郡(那珂 21 村)・宇多郡(鵜足 8 村)・多度郡(17 村)の各大庄屋が村高や満濃池の水掛かり等の課役を規定したもので、各灌漑受益の村の分布は現在のそれとほぼ同じ広がりをもっている。江戸中期の「讃州那珂郡分間画図」や 1870(明治 3)年の「満濃池水掛村々之図」からは、当時の満濃池からの幹線水路の敷設状況をうかがい知ることができる。これらの幹線水路は 1641(寛永 18)年の「満濃池水懸り申候村高之帳」にみえる各灌漑受益の村々を網羅しており、近代以降も数回の改修工事を経ながらも現在まで使用されているものである。

第 2-18 図は、現在の幹線水路の敷設状況と丸亀平野の条里地割を重ねて図示した。これらの幹線水路は条里地割に合致しており、江戸中期の「讃州那珂郡分間画図」や 1870(明治 3)年の「満濃池水掛村々之図」にみえる丸亀平野西部の広大な灌漑範囲は、古代に遡る可能性を示唆している。このことは、満濃池が築造初期の古代、再築後の近世から現代に至るまで、丸亀平野の重要な灌漑水源として大きな社会的価値を有していることを物語っている。

引用・参考文献

- ・まんのう町教育委員会(2019)第2章 歴史的環境、満濃池名勝調査報告書、9-13.



第2-18 図 丸亀平野の条里地割と満濃池の灌漑路

5 満濃池の名所等の選定状況

満濃池は、名所等の選定のかたちをとって、名所としての価値付けがなされてきた。

満濃池はこれまで、新さぬき百景、四国のみち、ため池 100 選、残したい“日本の音風景 100 選”、香川のみどり百選、ダム湖百選、地域活性化に役立つ近代化産業遺産、ため池百選、世界かんがい施設遺産として選定されおり、これらは指定等のような法的措置を伴うものではないが、名勝地として存在し続ける満濃池の風致景観の観賞に彩りを添えるものである。

第2-7表 満濃池の名所等の選定状況一覧

選定の名称	選定年	選定主体	概要
新さぬき百景	昭和 43 年 (1968)	(株)四国新聞社	明治百年、四国新聞創刊 80 年記念事業の一環として選定された。
四国のみち (四国自然歩道)	昭和 62 年 (1987) ※整備着手	環境庁 ※香川県が整備	全長 1545.6km の長距離自然歩道。四国霊場や、各地に点在する身近な自然や歴史に親しみ、徒歩で四国を一周する。満濃池の堰堤や池岸を通る全長 6.9 km の「満濃池とカリンのみち」が選定された。
ため池 100 選	昭和 54 年 (1979)	(株)四国新聞社	創刊 90 周年記念事業の一環。県下のため池が貯水量の多い順よりランクインした。
残したい 日本の音風景 100 選	平成 8 年 (1996)	環境庁	人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境(音風景)から、「満濃池のゆるぬきとせせらぎ」が選定された。
香川のみどり百選	平成 16 年 (2004)	香川県	香川特有の気候風土の下で、祖先が生活の中で形づくり、守り育ててきた、美しい郷土のみどりの中から「百選」を選定された。
ダム湖百選	平成 17 年 (2005)	(財)ダム水源地理環境整備センター	降雨の少ない香川県に造られた日本最大のため池であり、歴史的価値、社会的価値、憩いの場としての価値が高い点が評価された。
地域活性化に役立つ 近代化産業遺産	平成 21 年 (2009)	経済産業省	1914(大正 3)年に全ての樋がコンクリートや花崗岩に取替えられるとともに、相次ぐ嵩上げなど、近代技術による改良が図られた点が評価された。
ため池百選	平成 22 年 (2010)	農林水産省	農業の礎を担う貴重な水源であるとともに、特色ある伝統、文化、景観、豊かな生態系を育む地域の財産であることが評価された。
世界かんがい施設遺産	平成 28 年 (2016)	国際かんがい排水委員会(ICID)	灌漑農業の画期的な発展等に資するもの、構想・設計・施工・規模等が当時としては先進的なもの、長期にわたり特筆すべき運営・管理を行ってきたものとして評価された。

6 満濃池周辺の土地利用と法規制

満濃池周辺は古来より現在に至るまでさまざまな土地利用が行われてきた地域であり、都市計画法、文化財保護法、都市公園法、香川県森林公園条例、河川法、道路法、土砂災害防止法、森林法等の各種の法規制等がある。(第2-19図)

(1)都市計画区域

満濃池北岸は、都市計画法(1968<昭和43>年6月15日法律第100号)第5条に基づき、香川県が指定する都市計画区域に含まれており、都市公園として国営讃岐まんのう公園が設置されている。

(2)文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地

文化財保護法(1950<昭和25>年5月30日法律第214号)第93条により周知の埋蔵文化財包蔵地として、14箇所が香川県遺跡台帳及びまんのう町遺跡台帳に登載され、周知されている。

(3)都市公園法並びに香川県森林公園条例による公園区域

満濃池周辺には、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園がある。

国営讃岐まんのう公園は、350haの面積を有し、1998(平成10)年に第1期開園、2013(平成25)年に全面開園した。

香川県満濃池森林公園は満濃池南西の丘陵地に位置し、満濃池南西岸の半島が含まれる。1988(昭和63)年に開園した。

(4)河川法に基づく河川区域

満濃池は二級河川金倉川を堰き止めて作られたため池であるため、満濃池の水面を含む金倉川全域は河川法(1964<昭和39>年7月10日法律第167号)第10条第1項により、香川県が管理する河川区域に含まれる。

(5)道路法に基づく道路区域

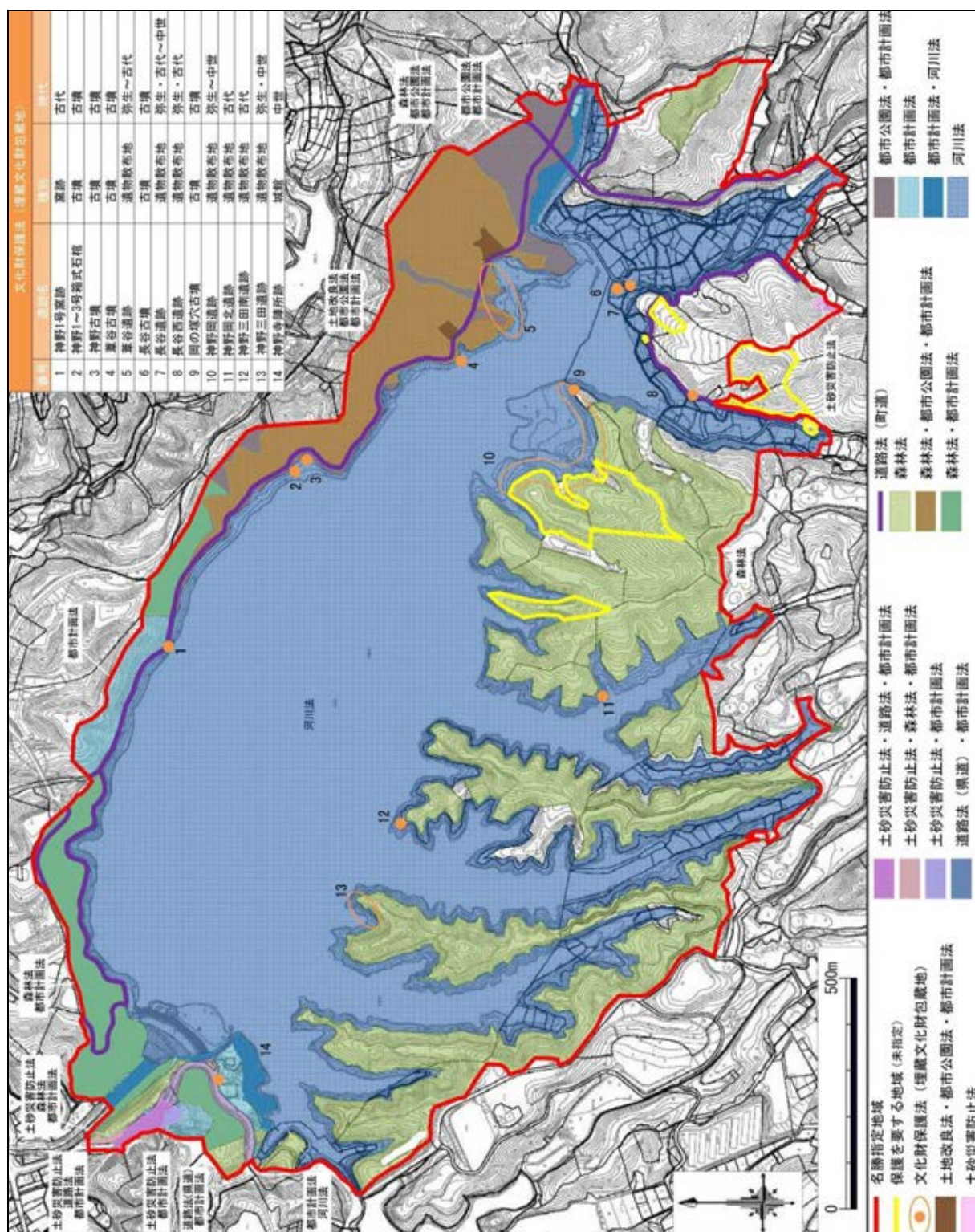
満濃池周辺には県道200号まんのう善通寺線、町道三田線、町道かりん線、町道五毛線、町道桶樋五毛線、町道長谷線がある。

(6)土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

満濃池南東の五毛地区および堤体の北西付近には、土砂災害警戒区域がある。

(7)森林法に基づく保安林区域

満濃池周辺は森林法(1951(昭和26)年6月26日法律第249号)第25条に基づく「土砂流出防備保安林」であり、香川県満濃池森林公園内においては「保健保安林」と一部重複する。



第2-19図 満濃池周辺の土地利用と法規制一覧図

第3章 名勝満濃池の概要

第1節 指定に至る経緯

満濃池は「萬濃池後碑文」によると701-704年(大宝年間)に讃岐の国守道守朝臣により築かれたとされる。以来、度重なる決壊と弘法大師空海(平安時代)や西嶋八兵衛(江戸時代)、長谷川佐太郎(明治時代)らによる修築を繰り返し、明治～昭和にかけての第1次～第3次嵩上げ事業を経て現在に至っている。

香川県は、温暖・小雨である気候条件や、讃岐山脈から派生する主要河川の河川勾配が急傾斜であるという地形的条件の制約により、河川からの恒常的な取水が困難となることから、古代よりため池等の灌漑施設を構築し対処してきたという歴史がある。

こうした満濃池の歴史性や灌漑史に関わる側面が広く知られる一方で、広大な池面と周辺の山容が一体となった風致景観は、江戸時代後期から幕末にかけての地誌等において名所として盛んに取り上げられ、詩歌の対象になるなど、名勝地としての性格をもっていたことが知られる。

また、現在においても、毎年6月15日前後に実施されるゆる抜きは、香川の初夏の風物詩として多くの見物客が訪れる。広大な池面に写る周囲の丘陵や山容は、新緑や紅葉など四季とともに変化をみせ、県内外の来訪者を魅了している。

まんのう町教育委員会では、平成19年度に満濃池総合調査を実施し、主に満濃池の歴史環境や考古学的調査の成果を「満濃池総合調査報告書」(平成20年3月10日発行)に取りまとめた。

その後、まんのう町内で満濃池の豊かな歴史性に裏付けられた優れた風致景観を将来へ向けて保存・活用していく機運が高まり、まんのう町は名勝調査を実施し文化財として価値付けを行うことを決定した。名勝調査は国庫補助事業を活用して平成29年度から平成30年度の2か年において実施した。調査の主な内容は、風致景観、植生の現況や地形・地質等の自然的調査と、歴史的由緒や文芸作品等の人文的調査を実施することで名勝地としての価値付けを行うこととした。また、現況調査には、堤体部分を中心とした測量や空中写真撮影委託を行い、保護を要すべき範囲を検討する資料を得た。これらの調査成果は「満濃池名勝調査報告書」(平成31年3月29日発行)に掲載している。平成31年1月28日に「満濃池の名勝指定について(意見具申)」を文部科学大臣へ意見具申し、令和元年10月16日に国の名勝に指定された。続いて、令和2年3月10日に名勝満濃池を管理すべき地方公共団体として、まんのう町が文化庁長官より指定された。

第2節 指定の状況

1 指定状況

満濃池は令和元年10月16日に国の名勝に指定、続いて令和2年3月10日に名勝満濃池の管

理団体としてまんのう町が指定された。官報告示の内容を以下に示す。

<名勝指定> 令和元年10月16日官報 ○文部科学省告示第78号

名 称：満濃池

所 在 地：香川県仲多度郡まんのう町

地 域：参考図のとおり。

備考：参考図の詳細は香川県文化財担当部局及びまんのう町文化財担当部局
に備え置いて縦覧に供する。

指定基準：2 橋梁、築堤 11 展望地点

<管理団体指定> 令和2年3月10日官報 ○文化庁告示第33号

名 称：満濃池

指定告示：令和元年文部科学省告示第78号

管理団体：まんのう町(香川県)



資料3-1 名勝満濃池指定地域参考図(令和元年10月16日官報)

2 指定説明文

満濃池 香川県仲多度郡まんのう町

満濃池は、讃岐山脈に派生し香川県西部の丸亀平野を北西に向かって流れる金倉川の上流域に所在する。丸亀平野は讃岐平野の中部に位置して、土器川及び金倉川によって形成された沖積平野とその南部に広がる岡田台地から成り、古代から条里地割に基づく耕地が開発され、灌漑水路網が構築されてきた。一方、この地域は、自然河川の恒常的な流量が少なく、安定した利水環境を整えるため、数多のため池も築造されてきた。

『讃岐国萬濃池後碑文』(寛仁4年〈1020〉)によれば、大宝年間(701~704)に讃岐国守道守朝臣が築堤してため池としたのを始めと伝え、その後、度重なる破堤と修築を繰り返してきた。なかでも、弘仁12年(821)の弘法大師空海による再築の事跡は『日本紀略』(11世紀後半から12世紀成立)や『今昔物語集』(12世紀前半成立)に記され、満濃池の著名を広く知らしめてきた。しかし、元暦元年(1184)の破堤後は修築されることなく、長く耕作地として利用されていた。江戸時代初期に至り、生駒藩奉行の西嶋八兵衛が飢饉回避や石高増を目論んで治水事業を推し進めるなかで、寛永8年(1631)には満濃池の堰堤も再築され、以後220年余りにわたって木製樋管を交換する揺替普請を繰り返しながら、水掛かり村々(灌漑受益の村々)の多大な賦役の下に維持された。嘉永7年(1854)の大地震による破堤後にはしばし修築困難であったが、製糖業で財を成した金蔵寺村の豪商和泉虎太郎や池御料の榎井村で庄屋を務めた長谷川佐太郎の尽力によって、度重なる揺替普請を要しない石穴底樋への改良を加え、明治3年(1870)に再築された。いっぽう、近代土功制度の成立とともに明治12年(1879)に設立された満濃池水利土功会の下でため池と配水の組織的管理が行われるようになり、明治25年(1892)の満濃池普通水利組合への組織変更以降、今日の満濃池土地改良区に至るまで、満濃池は時代の変化に応じて保全されてきた。特に近代以降、栽培作物の転換や耕地面積の拡大、干ばつの発生などから水不足が漸次深刻化したことを受けながら満濃池の堰堤は三次にわたって順次、0.91メートル(第一次、明治39年〈1906〉竣工)、1.52メートル(第二次、昭和5年〈1930〉竣工)と嵩上げされ、昭和33年(1958)竣工の第三次では6.0メートル余り嵩上げされて、貯水量を第二次以前の約2倍の約1,540万トンとし、満水時面積は約138.5ヘクタールで、現在、灌漑用ため池としては日本国内最大規模である。

満濃池の風致景観は、築堤を基点として、南東側に向かって広がる水面と大川山(標高1042.9メートル)を含む山並みへの眺望並びに下流側の放水施設等から構成される。ため池根幹をなす築堤はアーチ形式の土堰堤で、総高32メートル、延長約156メートル、天端幅約20メートルを測る。築堤北端部には、由縁を伝える「真野池記」(明治8年〈1875〉建立)や「松波長谷川翁功德之碑」(明治29年〈1896〉建立)が保存されており、築堤延長上の高まりに、北側には讃岐国延喜式内社のひとつと伝わる神野神社の境内地が、南側には空海創建の法灯を継ぐ五穀山神野寺の境内地が所在する。池岸の形状は地質を反映して、北岸では礫層の固結によって緩やかな曲線形状であるのに対して、南岸ではシルト・砂層のために複雑に入り組んだ峡谷を深く刻んで対照を成している。群青のため池には、築堤近傍に空海が再築の際に護摩を焚いたとされるかつての築堤右岸を成した護摩壇岩、第三次嵩上げ工事で構築された余水吐(右岸側)と取

水塔(左岸側)があるほかは、広大な水面の遥か先に翠緑のなだらかな丘陵地、そのさらに奥向きには讃岐山脈の急峻荘厳な山容と中空の蒼天を望むばかりである。築堤下流側では、第三次嵩上げ工事によって構築された余水吐放水工と樋門が堰堤に付属して固有の風致景観を引き立てている。

こうした満濃池の観賞は、『金毘羅山名勝図会』(文化年間〈1804～1818〉)に「山水勝地風色の名池」とあるほか、『讃岐国名勝図会』(幕末から明治時代初期)の「萬濃池 池宮」などにも堰堤を手前にため池とその遥か遠方の聳える山容を描いて紹介されて広く定着していった。近代においては、第一次嵩上げ工事において導入された赤レンガ取水塔を含むため池の風景が絵葉書などにしばしば取り上げられ、満濃池に特徴ある風景として普及した。近年においても、毎年6月のゆる抜きで樋門から溢れ出る放水の風情が固有な風物詩として人々を魅了している。

以上のように、満濃池は、巨大な堰堤の築造によって形成された広大なため池で、金倉川流域の地勢や遠くに望む大川山をはじめとする山並みとともに優れた風致景観を呈して観賞上の価値が高く、また、近世から近代を通じて広く親しまれてきた名所的価値が高いことから、名勝に指定して保護するものである。

(『月刊文化財 第672号 令和元年9月号』より引用)



写真3-1 『月刊文化財 令和元年9月号』表紙

第3節 指定に至る調査成果

1 概要

満濃池は、香川県西部の丸亀平野を讃岐山脈より派生し北西に向かって流下する金倉川の上流域に所在するため池である。灌漑対象地域となる丸亀平野は、土器川と金倉川によって形成された沖積平野であり、主に古代より条里地割を基準とした大規模な耕地開発が行われてきたが、降雨や河川の恒常的な流量が少ないなどの当地方の気候・地理的条件を克服するために多くのため池が築造されてきた。中でも満濃池は、歴史的経緯や規模等からみて、これらのため池を代表する存在である。

南方の讃岐山脈から派生した金倉川が形成した開析谷の最狭部の一か所に対してアーチ式の土堰堤を構築する。現在の堰堤は、第三次嵩上げ事業(1940<昭和15>年～1958<昭和33>年)に竣工をみたもので、堤高32m、堤長155.8mを測り、土堰堤では珍しいアーチ式を採っている。この広大な土堰堤により造りだされた水面は、満水時面積約139ha、同貯水容量約1,540万m³という、農業用のため池では我が国第一の規模を誇っている。灌漑対象地域(受益面積)は、丸亀平野の丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町の2市3町からなる2,638ha(平成

29年度)に及ぶもので、香川県域耕地面積 30,800ha(平成 28 年度)の約 1 割に匹敵する農地を潤している。



写真 3-2 満濃池 堤体全景(南東より)

2 沿革

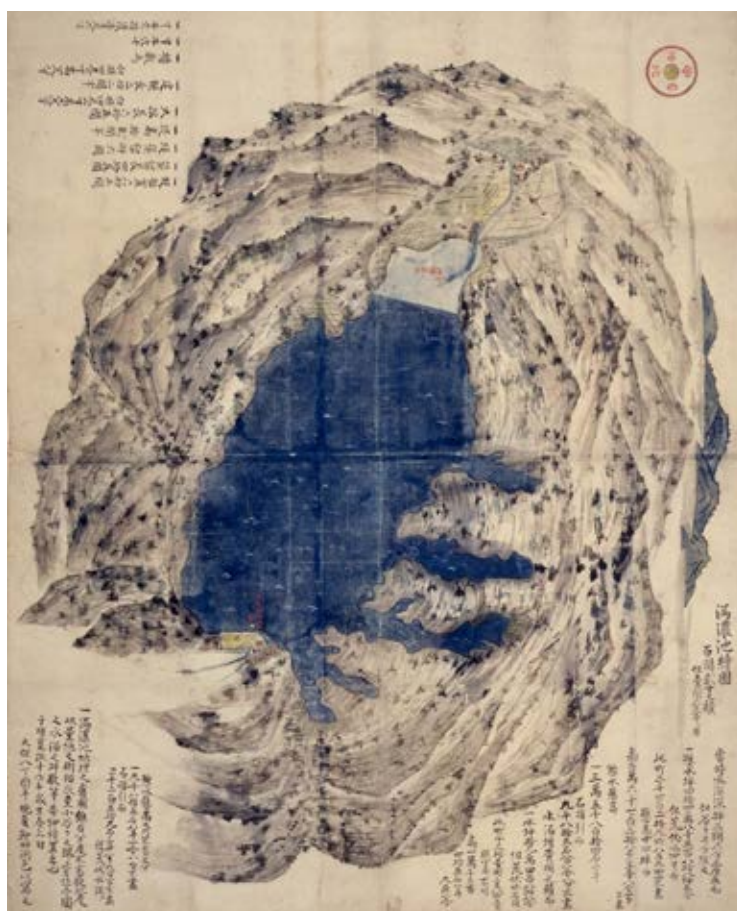
満濃池は「讃岐国萬濃池後碑文」(1020<寛仁 4>年)によると、701～703 年(大宝年間)に讃岐国守道守朝臣により築造され、818(弘仁 9)年には破堤し 3 年を要して 821(弘仁 12)年に再築したとする。821(弘仁 12)年の再築は、弘法大師空海が別当として指揮したことは著名である(「日本紀略」)。『今昔物語集』(12 世紀前半頃)は「堤が高く海のように広くみえた」とするなど、古代の満濃池の様子をうかがい知ることができる。

821(弘仁 12)年の再築後は、851(仁寿元)年、1184(元暦元)年に相次いで破堤したことが伝えられており、その後の中世には、史料上で 1306(嘉元 4)年に後宇多上皇院分国の公領として、1520(永正 17)年には賀茂別雷神社(上鴨社)の社領として確認でき、再築が行われず耕作地として利用されたと考えられる。

江戸時代初期には、高松藩生駒家家老西嶋八兵衛により、旱魃対策や石高増を目的として領内の治水事業が進められる中で、1628～1631(寛永 5～8)年に再築された。その後の、1642(寛永 16)年には、近隣の五条村、榎井村、苗田村とともに幕府領に封入され、苗田村に代官所が置かれ池の管理を担った。満濃池の維持管理には、腐食する木製の樋管を約 30 年毎に交換することが必要であり、1631(寛永 8)年より 1853(嘉永 6)年の間には 19 回の普請が行われるなど、「水掛かり」の村々(灌漑受益の村々)を中心とした多くの賦役で維持がなされた。中でも、1849(嘉永 2)年から 1853(嘉永 6)年の普請は、木樋を石樋へ交換する大掛かりな改修が行われたが、1854(嘉永 7)年の大地震の影響によりあえなく破堤した。1854(嘉永 7)年の破堤以降、

那珂郡金蔵寺村の豪商の和泉虎太郎や榎井村庄屋であり池御料総代の長谷川佐太郎らが尽力し、岩盤を削り貫く「石穴」への改良が行われ、1870(明治3)年に再築が行われた。その後の池の管理は、1879(明治12)年に「水掛かり」の村々により設立された水利組織である「満濃池水利土功会」が担うことになり、1892(明治25)年には「満濃池普通水利組合」(現満濃池土地改良区)へ移管された。

満濃池普通水利組合は、堰堤第一次嵩上げ事業(1905(明治38)年～1906(明治39)年)、取水塔整備事業(1913(大正2)年～1914(大正3)年)、堰堤第二次嵩上げ事業(1927(昭和2)年から1930(昭和5)年)、堰堤第三次嵩上げ及び取水塔、余水吐改修事業(1940<昭和15>年～1958(昭和33)年)など整備事業を実施するなど、満濃池の維持管理に努め、現在に至っている。



資料3-2 満濃池絵図 天保八丁酉年[1837(天保8)年]
(香川県立ミュージアム所蔵)

3 名所としての満濃池の風景認識

(1) 広大なスケールに対する感嘆と畏怖

古代の満濃池の風景が記された史料としては、12世紀前半の成立が推定される説話集『今昔物語集』がある。『今昔物語集』(卷三十一 第二十二 讃岐國満農の池をくずし、國司の語)には、「今ハむかし、讃岐国那珂郡に萬濃池とて大成る池あり。其池大師其国の人を^{あわれ}惑みて人を役して築たまへる池なり。池のまはり遙に遠く堤はなはた高かりけれハ、池とハ覚へす。海などのやうに見えたり。廣さハかなたに居る人のかすかに見ゆるほとなれば思ひやるへし。」として、弘法大師空海の再築の事跡など由緒に加えて、池面が広く堤が高いこと、それゆえに池ではなく海のように見えるなど、満濃池の風景の広大なスケールが語られている。

同史料「巻二十 第十一 龍王、天狗のために取られたる語」においても、同様に満濃池の由緒と広大さが述べられているが、さらに「池の内底ひなく深けれハ大小の魚とも量なし。亦龍の棲としてありける。」として、池が深く大小の魚と龍（竜）の住処となっているという。竜は、仏教において雨神として請雨經典に竜王が説かれるものである。満濃池の重要な灌漑水源のため池としての機能を示す以外に、堰堤の高さや広大な水面などの人為を超えたスケールに対して、「竜が住む池」という形で感嘆や畏怖の念を表現したと考えられる。

このような満濃池の広大なスケールは、決壊時に引き起こされた洪水(災害)によって、とりわけ人々に畏怖の念を抱かせた。『今昔物語集』巻三十一 第二十二 讃岐國満農の池をくずし、國司の語」では、讃岐国司の悪行として、池の魚を獲るために堰堤に穴をあけて落水を行ったことで決壊を招き、国中の人家や田畑を押し流したことを伝え、幕末から明治初頭に成立した地誌『讃岐国名勝図会』（巻十一 那珂郡上）では、1854(嘉永7)年の大地震による決壊による洪水が、金毘羅の門前を押し流し、流末が丸亀城下まで押し寄せ「あな恐ろしの水勢や」という。

江戸時代には、木製の底樋の定期的な伏替(交換)に伴い、大規模な修復工事である「揺替普請」が行われ水掛かり(灌漑受益)の村々の大きな負担となったが、広大な堰堤のスケールを再認識させたとともに、決壊がもたらすであろう洪水(災害)への畏怖を懐かせる機会にもなっていたと考えられる。

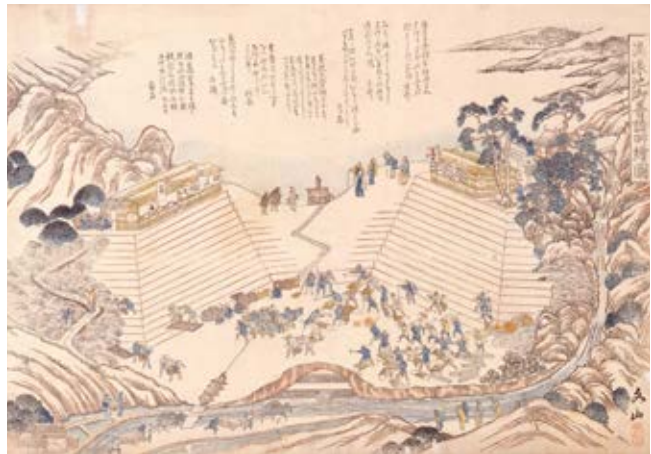
(2)固有の周辺環境と一体的に捉える視座

安定的な維持が図られた江戸時代の満濃池は、地誌において名所として盛んに喧伝された。

1677(延宝5)年に成立した讃岐の名所などを集めた『玉藻集』を先駆けとして、『讃岐回遊記』（1799<寛政11>年）、『全讃史』（1828<文政11>年）、『金毘羅山名勝図会』（1804～1818年<文化年間>）と『讃岐国名勝図会』（幕末～明治初）など、多くの地誌において名所として取り上げられた。これらの地誌類には、「方一里餘の池」（讃岐廻遊記）、「當国第一の池」（讃岐国名勝図会）



資料3-3 象頭山八景 満濃池遊鶴
[1845(弘化2)年]



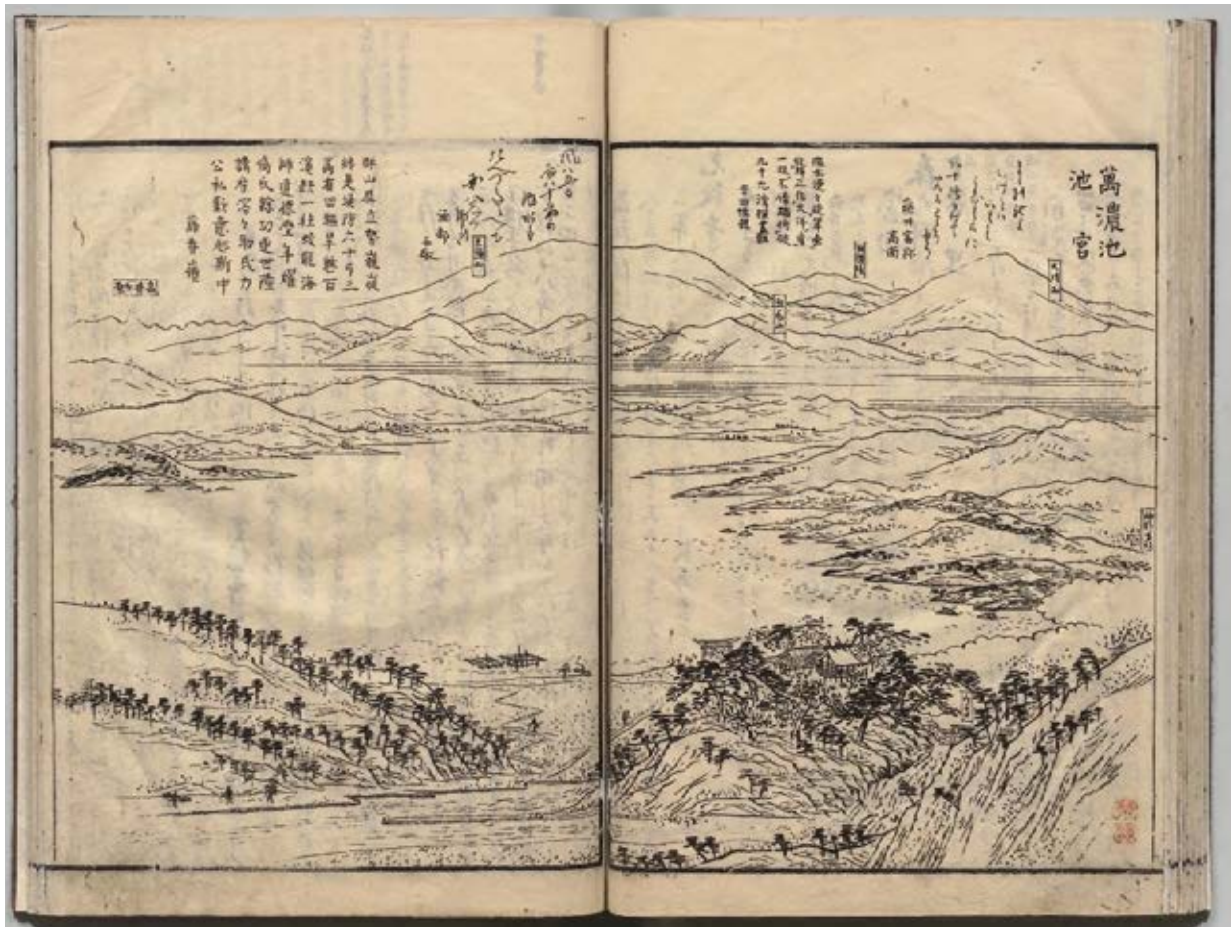
資料3-4 満濃池御普請所絵図[1848-1854年
(嘉永年間)](香川県立ミュージアム所蔵)

など、先述した通り古代より語られてきた満濃池の広大なスケールや、歴史的な由緒を示す弘法大師空海や西嶋八兵衛の事跡が語られている。さらに、堰堤や水面のみならず周囲の丘陵や背後の大川山(標高 1,042m)などの讃岐山脈などを含めた固有の自然環境と一体的に捉える視座を読み取ることができる。例えば『金毘羅山名勝図会』には次のような記載がみられる。

此地南の方大山といふより、此方多くの山にて左り右に廻りきたりて、其山々谷によりおつる水を、野の方山の端のさし向ひたる山内四十間ばかりの處に築き、其内を池としたる故の名にて、門内の池と云るにはあらぬと。水源は千山聳、屏風を立たるかことく、萬谷より地腋を垂れ、池水常に堪へ、池のまはりはるかに遠く堤高ければ、池とは更には見へず、湖水のやうにぞ見かけて、廣さはかなたにある人のかすかに見え、野飼の馬は鳥とみゆるほと也。水洋洋として百灘のことく、萬山影を逆しまに摸し、松柏草森々として谷を藏し、雲朦朧として恆に順雨を施し、萬(漫)々たる靈水峩々たる岸をあらそひ、水鳥鯉鮒は驚衛にまひ遊ぶ。樋矢倉は番次竝ふ。水流千筋に別て、田圃の料とし、堤に大師勧請し給ふ處の社有。されはかゝる大池なれば、四季つねになかめ有て、春の彌生は土人池見とて、小竹割子やうのものを携、朱のかもを敷たるさまは、山つゝしの色をうはひ、いと竹の秘曲は山谷にこたまして、夕陽をかきりてうちつれかへれる。寔に山水勝地風色の名池なり。(金毘羅山名勝図会 萬農池)



資料3-5 金毘羅山名勝図会〔1804-1818年(文化年間)〕写本
(個人所蔵、画像提供香川県立ミュージアム)



資料3-6 讃岐国名勝図会 萬濃池 池宮 [1854(嘉永7)年]
(国立公文書館所蔵)

さらに、このような固有の環境を捉える視座のもと、誌文や挿絵に共通してみられる構図から、主に次の4点により構成される風景が広く定着していたことがわかる。

- A 巨大な堰堤(※放流施設(余水吐)、池宮(現神野神社)などの宗教施設)
- B 南北で変化に富んだ池岸と広大な池面
- C 池周を囲むなだらかな丘陵地
- D 屏風絵のように奥に^{きつりつ}屹立する急峻な讃岐山脈の山容

Aの堰堤は、巨大な人為物としての満濃池を成り立たせる根幹となる構築物であり、滝のような描写が行われる余水吐や宗教施設の池宮は、構造上・信仰上の存在のみならず、堰堤や池面と対比させることにより、これらの広大なスケールを際立たせている。Bの南北の池岸は、地質的な要因により、複雑に入り組む南岸と直線的な北岸で対照的な在り方を示し、変化に富んだ風景を演出している(第2章第2節参照)。Cの池面周囲のなだらかな丘陵地は、堤体の機能を果たす以外に、Dの背後の急峻な讃岐山脈に対して前置されることで、遠近感(奥行き)を強調している。Dの背後の讃岐山脈のうち、山頂が尖った大川山には、732(天平4)年の大旱魃に讃岐国司が祈雨を行った伝承をもつ大川神社が鎮座している。これらの山名は、近世の地誌

の挿絵にも注記されるものであり、池の奥地は水源や祈雨の空間として認識されていたのだろう。これらは主に堰堤から南東方向への視線において認識されるものである。また、先述の『金毘羅山名勝図会』で紹介された、朱氈を敷き弁当を広げ、池見を行っていた場所は堰堤上面と推察され、この場所からの眺めは、満濃池の風景の観賞上極めて重要である。

(3) 歴史的・社会的価値

満濃池は、古代における築造から決壊、中世における空白期を経て近世初頭の再築と決壊、近代初頭における再築など、築造から現代までの長期間にわたる固有の歴史をもっている。また、築造以来、一貫して広大な地域の水田を潤す一大灌漑施設として重宝されてきた。これらは歴史的・社会的価値として古来から広く共有され、満濃池の風景に無形の要素として彩を添えてきた。

中でも、821(弘仁12)年の弘法大師空海による修築と1631(寛永8)年の西嶋八兵衛の再築は絶えず語られるものである。『今昔物語集』(巻三十一 第二十二 讃岐國満農の池をくずし、國司の語)では「高野ノ大師ノ、其ノ国ノ人ヲ哀マンガ為ニ、人ヲ催テ築給ヘル池也」、「其ノ池築テ後不頼レズシテ久ク有ケレバ、其ノ国ノ人田ヲ作ルニ、旱魃スル時ナレドモ、多ノ田此ノ池ニ被助テ有ケレバ、国ノ人皆喜び合ヘル事無限シ」とするように、民衆に広く慕われた弘法大師空海を開祖として位置付けている。また近世地誌では、弘法大師築堤の説話と共に西嶋八兵衛の事跡が盛んに語られている。

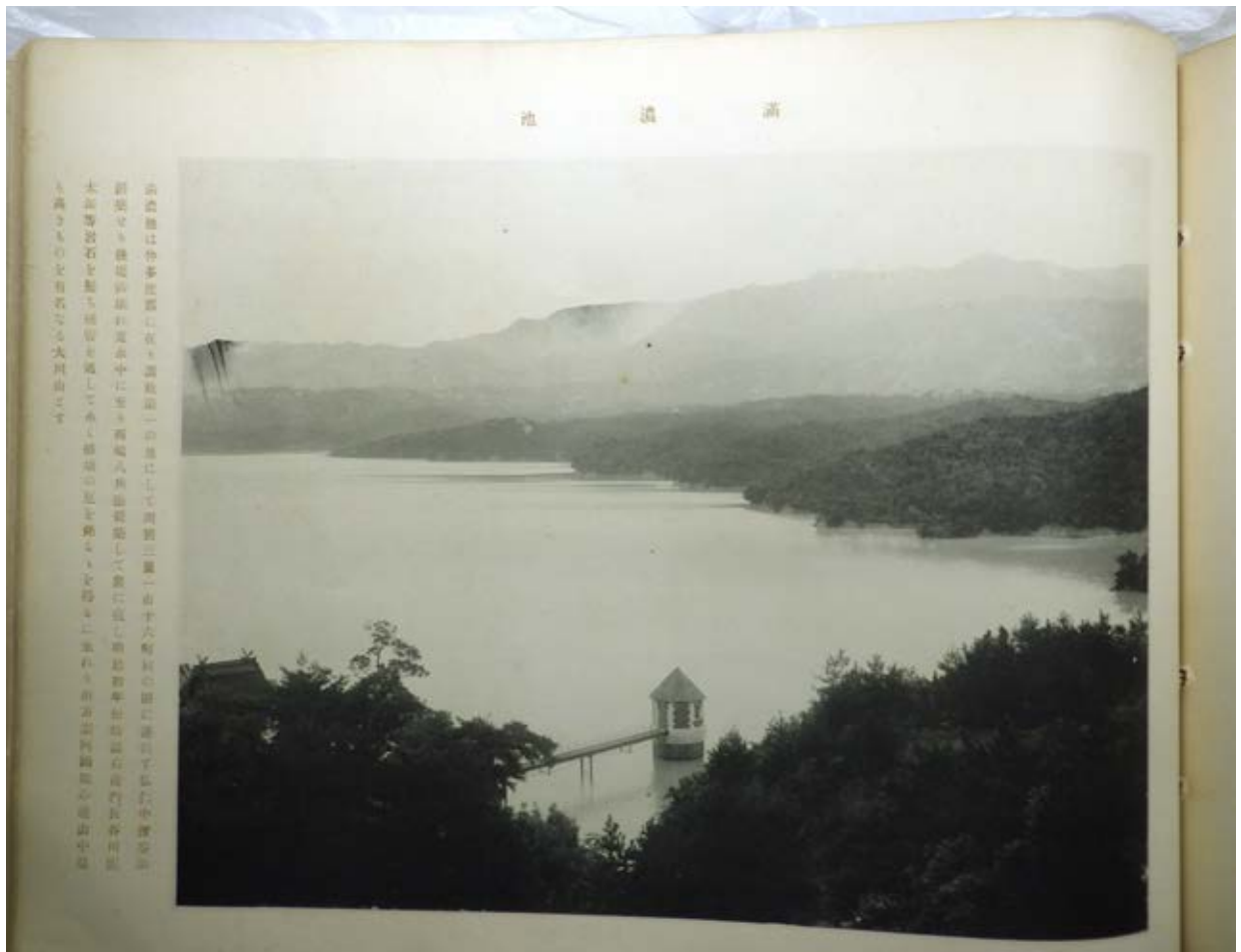
821(弘仁12)年の弘法大師空海の修築に伴って創建された由緒をもつ神野寺は、その後は廃れていたが、1932(昭和7)年から1934(昭和9)年には空海誕生千百年祭の記念事業が行われ、堰堤左岸の丘陵に神野寺が再興されるとともに、1933(昭和8)年には同寺境内東側に弘法大師銅像が建立された。弘法大師空海に対する信仰は現在も脈々と受け継がれ、満濃池の風景を語るうえで欠くことができない存在となっている。

(4) 近代以降の風景認識の変容と継承

1870(明治3)年の再築後は、食糧増産や相次ぐ干ばつへの対応など灌漑用水の安定的な確保という社会的価値の強化が求められ、古代から近世までの度重なる決壊と修築を乗り越えるべく、堰堤の嵩上げによる貯水量増加を中心とした物理的構造の強化が図られた。

満濃池の管理や配水管理組織として1879(明治12)年に設立された満濃池水利土功会は1892(明治25)年に満濃池普通水利組合(現満濃池土地改良区)へ改組され、1894(明治27)年、1903(明治36)年、1904(明治37)年と相次いで発生した大規模な干ばつにより、1905(明治38)年から1906(明治39)年に堰堤の第一次嵩上げ事業を行った。1913(大正2)年から1914(大正3)年には、従来の木製の取水櫓と斜樋などに代わってモルタル煉瓦積みという当時の最新の工法をもつ取水塔が整備された。

さらに、1924(大正13)年の大規模な干ばつを契機として、1927(昭和2)年から1930(昭和5)年にかけて堰堤の余水吐の拡張などの第二次嵩上げ事業が実施され、1940(昭和15)年

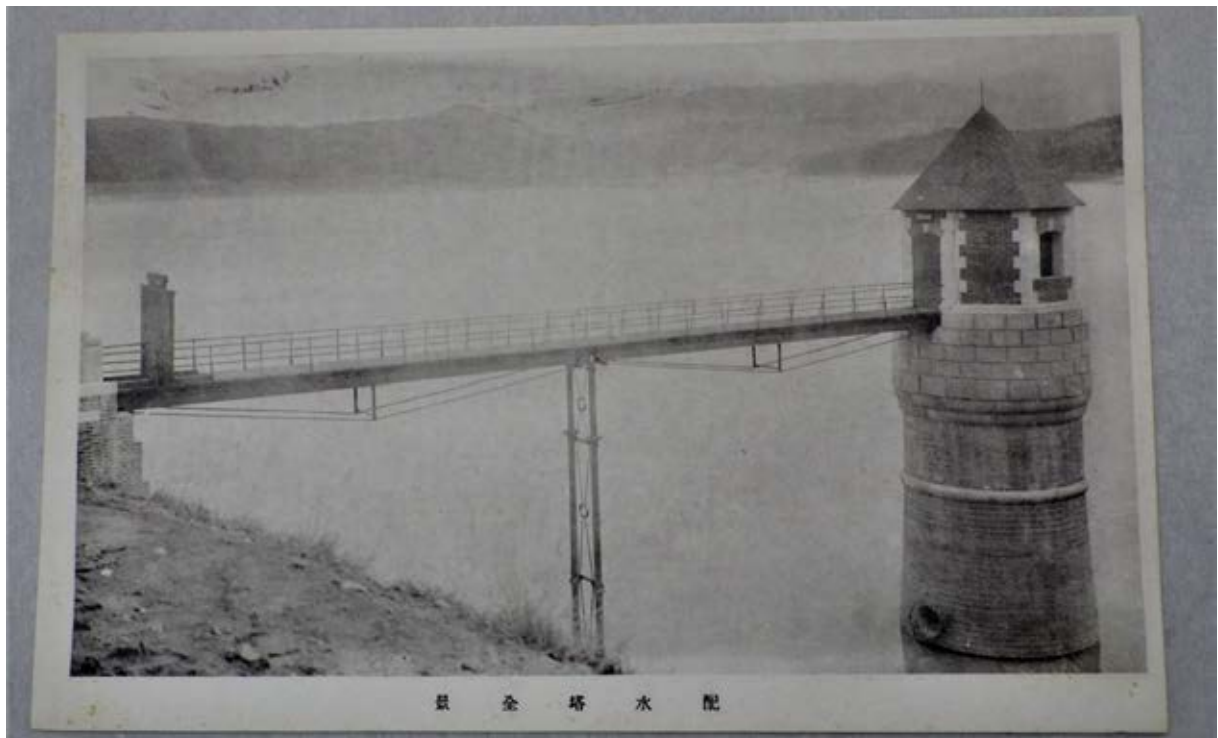


資料3-7 讃岐写真帖 [1916(大正5)年]
(香川県立ミュージアム所蔵)

からは、戦時中の中断を挟んで1958(昭和33)年まで堰堤の嵩上げや取水塔改良を目的とした第三次嵩上げ事業が行われた結果、堤高32m、堤長155.8m、貯水容量は1,540万 m^3 となり、幕末の1854(嘉永7)年の堤防の決壊をうけた1870(明治3)年の再築時の規模(堤高三十三間(23.66m)、貯水容量584万6,000 m^3)と比べて約3倍の貯水容量を誇るようになった。

近代以降のこれら一連の改築事業による物理的構造の変化と共に、満濃池の風景認識もまた変化していった。1914(大正3)年に竣工し「赤レンガ取水塔」と呼ばれた赤い三角屋根と円筒形のモルタル煉瓦積みの取水塔をはじめとする土木構造物や、池面の平面形状等、個別の要素に焦点を当て切り取った風景が、満濃池の風景として愛でられるようになっていった。

このように、名所として満濃池が喧伝され定着した近世後期に広く共有された満濃池の風景認識は、特に固有の周辺環境と一体で捉える視座に近代以降変化がみられるが、古代より連綿と継承されてきた広大なスケールや歴史的価値・社会的価値への認識は普遍的なものとして継承されている。これらの認識が時代と共に積み重なり、満濃池の風景は重層的かつ豊かなものとなっている。



資料3-8 香川県営満濃池竣工記念絵葉書 [1927(昭和2)年] (丸亀市立資料館所蔵)



写真3-3 ゆる抜きを見物する観光客

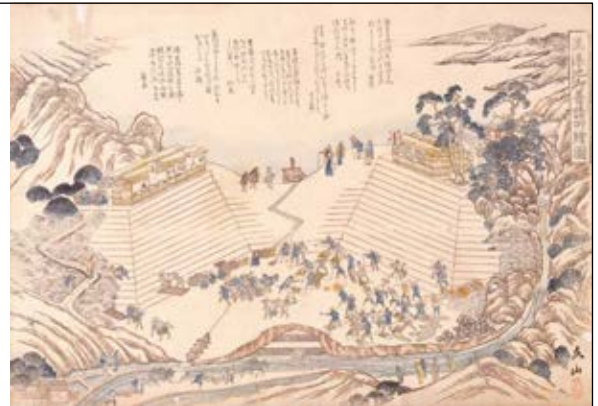
第4章 本質的価値と構成要素

第1節 名勝満濃池の本質的価値

名勝満濃池の本質的価値は、大きく分けて以下の3つの観点にまとめることができる。

巨大な堰堤の築造により形成された広大なため池

満濃池は大宝年間(701~704)の築造後、821(弘仁12)年の弘法大師空海による再築を経て、破堤と再築を繰り返し、1300年以上の歴史を重ねてきた。巨大な堰堤は広大な水面を造り出し、これらの雄大さの認識は古代から現代へ発展的に継承されている。



資料4-1 満濃池御普請所絵図(嘉永年間)
香川県立ミュージアム所蔵

水面が流域の地勢や山並みと一体となる風致景観

満濃池の堰堤上から南東への眺望は、広大な水面を中心として、北岸の緩やかな池岸、南岸の複雑に入り組んだ池岸、なだらかな丘陵の遠景に聳え立つ讃岐山脈の山容が一体化し、広がりや奥行きのある、優れた風致景観を成している。



写真4-1 満濃池と讃岐山脈遠望
撮影：廣瀬孝善

近世から近代を通じて広く親しまれてきた名所

満濃池の風致景観は、由緒を示す多くの事跡とともに、近世地誌の挿絵や詩文で繰り返し紹介され名所として観賞されてきた。近代以降は取水塔や樋門などの施設が新たな見どころを添え、ゆる抜きの風物詩なども広く親しまれてきた。



資料4-2 讃岐琴平名所絵葉書(昭和初期)
香川県立ミュージアム所蔵

第2節 満濃池の風景の構成と構成要素

1 風景の構成

近世幕末の地誌などで愛でられた満濃池の風致景観は、第4-1図に示すとおり、広大な人為物のため池と固有の地形・地質および植生などの自然環境の一体化に求めることができる。

その構成は、金倉川が形成した谷戸の狭窄部に設けられた堰堤と広大な水面を中心として、周囲の三豊層で形成された低丘陵の背後には、江畑砂礫層で構成された、五毛地区を中心とする丘陵と、その背後に大川山を擁する讃岐山脈が屹立している。周囲の低丘陵は、固結度の違いにより、直線的な北岸と浸食が進み複雑に入り組んだ南岸で対照的なあり方を示し、背後の山容は五毛地区に所在する江畑断層を境にして急峻に立ち上がることで、屏風絵のような背景を成す。



第4-1図 名勝満濃池の風致景観構成

これら風景の構成は、近世幕末の地誌の挿絵において鳥瞰図的に描かれるものであるが、実際の観賞においては、堰堤を視点場として南東方向への眺望においてみることもできるものである。現在の堰堤は1958(昭和33)年に竣工した第三次嵩上げ工事によるもので、附属施設には左岸側の取水塔と樋門(登録有形文化財<建造物>平成12年2月登録)、右岸側には余水吐(流入部・出水口)がある。堰堤上及び周辺には、「真野池碑」や「松坡長谷川翁功德碑」をはじめとした1870(明治3)年の再築以降の多くの顕彰碑が建立されている。

堰堤を挟み兩岸の丘陵上には、弘法大師空海創建の由緒をもつ神野寺境内(左岸側上)、満濃池の守護神である神野神社(右岸側上)が対峙し、その中央の水面にはかつての堰堤右岸側の取り付きの丘陵のなごりであり弘法大師空海の護摩焚きの場の伝承をもつ「護摩壇岩」がある。毎年6月15日の「ゆる抜き」と呼ばれる放水行事は、関係者の神野神社と神野寺での豊水祈願を行った後に取水塔で開門が行われる。

このように、堰堤及び周辺には、取水塔などの附属施設以外にも近代以降の履歴を示す顕彰碑などの記念物、神野神社や神野寺など精神性を示す施設がまとまっており、この地が枢要なる場所であることを示している。

2 構成要素の分類

満濃池の風致景観は、広大な人為物であるため池と地形・地質など周囲の固有の自然環境が一体化したものであることを踏まえた上で、本計画の保存活用上の対象となる要素について、名勝指定地域内と指定地域外に区分し、以下および第4-1表のとおり分類する。

(1) 指定地域内

ア. 本質的価値を構成する要素

満濃池の風景を構成する重要な要素である。人為物としてのため池を構成する堰堤及び取水塔、樋門、水面をはじめとして、自然環境として周囲の池岸と丘陵が含まれる。堰堤には、現在の堰堤下に埋没・保存されている第三次嵩上げ工事(1940<昭和 15>年～1959<昭和 34>年以前の旧堰堤を含む。

また、旧堰堤の右岸側の取り付け部のなごりであり、弘法大師空海による護摩焚きの伝承をもつ護摩壇岩や周囲の丘陵の植生についても、歴史上及び観賞上、重要な位置を占めるため、本要素に含める。

イ. 本質的価値に関連する要素

本質的価値の理解を補助する要素である。満濃池の沿革を示す再築及び修築事業に伴う記念碑、顕彰碑や、由緒を持つ維持管理上の祈念施設である神野寺や神野神社が該当する。

ウ. 保存活用に資する要素

遊歩道や説明版、誘導標、東屋等を指す。町立の研修施設であるかりん会館には、満濃池に関する展示スペースが設けられていることから、本要素に含める。

また、指定地域の北岸東側は国営讃岐まんのう公園、南岸西側は香川県満濃池森林公園の公園区域と重複することから、これらに関しても本要素として取り扱う。

エ. その他の要素

本質的価値に含まれないが、風景の観賞に影響を与える現代の建築物や土木構造物、その他工作物、道路敷(県道・町道)を指す。

(2) 指定地域外

ア. 本質的価値に関連する要素

指定地域外のその他の地区に所在するが、満濃池の風景を代表する堰堤から南東方向への観賞において、その背景となる大川山地区や五毛地区などの山並みを指す。

イ. 保存活用に資する要素

指定地域に隣接及び周辺に存在する国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園などの公園施設を指す。これらは、活用において密接に関連する施設である。

(3) 本質的価値の背景を構成する要素

土地(不動産)に関わるものではないが、満濃池の沿革や風景の観賞を理解する上で必要な地誌、絵図、絵葉書などの有形の要素や、毎年6月15日前後に開催される「ゆる抜き」行事や開祖としての弘法大師空海信仰など、無形の要素を指す。

第4-1表 名勝満濃池の構成要素の分類表

分 類		構 成 要 素
指定地域内	本質的価値を構成する要素	○堰堤 ○水面 ○池岸と丘陵の地形 ○植生 ○堰堤からの眺め ○取水塔 ○樋門 ○余水吐(流入部) ○余水吐(出水口) ○護摩壇岩
	本質的価値に関連する要素	○神野寺境内 ○弘法大師空海像 ○神野神社境内 ○真野池記 ○松坡長谷川翁功德之碑 ○修拓記念碑 ○満濃池配水塔顕彰碑 ○県営満濃用水改良竣工記念碑
	保存活用に資する要素	○国営讃岐まんのう公園の名勝指定地域内区域 ○香川県満濃池森林公園の名勝指定地域内区域 ○各種サイン(説明板・誘導標・注意標) ○遊歩道(四国のみち、周遊道、デッキ) ○多様な視点場 ○便益施設(かりん会館、東屋、やぐら、トイレ、駐車場、岬の栈橋)
	その他の要素	○道路敷(県道、町道、管理道) ○建築物(倉庫、かりん亭、物産館、住宅、小屋、神野神社御旅所) ○石碑(歌碑、記念碑)※現代のもの ○土木構造物(水路、護岸擁壁、橋) ○工作物(看板、案内板、説明板、柵、フェンス、ガードレール、電柱、電線、屋外広告物、道路標識、カーブミラー、街灯、国旗掲揚台、花壇、監視カメラ、水門、自動販売機、スピーカー)
指定地域外	本質的価値に関連する要素	○讃岐山脈の山並み(五毛地区、大川山地区)
	その他の要素	○国営讃岐まんのう公園の名勝指定地域外区域 ○香川県満濃池森林公園の名勝指定地域外区域 ○ほたる見公園(町営)
本質的価値の背景を構成する要素		○有形の要素(地誌、絵図、絵葉書、絵画) ○無形の要素(ゆる抜き行事、弘法大師信仰)

3 各要素の概要

本節では、本質的価値を構成する要素など、保存活用上、主体となる要素について説明し、第4-2図にその位置を示す。その他の要素については、第5章で地区ごとに詳述する。

(1) 本質的価値を構成する要素

・堰堤

満濃池の堰堤は、取水源である金倉川が平野部へ流れ出る峡谷を堰き止め、満濃池を成り立たせている巨大な構造物である。満濃池堰堤には度重なる破堤と修築の歴史があり、弘法大師空海が関わった大宝年間の事績は特に著名である。現在の堤体は、1958(昭和33)年に完了した第三次嵩上げ工事によるもので、旧堤体の下流側法面を埋める形で嵩上げされ、堤高32m、堤長155.8m天端幅約20mを測る。堰堤の構造は、「土堰堤」という土造りでありながら、平面形が曲線となる「アーチ形式」を採用した全国的にも極めて珍しい構造をもつ。ゆるやかな曲線を描いて裾を広げた形状は、重厚かつ圧倒的な存在感を誇示している。



写真4-2 堰堤 北より



写真4-3 堰堤 南東より



写真4-4 堰堤 西より

・水面

満濃池の水面は史資料に「海と見まごう」などと表現されたように、広大な満濃池を象徴するものである。満濃池は嵩上げによって拡大してきた歴史があり、現在の水面は第三次嵩上げによってなされたものである。満水面積 138.5ha の広大な水面は、貯水量 1,540 万 m^3 の水を満々とたたえている。満濃池は灌漑施設として築造された農業用ため池であることから、放流操作や降雨条件によって水位が変動し、池岸の風景に変化をもたらす。満濃池の澄み切った水面は、晴天日が多い讃岐の空や周囲の丘陵の植生を映し出す。初夏は新緑、盛夏は紺碧、晩秋は錦色、大寒は鼠色に四季とともに変化していく。また、夜明けから夕暮れまでの時間帯や気象条件、地点によって表情を変え、来訪者を魅了している。



写真4-5 晴天の満濃池



写真4-6 秋空と満濃池



写真4-7 晩秋の満濃池



写真4-8 満濃池の夕暮れ

・池岸と丘陵の地形

広大な水面の周囲にはなだらかな丘陵地があり、池岸の形状は地質条件により北岸と南岸で異なっている。水面周囲の丘陵は「三豊層」と呼ばれる約120～210万年前の堆積層からなるが、北岸と南岸では層内の粒度構成が異なっている。南岸はシルト～砂層を主体としているために浸食を受け易く、複雑に入り組む池岸となる一方で、北岸は上部が硬質な砂礫層に覆われているために浸食が進まず直線的なものとなるなど、池岸の地形は対照的なものとなっている。『讃岐国名勝図会』等の詩文にみえる複雑に入り組む南岸の「八十嶋」の表現は、海にも見える広大な水面との対比により用いられたと考えられる。対照性をもつ周辺の地形により、水面の規模や奥行きが強調されることで、^{ゆうすい}幽邃な風致景観が造り出されている。



写真4-9 満濃池南岸 北西より



写真4-10 満濃池北岸 東より

・植生

満濃池周辺の植生は、自然豊かな満濃池の風致景観の一部を成す重要な構成要素である。また、一部植栽されたヤマツツジやヤマザクラ等は、近世・近代を通じて詩歌に詠まれ、満濃池の名所としての魅力を高めてきた。

近代以前の満濃池周辺の植生はマツ林(アカマツ林)であり、『讃岐国名勝図会』(幕末～明治初)などの近世地誌の挿絵にもその様子が描かれた。一方、1980年代以降は、マツクイムシの被害が拡大し、アカマツ林は池岸や周囲の丘陵稜線上の一部に残るのみとなった。その中において護摩壇岩ではアカマツが自生している。現在、満濃池周辺の全体植生は、コナラ、アベマキ等の落葉広葉樹やアラカシ、クスノキ、ソヨゴ等の常緑広葉樹が優占する広葉樹林に遷移しており、また、近年、満濃池の南岸を中心に竹林の管理放棄による拡大が見られる。



写真4-11 広葉樹林に遷移するアカマツ

・堰堤からの眺め

堰堤上から南東方向への眺望は、護摩壇岩と取水塔を左右に対峙させ、中央に広大な水面が開ける。池岸の形状は地質を反映して、北岸は緩やかな曲線、南岸では複雑に入り組んだ峡谷を刻み対照を成す。池の周囲の丘陵地がなだらかな稜線をもつものに対して、背後の大川山などの讃岐山脈は、断層を境にして屹立する。古代から継承されてきた広大な人為物のため池と対照性を有する周囲の自然環境が一体化した幽邃な風景を観ることができる。この風致景観の観賞は、由緒を示す多くの事跡とともに近世地誌の挿絵や詩文において喧伝され、定形化したものである。



写真4-12 堰堤より南東を望む(遠方に大川山)



写真4-13 堰堤と水面 西より



写真4-14 護摩壇岩と取水塔 北より

・取水塔

満濃池からの取水は木製の「ゆる(池の取水栓)」を大人数で抜く方式であったが、樋門を開き取水塔から取水する仕組みに変化した。第一次嵩上げ工事に伴い 1914(大正3)年に竣工した取水塔は、モルタル煉瓦積みの「赤レンガ取水塔」と称され、取水塔を含む景観が絵葉書や写真などで多く取り上げられ、満濃池の特徴的な景観として広く普及した。現在の取水塔は第三次嵩上げ工事に伴い 1955(昭和30)年に竣工した高さ 30.0mのコンクリート製で、堤体左岸と渡塔橋によって連結している。現在の取水塔も多くの写真や絵画に取り上げられ、満濃池を象徴する構図の一つとして定着している。



写真4-15 満濃池取水塔



写真4-16 赤レンガ取水塔

・樋門

満濃池樋門は、満濃池の底樋隧道からの出口である。第三次嵩上げ工事(1940<昭和 15>～1958<昭和 33>年)に伴うものであり、事業写真によると 1951(昭和 26)年頃には竣工していたことが確認される。樋門は石造で、幅 5.3m、高さ 4.485m、樋管幅 1.2mを測る。底樋の坑口周りに五角形の迫石(坑口アーチ部分を支える石)を用い、石造りのコーニス(帯状装飾)、袖壁、柱頭付端柱で抗門を飾っている。現在の底樋は、その後の嵩上げ工事で 197mまで延長されている。岩盤を利用した底樋と、坑門が堅固で美しい建造物であるといった特徴が評価され、2000(平成 12)年に国の登録有形文化財となっている。毎年6月15日前後に行われる、ゆる抜きの際には勢いよく池水が放出され、讃岐の初夏を彩る風物詩となっている。



写真4-17 満濃池樋門

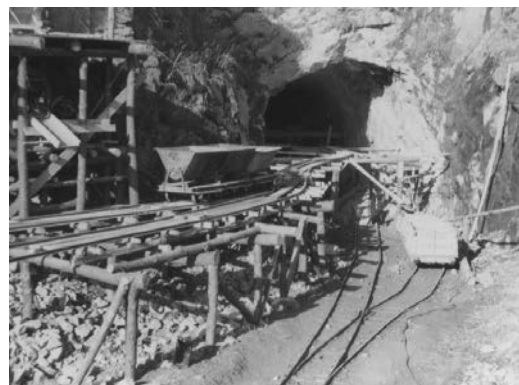


写真4-18 底樋隧道掘削工事の様子

・余水吐^{よすいばけ}(流入部)

余水吐とはため池の余剰の水が堤防を越流することを防ぐため、下流に向けて放流する目的で設けられる放流設備である。満濃池の余水吐は明治まで堤防の西端にあり、余水吐流入部に流入した余水が川のような水路により下流側へ排出されていた様子が絵図に描かれてきた。1914(大正3)年の第一次嵩上げ工事に伴い、現在と同じ堤防の東端に移設された。1958(昭和33)年の第三次嵩上げ工事において岩盤に隧道を^{うが}ち、暗渠によって余水吐出水口と連結する方式となった。満濃池が満水となり、さらに水位が上昇すると余水吐流入部に轟音をあげて滝のごとく流れこむ水流を見ることができる。



写真4-19 余水吐へ流入する池水



写真4-20 余水吐流入部から暗渠へ注ぐ

・余水吐(出水口)

昭和33年の第三次嵩上げ工事で建設された。一般的なため池では出水口はコンクリート製の水路となっているが、満濃池は水路床にコンクリートが打設されておらず、岩盤がそのまま露呈している。水路床に凹凸があるため、余水の水勢が強いと激しい乱流となり滝のようにみえる現象が現れる。これを地元では「幻の滝」と呼称している。「幻の滝」を見ることができる日は満濃池が満水かつ一定以上の流入量がある場合であるが、満濃池が満水となるのは年平均30日以下であるため、幻の滝の発生頻度はさらに少なく、極めて希少な現象であるといえる。



写真4-21 余水放水の様子



写真4-22 余水吐出水口の水路床

・護摩壇岩

堤体中央付近の水面に、弘法大師空海が821(弘仁12)年の修築に際し、護摩壇を設けて修法を行ったと伝承される場所があり、護摩壇岩と呼称されている。満水時には池中の島となるが、第三次嵩上げ工事以前は堰堤を見下ろす山上であり、現在はマツなどの樹木が繁茂している。1932(昭和7)年には空海を讃える歌碑が建立された。満濃池での弘法大師空海の事績を偲ぶ場所であるとともに、堤体からの景観のアクセントとなる護摩壇岩は、満濃池を代表する景観として近年多くの写真や絵画に登場する。



写真4-23 雪の護摩壇岩



写真4-24 護摩壇岩から水面を望む

(2) 本質的価値に関連する要素

・神野寺境内

堤体左岸の丘陵に所在する神野寺は、山号は五穀山と号す真言宗善通寺派の寺院であり四国別格二十霊場の第十七番札所である。寺伝によると弘法大師空海により821(弘仁12)年に満濃池守護の道場として創建されたと伝わる。神野寺は、1584(天正12)年に土佐国の長宗我部元親の軍兵によって焼き払われた後は再興されることなく荒廃したままであり、讃岐国名所図会においては「神野寺跡」として紹介されている。現在の堂宇は1932(昭和7)年から1934(昭和9)年にかけての「空海誕生千百年祭」の記念事業として再興され、第三次嵩上げ工事に伴い現在の位置に移された。神野寺南側の池岸には、四国遍路の写し霊場(ミニ八十八ヶ所)がある。設置年代は不明ながら、神野寺の再建と同様に1932(昭和7)年から1934(昭和9)年にかけての記念事業で整備され、1953(昭和28)年の神野寺移転とともに現在の位置に設置されたと考えられる。神野寺境内には桜、アジサイ、モミジなどの季節を彩る木々が植栽され、四季を通じて四国遍路参拝客や、満濃池を訪れた人々の眼を楽しませている。例年6月15日前後に行われるゆる抜きの際には、神野寺堂内で護摩焚法要が行われている。



写真4-25 五穀山神野寺



写真4-26 四国遍路の写し霊場

・弘法大師像

神野寺境内東側には、1933(昭和8)年に「空海誕生千百年祭」記念事業の一環で満濃大師会により建立された青銅造の弘法大師像が立つ。像高は約3.3mの青銅造で、長めの衲衣(のうゐ)をまとい、右手に五鈷杵、左手に長数珠を持ち、高さ約3mの台座上から満濃池を見下ろす。製作は香川県出身の小倉右一郎であり、落成時には満濃大師会から記念絵葉書が出されている。

現在も神野寺を訪れた参拝者が多く訪れ、弘法大師像と同じ場所から雄大な満濃池の風致景観を味わっている。



写真4-27 弘法大師像

・神野神社境内

神野神社は、満濃池の守護神として奉斎された延喜式内讃岐二十四社の一つに数えられた古社である。神野神社は「讃岐国名勝図会」によれば「池乃宮」に万濃池神、神野神、加茂神が祀られ、左岸側(西側)の旧堰堤上に鎮座していた。明治以降に満濃池修築の功労者である松崎 洩右衛門、長谷川佐太郎、和泉虎太郎、軒原庄蔵を合祀し、第三次嵩上げ工事に伴い 1953(昭和 28)年に現在の位置に移転した。境内には 1470(文明 2)年の銘をもつ石鳥居がある。毎年 6 月 15 日前後に行われるゆる拔きの際には、神野神社拝殿で満濃池土地改良区理事長をはじめ、関係者一同が出席し神事が執り行われる。



写真 4-28 神野神社と鳥居



写真 4-29 堰堤上(西詰)の旧神野神社

・真野池記

幕末に決壊した満濃池が1870(明治3)年に再築された際、これを記念して1875(明治8)年9月に建立された石碑である。碑文の内容は、前文で平安時代初期における空海の満濃池再築の業績に触れ、さらに江戸時代初期における生駒藩主高俊の家臣西嶋八兵衛による再築をたたえている。続いて嘉永年間(1848～1854)の石造樋管工事の失敗による1854(安政元)年の決壊と、これに伴う被害のありさまを述べている。後半ではこの復旧にかかわった高松藩主松平頼聰と、復旧に奔走し底樋の石穴方式を推進した執政松崎涉右衛門の功績をたたえている。この石碑は矢原正敬の撰文、題額は正敬の染筆、碑文の染筆と碑の建立は正敬の子息正照である。高さ約2.7m、幅約1.4m。

・松坡長谷川翁功德之碑

前述の真野池記と同じく、満濃池の修築に功績のあった長谷川佐太郎の顕彰碑である。1931(昭和6)年に建立。高さ約3.9m、幅約2.1m。



写真4-30 真野池記



写真4-31 松坡長谷川翁功德之碑

・修拓記念碑

満濃池普通水利組合が、昭和5年に完成した満濃池の第二次嵩上げ工事を主体とした「県営満濃池用排水改良事業」の竣工を記念して、昭和6年に建立。高さ約2.2m、幅約1.3m。

・満濃池配水塔顕彰碑

満濃池普通水利組合が、大正3(1914)年に完成した満濃池新配水塔を記念して昭和6年建立。台座の赤煉瓦は旧配水塔の外壁に使用していたもの。石碑の高さ約1.8m、幅約1.1m。台座の高さ約1.2m、幅約1.5m。

・県営満濃用水改良竣工記念碑

香川県が第三次嵩上げ工事の竣工を記念して昭和36年4月に建立。題字は坂出市出身で参議院議員・防衛庁長官を勤めた故津島寿一、撰文は当時の香川県知事金子正則。下部には池の沿革と規模が刻まれている。高さ約3.7m、幅約1.6m。



写真4-32 修拓記念碑



写真4-33 満濃池配水塔
顕彰碑



写真4-34 県営満濃用水改良
竣工記念碑



第4-2図 名勝満濃池の主要な構成要素位置図

(3) 保存活用に資する要素

指定地域内で池の北岸東側は国営讃岐まんのう公園、南岸西側は香川県満濃池森林公園の区域となっている。国営讃岐まんのう公園(1998<平成 10>年開園)では丘陵頂部に展望デッキ、池岸に体験学習施設が設けられる。香川県満濃池森林公園(1988<昭和 63>年開園)は、「桜の森」や「野鳥の森」等の散策道があり、野鳥観察小屋・トイレなどの便益施設が整備されている。金倉川下流側では指定範囲外に所在するほたる見公園(町営、1990<平成 2>年開園)から、樋門付近まで遊歩道と堰堤下流側のデッキが整備され、毎年6月のゆる抜き行事では、多くの観光客がデッキより樋門放水の様子を見学している。かりん会館(町営、1990<平成 2>年建築)は、旧樋の部材(木製・石製)や満濃池に関する歴史資料を展示しており、ガイダンス機能を担うとともに、周辺部に展望用の園地整備が行われている。



写真4-35 国営讃岐まんのう公園展望デッキ 東より



写真4-36 香川県満濃池森林公園桜の森 東より



写真4-37 かりん会館 東より



写真4-38 堰堤下流側のデッキ 南西より

(4) 本質的価値に関連する要素(指定地域外)

満濃池の風景の本質的価値である堰堤から南東方向の眺めにおいては、背後に聳える讃岐山脈の山並み(五毛地区・大川山地区等)が構成要素となっている。これらは、指定地域外(その他の地域)となるが、保存活用上、指定地域と一体的に捉えていく必要がある。

讃岐山脈の山並みは、中央構造線の横ずれの断層運動に伴って約250～100万年前に活動した江畑断層を境にして礫岩・砂岩・泥岩を主体とした和泉層群の隆起に伴って形成された東西方

向の山地である。堰堤から南西方向の眺望では、3列に分かれて階段状に隆起するとともに、浸食が進む山腹には幾重もの開析谷が形成されるなど、変化に富んだ風景を醸し出している。

この中でも大川山(標高 1042m)は頂部付近が尖る山容をもち、堰堤からの眺めにおいて中央に据えられるものであり、山頂部には 732(天平 4)年の大旱魃に讃岐国司が祈雨を行った伝承をもつ大川神社が鎮座する。

讃岐山脈の山名は、近世の地誌の挿絵にも注記されるものであり、池の奥地は水源や祈雨の空間として認識されていたと考えられ、満濃池の風景の保存活用上、重要な位置を占めている。



写真 4-39 満濃池背後の讃岐山脈の山並み 西より

(5) 本質的価値の背景を構成する要素

有形の要素として、満濃池の再築や修築などの沿革に関わる絵図や、風景に対する見方や評価を与えた幕末を中心とした地誌、近代の嵩上げ工事や名所案内の絵葉書などの史資料は、土地(不動産)に関わるものと同様に、満濃池の価値を理解する上で、有形の要素として由緒付けや味わいを醸し出すなど背景を構成するものである(資料 4-3、第 4-2 表、第 4-3 表)。

無形の要素としては、満濃池の開祖として位置付けられてきた弘法大師空海に関わる信仰や、毎年 6 月 15 日前後に開催されるゆる抜き行事がある。弘法大師空海の信仰は、1933(昭和 8)年の空海誕生千百年を記念した銅像の建立や、1934(昭和 9)年の神野寺の再興など、現在も継続している。ゆる抜き行事は、香川県の仲夏の到来を告げる風物詩として広く親しまれ、丸亀平野では樋門より勢いよく放流された水を利用して田植えが行われる。



資料4-3 象頭山八景 満濃池遊鶴
[1845(弘化2)年] (まんのう町所蔵)



資料4-5 満濃池水掛村々之図
[1870(明治3)年]
(香川県立ミュージアム所蔵)



資料4-4 讃岐琴平名所絵葉書 [昭和初期]
(香川県立ミュージアム所蔵)



写真4-40 満濃池ゆる抜き風景

第4-2表 満濃池歴史資料一覧表(古代～近世)

古代			
分類	資料名	著者	作成年・出版年
文芸	今昔物語集 卷二十 本朝 附仏法 第十一 「龍王、天狗のために取られたる語」	不詳	平安時代後期
	今昔物語集 卷三十一 本朝 附雑事 第二十二 「讃岐國満濃の池をくずし、國司の語」		
その他	日本紀略 弘仁十二年五月二十七日条	不詳	平安時代
	萬濃池後碑文	不詳	鎌倉時代前期、建仁元年(1201)
中世			
分類	資料名	著者・作者	作成年・出版年
文芸	志度寺縁起 当願暮当之縁起	兼空	鎌倉時代末期～南北朝時代
絵画	絹本着色志度寺縁起 白杖童子縁起 当願暮当之縁起	不詳	鎌倉時代末期～南北朝時代
その他	善通寺一円保差図(善通寺伽藍并寺領絵図)	不詳	鎌倉時代末期、徳治2年(1307)
	賀茂別雷神社文書	-	室町時代、長祿2年(1458)、 永正17年(1520)
近世			
分類	資料名	作者	作成年・出版年
絵画	満濃池御普請所絵図	合葉文山(画)	江戸時代末期、 嘉永年間(1848-1854)
		友部方升(詩歌)	
		友安三冬(詩歌)	
		藤井高尚(詩歌)	
		奈良松莊(詩歌)	
		治濟(詩歌)	
	象頭山十二景圖 二巻 十二 萬農曲流	狩野常眞	江戸時代前期、 万治年間(1658-1660)
地誌	象頭山十二景圖 十二幅 十二 萬農曲流	狩野時信(画)	江戸時代前期、 延宝元年(1673)以降
		林春常(詩文)	
	象頭山八景 満濃池遊鶴	長山孔直(画)	江戸時代末期、弘化2年(1845)
		有瑜(詩)	
	玉藻集	小西可春(柳原小一郎)	江戸時代前期、延宝5年(1677)
	金毘羅山名勝図会	石津亮澄(著)	江戸時代後期、 文化年間(1804-1818)
		大原東野(画)	
		琴陵宥怡(画)	
		藤原為家(詩歌)	
		藤井高尚(詩歌)	
その他	讃岐廻遊記	進藤政量	江戸時代後期、寛政11年(1799)
	金毘羅参詣名所図会	暁鐘成(著)	江戸時代末期、弘化4年(1847)
		浦川公佐(挿絵)	
	讃岐国名勝図会 萬濃池 池宮	梶原藍渠・梶原藍水(著)	江戸時代末期、嘉永7年(1854)
		松岡調(画)	
		藤井高尚(詩歌)	
		幸田惟親(詩文)	
		酒部正敬(詩歌)	
	象頭山参詣道紀州加田ヨリ讃岐廻并播磨名勝附	金毘羅、美玉堂	江戸時代末期
その他	満濃池営築図	-	江戸時代前期、 寛永年間(1624-1645)
	満濃池絵図 天保八丁酉年	-	江戸時代後期、天保8年(1837)
	讃州那珂郡分間画図	-	江戸時代中期
	讃岐国絵図	-	江戸時代初期、 慶長年間(1596-1615)末
	讃岐国絵図	-	江戸時代前期、寛永10年(1633)
	矢原家文書	-	江戸時代前期、 慶長6年(1601)、寛永12年(1635)
	天保国絵図 讃岐国図	-	江戸時代末期、天保9年(1838)

第4-3表 満濃池歴史資料一覧表(近代～現代)

近代			
分類	資料名	編著者・作者・出版元	作成年・出版年
文芸	讃岐名勝琴	矢原理平(編) 日柳活版所(出版)	明治40年(1907)
		梅溪通治(詩歌)	
		梶原景謙(詩歌)	
		藤井高尚(詩歌)	
		松平頼績(詩歌)	
		松岡調(詩歌)	
		佐伯旭雅(詩歌)	
		森寛斉(詩歌)	
		矢原正照(詩歌・詩文)	
	柿村書屋詩集	赤松景福	大正15年(1926)
	吉井勇の詩歌「満濃池に遊びて」	吉井 勇	昭和11年(1936)
絵葉書 写真	讃岐写真帖	三好今三郎	大正5年(1916)
	香川県満濃池竣工記念絵葉書	-	昭和2年(1927)
	満濃池弘法大師銅像除幕記念絵葉書	満濃大師會	昭和8年(1933)
	讃岐琴平名所絵葉書	-	昭和初期
	讃岐二百景	-	昭和初期か
	金刀比羅宮御境内及讃岐名所圖繪	小野秀八	昭和2年(1927)
	琴平急行沿線名勝鳥瞰図	-	昭和5年(1930)以降
その他	真野池記(石碑)	矢原正敬(撰文・題額)、 矢原正照(染筆・建立)	明治3年(1870)以降
	松坡長谷川翁功德之碑(石碑)	山縣有朋(題字揮毫)、品 川弥二郎(碑文選者)、衣 笠豪谷(揮毫)	昭和6年(1931)
	満濃池之図	-	明治3年(1870)
	満濃池水掛村々之図	-	明治3年(1870)
	讃岐国那珂郡満濃池近郷御料私領絵図	-	嘉永7年(1854)以降、 明治2年(1869)以前
	梶原泉太郎讃岐志并同国名勝図絵献納ヲ賞シ金円下賜 太政類典・外編・明治四年・明治七年・官規・賞典恩典	-	明治4年(1871)～明治7年(1874)
	名東県庁蔵西讃府志外一部土族梶原泉太郎蔵讃岐志外一部 献納申立並賞金達 公文録・明治六年・第二百四十七卷・明治 六年十二月・諸県伺(二)	-	明治6年(1875)
現代			
分類	資料名	作者・選定元・出版元	作成年・出版年
絵画	油彩「満濃池」	小西嘉純	平成14年
選定	四国新聞 昭和43年10月18日付 新さぬき百景	四国新聞社	昭和43年(1968)
	残したい“日本の音風景100選”「満濃池のゆるぬきとせせらぎ」	環境省	平成8年
	ダム湖百選	一般財団法人水源地環境センター	平成17年
	地域活性化に役立つ近代化産業遺産	経済産業省	平成21年
	ため池百選	農林水産省	平成22年
	世界かんがい施設遺産	国際かんがい排水委員会	平成28年
その他	満濃池ガイドマップ	NPO法人まんのう池コイネット	平成30年
	名勝満濃池パンフレット	まんのう町	令和2年

第3節 多様な視点場

満濃池の風致景観の観賞は、江戸時代後期～幕末の地誌である『金毘羅山名勝図会』や『讃岐国名勝図会』が示すように、北西から南東に向かって、広大な堰堤と池面の背景に大川山などの讃岐山脈の山容を収める視点を主としてきた。(第4章第1節で詳述)。

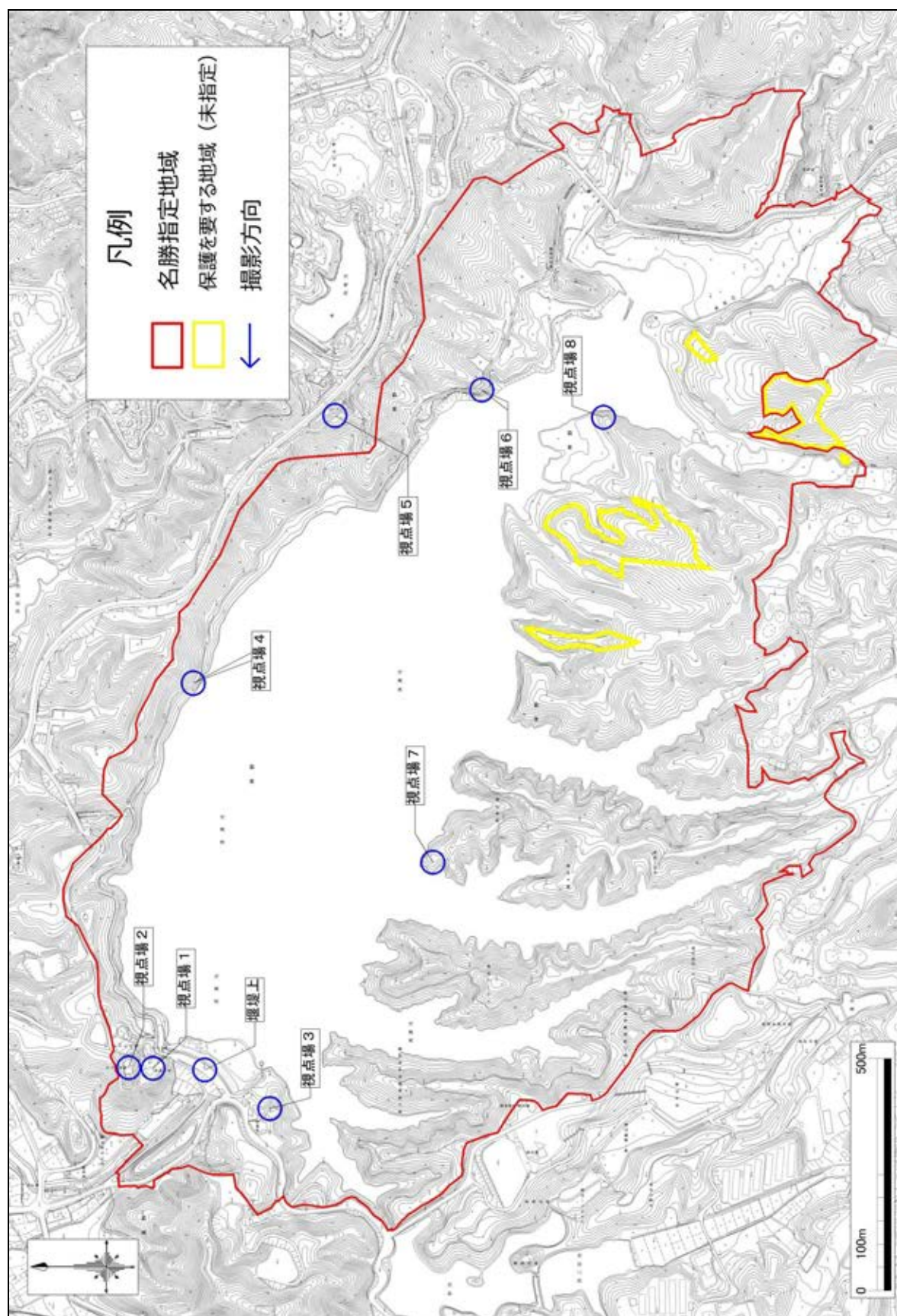
しかし、満濃池の規模は広大であり、地質的条件により池岸を中心とした周囲の地形も複雑に変化をみせるため、潜在的な視点場が他にも存在すると考えられる。

満濃池の保存活用計画策定にあたっては、主要な視点場である堰堤上からの観賞の他、満濃池をめぐる観賞の特性を総合的に把握することも重要であると考えられたため、視点場についての調査を行った。地形図上で観賞の候補地を検討した上で令和2年度に踏査を実施した。結果、堰堤上の他に、以下の8地点を新たな視点場として把握した。(第4-4表、第4-3図)。

なお、調査地点は、現状の植生により眺望に支障をきたすものであっても、今後の管理によって活用が見込まれるものを含んでいる。

第4-4表 名勝満濃池視点場一覧

名 称	場 所	視線方向	眺望の特徴
視点場①	神野神社(鳥居付近)	南東	堰堤や余水吐などの構造物や護摩壇岩を前側に置いて、池面の広がりをやや高い位置から俯瞰することができる。
視点場②	かりん会館	南東	高所から池面と複雑に入り組む南岸地形を俯瞰することができる。(ただし、手前に樹木が繁茂して見通しを阻害している。)
視点場③	神野寺(弘法大師像前)	東	高所から堰堤や取水塔、護摩壇岩が一望の下に見える。(ただし、手前に樹木が繁茂して見通しを阻害している。)
視点場④	北岸中央(遊歩道)	南	池面を介して正面に池岸が複雑に入り組む南岸を望むことができる。池幅が最も広い位置となり、広範囲にわたって池面を見渡すことができる。
視点場⑤	国営讃岐まんのう公園 展望デッキ	西	丘陵上より、池面や堰堤の奥に聳える象頭山(名勝及び天然記念物)を望むことができる。堰堤の反対方向より、満濃池の全体像を俯瞰することができる。(ただし、満濃池側から公園内に入ることはできない。)
視点場⑥	北岸東側(遊歩道)	西	視点場⑤と同様に池面や堰堤の奥に聳える象頭山(名勝及び天然記念物)を望むことができるが、水際からの目線で池面の広がりを体感することができる。
視点場⑦	南岸西側 (満濃池森林公園)	北西	満濃池の中でも水際へ近づくことのできる数少ない箇所で、池面を介して堰堤前面や護摩壇岩、北岸の直線的な池岸の地形を望むことができる。
視点場⑧	南岸東側	東	満濃池の中でも水際へ近づくことのできる数少ない箇所で、池底が遠浅となっていることから、水位の変化を敏感に反映して水面の風景の変化を楽しむことができる。



第4-3図 名勝満濃池視点場位置図

視点場①

神野神社鳥居付近から南方向への眺望である。池面を介して奥に南岸の丘陵、讃岐山脈を眺めることができ、視線中央には大川山が収まる。堰堤上の視点場との比較では、やや上からの視線で俯瞰的に捉えることにより、中央の池面のスケールが強調されている。神野神社の参道上に位置することから、多くの参拝者が訪れる視点場である。



写真4-41 視点場①より南東を望む

視点場②

かりん会館のデッキから南方向への眺望であり、視点場①より標高がやや高い位置となるため、奥側の池面の形状や複雑に入り組む南岸の丘陵稜線をみることができる。かりん会館は町立の研修施設であり、満濃池に関する展示スペースを設けているなどガイダンス施設としての機能を果たしていることから、視点場と一体的な活用が期待できる。近年、かりん会館前方の樹木(落葉広葉樹)が成長し、着葉期に眺望が遮蔽されている。



写真4-42 視点場②より南東を望む

視点場③

堰堤左岸側(西側)の神野寺境内、弘法大師銅像前からの眺望である。本質的価値を構成する堰堤や護摩壇岩、取水塔が一望の下に眺めることが可能であるが、現状では繁茂する樹木により十分な眺望を確保することができない。視点場付近は、多くの参拝者でにぎわう場所であるため、眺望の向上により、視点場の活用効果が高まることが期待される。



写真4-43 視点場③より東を望む

視点場④

北岸中央付近の遊歩道南方向への眺望である。池面を介して正面に池岸が複雑に入り組む南岸を望むことができる。この視点場の位置は、池幅が最も広い位置となることから、堰堤上の視点場とは異なった方向で、広範囲にわたって池面を見渡すことができる。



写真4-44 視点場④より南を望む

視点場⑤

池の奥部となる北岸東側の国営讃岐まんのう公園内に設けられた「パノラマ展望台」から北西方向への眺望である。高台に位置するため、満濃池の全体像を俯瞰することができ、堰堤を介した象頭山(名勝及び天然記念物)の山容をみることができる。高所から満濃池の全景を見渡せる、唯一のポイントである。



写真4-45 視点場⑤より西を望む

視点場⑥

満濃池北岸遊歩道の南西に張り出した池岸から北西方向への眺望である。視点場⑤と同方向への眺望であるが、水際に近い位置からの目線となる。池越しに象頭山(名勝及び天然記念物)の山容をみることができる。特に、夕暮れ時には、池面に映る夕焼け空と象頭山の山容が美しく、多くの人々が写真撮影のため訪れている。

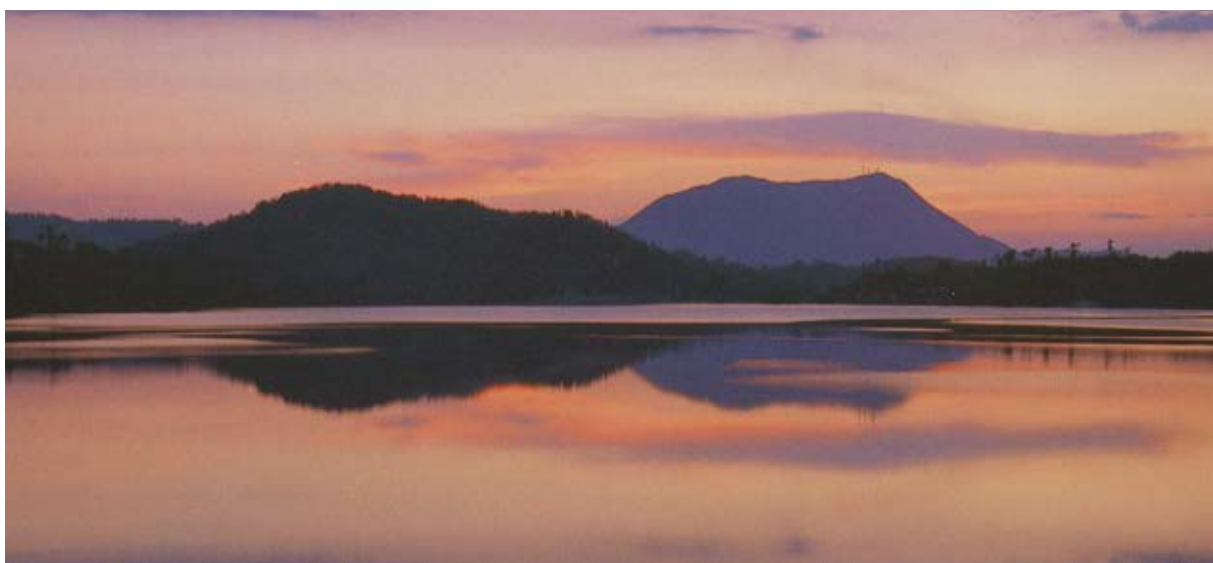


写真4-46 視点場⑥より西を望む

視点場⑦

南岸西側の香川県満濃池森林公園内の半島先端付近の水際から北西方向への眺望である。堰堤上からの眺望と反対方向で、奥に丘陵・山岳を見ない点でも対照的である。また、水際まで降りると堰堤や取水塔、護摩壇岩を望むことができる。



写真4-47 視点場⑦より北西を望む

視点場⑧

南岸東側の半島状に突き出た池岸から東方向への眺望である。池奥の池面や池岸、丘陵が主な対象となることから、この場所では広大なため池という印象は薄れ、山間部の沼沢地のような風景となる。また、満濃池の水位が低下すると、満濃池の嵩上げによって水没した五毛村の名残を残す地形や江戸時代の境界標や「山の神社」の基礎の石積が現れる。池底が遠浅となっていることから、水位の変化を敏感に反映して水面の風景の変化を楽しむことができる。



写真4-48 視点場⑧より東を望む



写真4-49 視点場① 神野神社鳥居



写真4-50 視点場② 着葉期の眺望



写真4-51 視点場③ 弘法大師銅像前



写真4-52 視点場④ 広大な水面



写真4-53 視点場⑤ パノラマ展望台



写真4-54 視点場⑥ 堰堤越しの象頭山



写真4-55 視点場⑦ 取水塔



写真4-56 視点場⑧ 山の神社基礎の石積

第5章 現状と課題

第1節 名勝満濃池の土地利用と土地所有

約264haの広大な指定面積を持つ満濃池は現在まで様々な土地利用がなされてきた。本章では名勝満濃池の現状と課題を扱うに先立ち、名勝指定時のデータに基づき状況を整理したい。

名勝満濃池指定地の地目の内訳は、第5-1表および第5-1図に示すとおり、二級河川金倉川河川区域(満濃池水面)が全体の60.36%を占めている。陸地部分についてはその大部分の34.53%を山林(うち保安林26.36%、山林8.17%)が占める。また、保安林や山林の一部が公園や境内地として利用されているなど、重層的で非常に複雑な利用状況となっている。

土地所有状況は、第5-2表および第5-2図に示すとおり、中央部の二級河川金倉川河川区域が国有地であり、満濃池土地改良区や香川県土木部河川砂防課により管理されている。陸地部分については、指定地の北東部に国有地、南西部には香川県有地があり、それぞれ主に公園区域として利用されている。指定地北西部と南部は民有地が多く所在する。

以上、名勝満濃池の指定地は所有者及び土地利用の状況が様々である。したがって現状と課題を正確に把握するため、これらの前提をふまえた上で検討を行う。

第5-1表 名勝満濃池 地目別面積

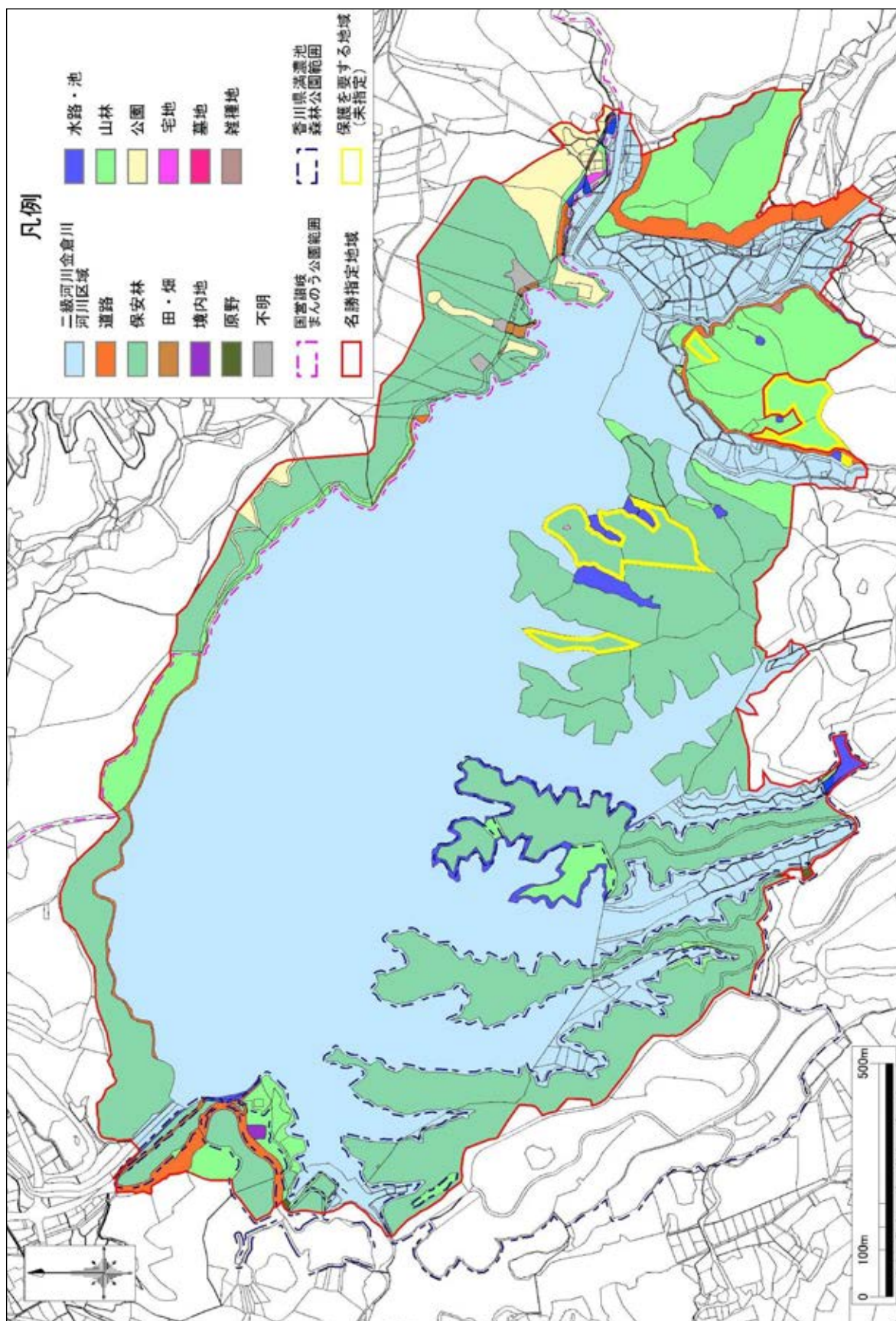
(単位㎡)

二級河川金倉川 河川区域	保安林	山林	道路	公園	水路・池	名勝指定地計
1,592,866.51	695,679.99	215,720.02	58,267.82	36,133.68	29,423.94	2,638,815.09
60.36%	26.36%	8.17%	2.21%	1.37%	1.12%	
田・畑	雑種地	境内地	宅地	原野	不明	100.00%
2,319.61	1,515.00	1,065.00	1,028.08	785.00	4,010.44	
0.09%	0.06%	0.04%	0.04%	0.03%	0.15%	

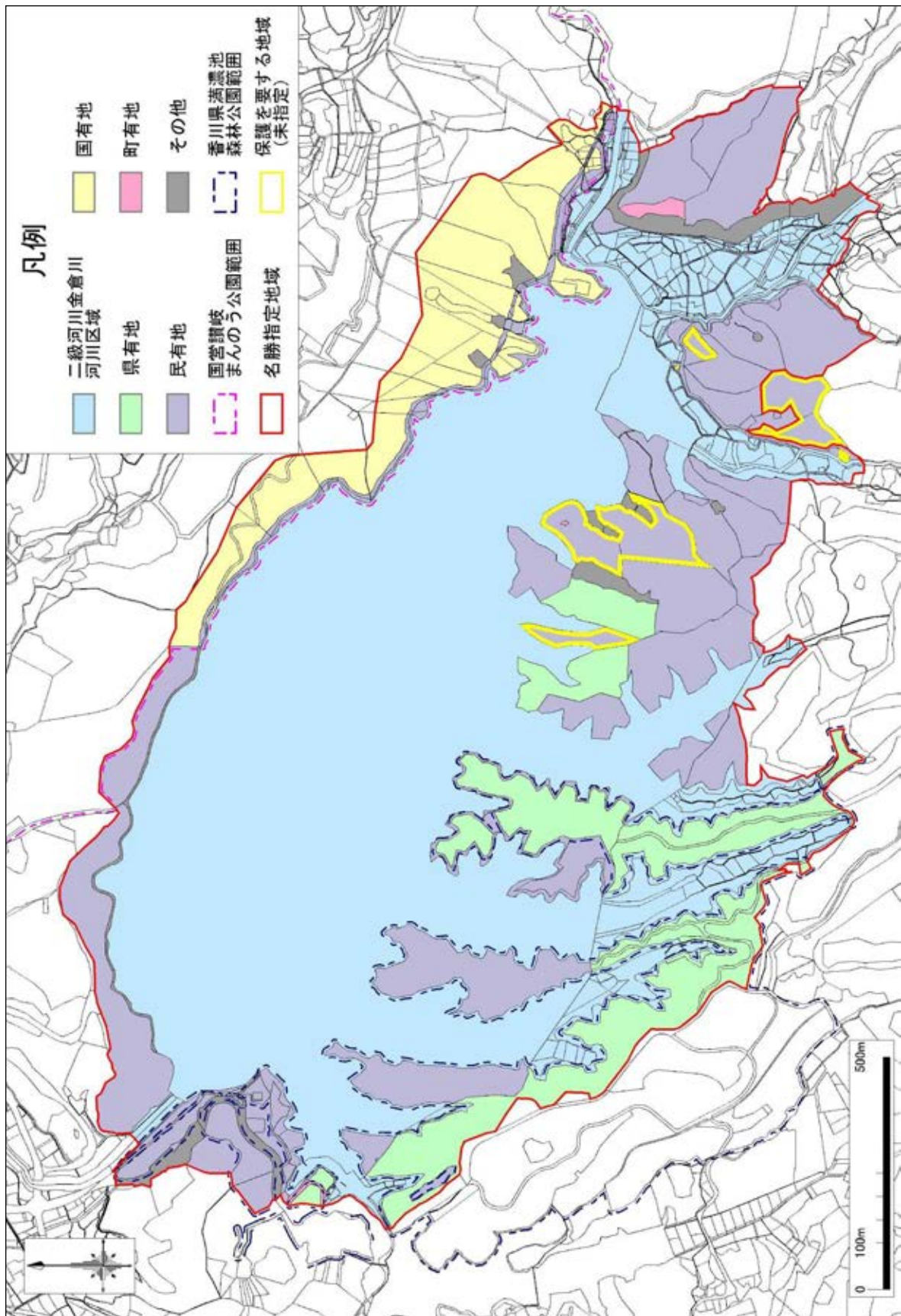
第5-2表 名勝満濃池 土地所有者別面積

(単位㎡)

国(二級河川金倉川河川区域)	国	香川県	まんのう町	民有地	その他	名勝指定地計
1,592,866.51	179,042.23	219,060.00	5,273.00	587,006.23	55,567.12	2,638,815.09
60.36%	6.78%	8.30%	0.20%	22.25%	2.11%	100.00%



第5-1図 名勝満濃池土地利用状況図



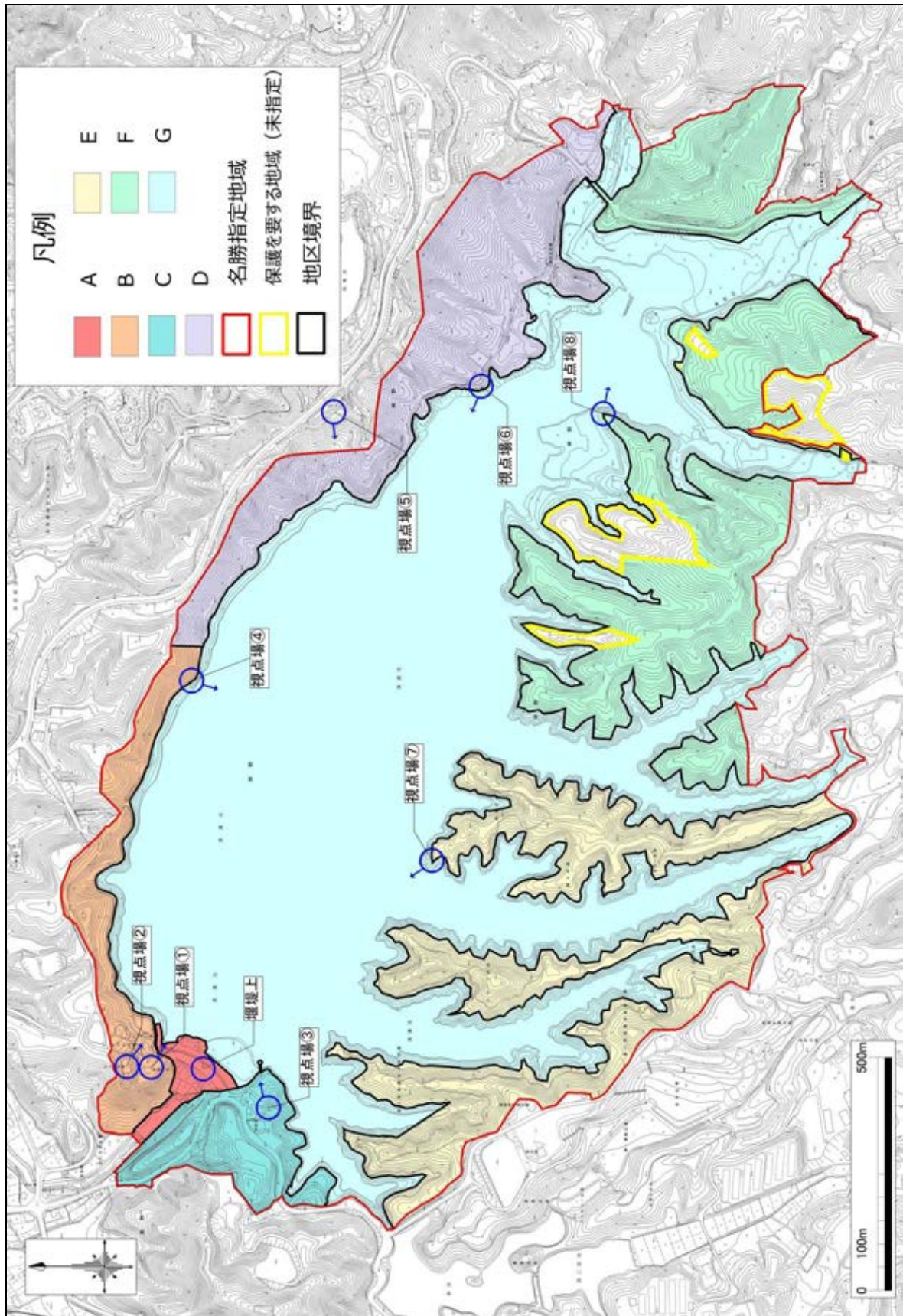
第5-2図 名勝満濃池土地所有状況図

第2節 課題整理のための地区設定

名勝満濃池の指定地には、様々な土地利用や土地所有の複雑な状況があることを踏まえて、現状と課題を整理するための地区を以下のように設定した。

第5-3表 名勝満濃池の地区設定一覧

地区	要素	視点場	植生区分	所有者	主な管理者
A	堰堤、樋門、余水吐(流入部)、護摩壇岩、真野池記、松坡長谷川翁功德之碑、各種サイン、遊歩道、東屋	堰堤上	護摩壇岩	国	満濃池土地改良区、香川県、まんのう町、神野神社、四国電力
B	余水吐(出水口)、池岸と丘陵の地形、植生、神野神社境内、各種サイン、遊歩道、かりん会館、東屋、やぐら	視点場① 視点場② 視点場④	出水路北岸 北岸西部	個人	満濃池土地改良区、まんのう町、神野神社、四国電力
C	取水塔、池岸と丘陵の地形、植生、神野寺境内、弘法大師空海像、修拓記念碑、満濃池配水塔顕彰碑、県営満濃用水改良竣工記念碑、各種サイン、遊歩道、トイレ	視点場③	堰堤背後の丘 出水路南岸	個人、 香川県、 まんのう町	満濃池土地改良区、神野寺、神野神社、香川県、まんのう町、四国電力
D	池岸と丘陵の地形、植生、国営讃岐まんのう公園、各種サイン、遊歩道、東屋、トイレ、岬の栈橋	視点場⑤ 視点場⑥	北岸中部 北岸東部	国、 満濃池土地改良区	国土交通省香川河川国道事務所、まんのう町満濃池土地改良区
E	池岸と丘陵の地形、植生、香川県満濃池森林公園、各種サイン、遊歩道、トイレ	視点場⑦	南岸西部 南岸中部	香川県、 個人	香川県みどり整備課
F	池岸と丘陵の地形、植生、遊歩道	視点場⑧	南岸東部 東岸	個人、 香川県、 まんのう町	まんのう町、個人
G	水面、池岸と丘陵の地形	なし	なし	国、香川県、 満濃池土地改良区	満濃池土地改良区



第5-3図 名勝満濃池地区設定図

第3節 名勝満濃池の現状と課題(全体に共通するもの)

本節では、満濃池全体に共通する現状と課題を、保存管理、活用、整備、運営・体制の順に整理する。本質的価値を構成する要素と本質的価値に関連する要素については1、保存活用に資する要素については2で述べる。個別の構成要素については第4節で地区ごとに詳述する。

1 保存管理の現状と課題

(1)現状

A地区を中心として所在する堰堤及び付属施設と、G地区の水面及び周辺の池岸については、ため池として一体化したものであり、満濃池土地改良区によって倒木処理や除草などの日常管理や、管理施設の維持改修工事等の管理が行われている。

周辺の池岸では、強風に伴う波の影響により、浸食されている箇所がB・D・F地区を中心に認められる。特に北岸のB・D地区においては、池岸に隣接する町道の維持のため、まんのう町によって護岸施設が設置されている。

満濃池周辺の丘陵の植生は、かつてはアカマツ林であったが、マツクイムシの被害により、アカマツが枯れ、広葉樹林が広がっている。

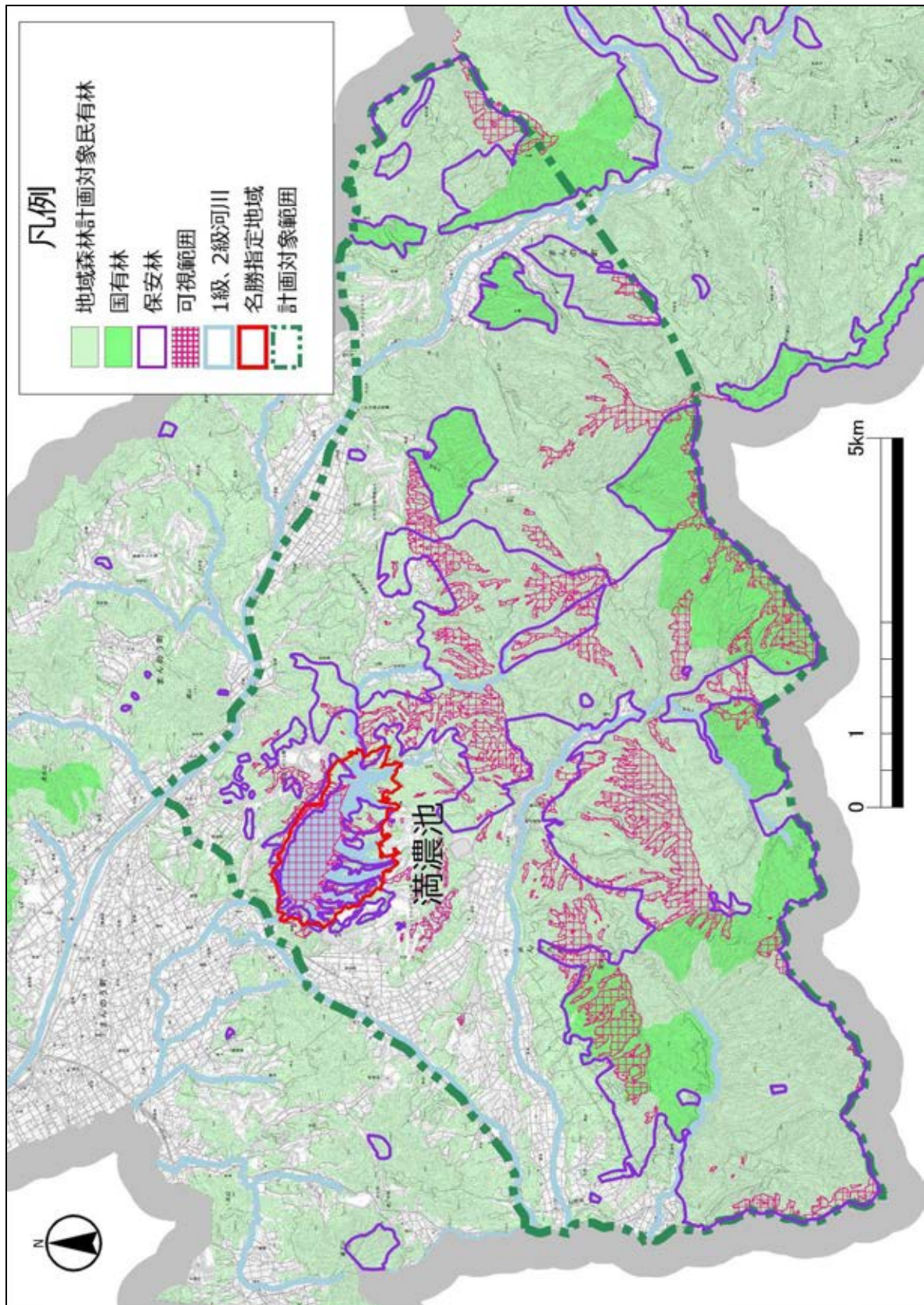
D地区は国営讃岐まんのう公園、E地区は香川県満濃池森林公園が設置されており、それぞれ公園管理者が管理を行っている。C・F地区については大部分が民有地である。B地区については、民有林であるが、松の防除や倒木除去などの管理をまんのう町農林課が行っている。満濃池の南東部や北西部では、現状管理されていない箇所を中心に竹林が拡大している。民有林に所在する視点場①・②・④では、樹木が繁茂することによって視線がさえぎられている。

神野寺境内については、弘法大師像も併せて神野寺住職によって管理が行われている。神野神社境内については、神野神社神主及び氏子によって境内地の管理が行われている。記念碑・顕彰碑は、明確な管理主体が定められていない。

指定地外の本質的価値に関連する要素である讃岐山脈の山並み(五毛地区・大川山地区)については、第5-4図に満濃池堰堤からの可視範囲を示した。満濃池堰堤からの可視範囲のほぼ全域が山林で、その大部分が国有林や保安林となっており、国や香川県によって厳密に山林の管理が行われている。まんのう町は景観行政団体に指定されているが、景観計画はまだ策定されていない。

(2)課題

堰堤及び付属施設、水面、周辺の池岸については、満濃池は現役の灌漑施設であることから、今後も継続的な修繕や更新が発生するため、改修計画の早い段階から、満濃池土地改良区と協議調整を行う必要がある。また、池岸の浸食を防ぐため護岸施設が設置されてきたが、今後はより景観に配慮した護岸施設の設置について事前の協議調整を行う必要がある。植生については、適切な森林病虫害等防除を検討するとともに、竹林が拡大している地域について土砂災害の危険性や景観上の問題について留意する必要がある。また、マツクイムシの被害跡地に広が



第5-4図 指定範囲外の土地利用状況図

っている広葉樹林は、近年、クヌギ、コナラを中心にナラ枯れ被害が拡大しており、今後対策を検討する必要がある。また、周囲の丘陵では樹木の生長によって視点場の眺望に影響を与えている箇所があるため対応を検討する必要がある。標識、説明板、注意札など文化財としての保存施設の設置を検討する必要がある。記念碑・顕彰碑は、明確な管理主体が設定されておらず、棄損などの保存管理上の課題が生じた場合や、現状維持の方法や風化への対応について検討する必要がある。

名勝指定地内の多くの施設については、将来予想される補修や改修、新たに設置される施設において、名勝満濃池の景観に配慮するよう事前の協議調整を十分行う必要がある。

指定地外の景観の保護については、今後策定される景観計画に盛り込むため、担当部局と連携する必要がある。

2 活用の現状と課題

(1) 現状

満濃池は灌漑施設であるため、灌漑目的のため池としての利用が第一であるが、名勝満濃池としての活用について取り上げるという観点から、行楽的な活用と学習的な活用としての2つに分けて整理し、加えて保存活用に資する要素の現状についても述べる。

行楽的な活用としては、満濃池の堰堤は一般に開放されており、満濃池を訪れる人々は自家用車や観光バスで堰堤上に駐車し、景色を楽しむ、写真を撮るなど思い思いに過ごしている。満濃池は香川県を代表する観光地であることから、大型バスでの団体旅行のコースにも組み込まれており、日中は堰堤を散策し、神野神社や神野寺へ参拝する人々で賑わう。神野寺は、四国別格二十霊場であることから四国遍路の参拝者も多く訪れる。満濃池北岸の遊歩道はウォーキング、ランニング、サイクリングなどで多くの利用者がおり、マラソン大会やウォークラリーの会場となっている。満濃池で行われる代表的な行事として、毎年6月15日前後に行われる「ゆる抜き」があり、讃岐の初夏の風物詩として多くの人々が訪れる。

学習的な活用としては、満濃池が小・中学校の社会科や高等学校の地理歴史科の教科書に登場する機会が多く、香川県の水不足の歴史を物語る好例でもあることから、遠足や地域学習な



写真5-1 満濃池を見学する人々



写真5-2 かりん会館での解説

第5-4表 満濃池の活用の取り組み

取組名	実施主体	内容	備考
満濃池のボランティアガイド	まんのう池 コイネット	・事前予約により満濃池の現地解説や、かりん会館展示物の説明を実施。 ・解説はボランティアガイドが行う。	2019(令和元)年度実績 参加者：10 団体 302 名
ボランティアガイド養成事業「空海塾」	まんのう池 コイネット	・小学生や観光客へ満濃池のことを教えてほしいという要請に対応するためのボランティアガイド養成	2019(令和元)年度実績 実施日：11 月 26 日 受講者：29 名
満濃池俳句大会	まんのう池 コイネット	・「まんのうの恵み」「満濃池」を題材にした俳句を町内小学生対象に募集 ・優秀作品は満濃池の神野神社に奉納句として一年間掲示。	2020(令和2)年度実績 参加者：約 450 名
かりん会館周辺の清掃	まんのう池 コイネット	・かりん会館の周辺の草刈り、枝打ち、倒木処理等。	
満濃池学習への対応	満濃池土地 改良区	・県内小学生の校外学習、遠足等 ・県内外の各種団体等の研修、現地視察等。	
かりん会館資料見学者への対応	かりん会館	・かりん会館を利用する見学者への対応。	2019(令和元)年度実績 見学者：1,758 名
マラソン大会	まんのう 10K マラソン実行委員会	・国営讃岐まんのう公園、香川県営満濃森林公園、満濃池岸の町道を経由する 10km のマラソン大会。2018(平成 30)年 5 月 27 日に第 1 回、2020(令和 2)年 2 月 23 日に第 2 回が実施。	
ウォークラリー	まんのう町 立図書館	・満濃池周辺を巡るガイドウォークを実施。	2019(令和元)年度実績 実施日：10 月 16 日 事業名：満濃池歴史散歩 参加者：10 名

どで多くの学校関係や一般団体が訪れる。

続いて保存活用に資する要素について、施設ごとに現状を述べる。国営讃岐まんのう公園は、満濃池の北東に名勝指定地内外にまたがって所在している公園施設である。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2020(令和2)～2022(令和4)年度は様々な活動が控えられていたものの、2019(令和元)年度の年間来園者は約 53 万人を数えた。名勝指定地域内は「湖畔の森」

と称するエリアで、満濃池の雄大な眺望や水際の風致景観を体感できる。同公園内には満濃池の歴史や景観に関する説明版が設置され、公園内の自然と親しむガイドウォークが実施されている。

香川県満濃池森林公園は、満濃池の南西に名勝指定地内外にまたがって所在している。名勝指定地内は「桜の森」や「野鳥の森」といった自然体験ゾーンとして活用され、公園内の野鳥や樹木を紹介する自然観察会が定期的に開催されている。

満濃池周辺を巡る遊歩道としては、四国のみち、周遊道、デッキがある。多様な満濃池の魅力を広範囲で楽しむため、2021(令和3)年4月に満濃池を一周できる周遊道が開通しているが、満濃池南東部の視点場までのアクセス道は未整備である。また、名勝的価値に関する説明板や、満濃池の見どころを巡るための案内板といった各種サインは未整備である。

満濃池を訪れた利用者が訪れる便益施設の代表的なものとして、かりん会館があり、満濃池に関する展示を行っている。また、満濃池来訪者の駐車場としての役割を堰堤上が担っている。

(2)課題

活用全体として、満濃池が名勝に指定されて以降、まんのう町ではシンポジウムの開催やパンフレットの発行などの周知広報を行ってきたものの、新たな視点場や周遊道などの情報発信は未だ不十分であり、情報発信の方法についての検討が課題である。

保存活用に資する要素の課題として、国営讃岐まんのう公園と香川県満濃池森林公園の活用に関して、名勝的価値を活かした活用を進めるために、両公園の協力を得て連携して事業を推進していくことが必要である。

遊歩道については、満濃池の魅力を十分に味わってもらうために必要な施設や案内板について検討する必要がある。また、滞在時間が短い行楽客についても、満濃池の魅力を味わうことができるよう、必要な施設や案内板についても検討する必要がある。

便益施設については、満濃池現地を訪れた利用者が訪れる施設として、かりん会館があるが、展示内容が不十分であるため、展示内容の充実に留意する必要がある。

3 整備の現状と課題

(1)現状

名勝満濃池指定地域内には、多くの木柵やデッキなどの施設があり、経年劣化や破損しているものがある。詳細については本章第4節で述べる。

植生については、本節、1 保存管理の現状と課題でふれたとおり、マツクイムシ被害によるマツ林の衰退や植生遷移の課題がある。また、竹林の拡大を防止する措置や視点場の景観を回復するといった、植生をコントロールするための整備は行われていない。

満濃池指定地域のB・D・F地区に所在する池岸の護岸施設は、波の浸食から守る施設として、町道と一体化してまんのう町が管理している。既存の護岸施設は災害等に伴い整備されたものであるため工法によっては景観に配慮されていないものも見受けられる。また、護岸施設が無い池岸についても、浸食が進む箇所が見受けられる。

(2)課題

名勝満濃池指定地内の経年劣化や破損した施設は放置すると利用者がケガをする恐れがあるため、今後の修繕等について検討する必要がある。

池岸の浸食については、今後災害等により崩落した場合、対応する部局に対し、復旧に際して景観に配慮するための調整をできるだけ早く行う必要がある。

植生については、アカマツ林の衰退、竹林の拡大、今後生じうるナラ枯れ、視点場からの景観遮蔽に対する対策を検討する必要がある。

4 運営・体制の現状と課題

(1)現状

本章第1節で述べたとおり、名勝満濃池指定地域は、多くの所有者及び管理者があり、それぞれ土地や施設の日常的な管理や維持を担っている。名勝の管理団体であるまんのう町は、現状変更などが生じる場合、香川県教育委員会や文化庁の助言・指導を受けて対応している。

活用事業の運営については、まんのう池コイネットや国、県、町がそれぞれ実施しており、情報共有や活用のための連携を行う組織がない。また、堰堤上の記念碑・顕彰碑等、管理者が不明瞭な構成要素がある。

(2)課題

名勝指定地域が多くの所有者及び管理者によって個別に管理されており、管理主体が不明瞭な構成要素があるため、名勝の保護に万全を期すための連携方法について検討する必要がある。

名勝の保存・管理は恒久的に行われていくものであり、今後実施される公有地化や整備事業を踏まえると、管理団体であるまんのう町の役割が重要となるため、十分な体制が取れるよう留意する必要がある。

満濃池の活用を広く行うためには、地域振興課などの町内関係部局や、公園管理者、町内の文化財保護関係団体と連携するための連絡協議会設置等の方法を検討する必要がある。また、町民や地元関係団体とともに名勝の管理・運営や活用を行うための人材育成や地域活動団体の育成についても留意する必要がある。さらに、コイネットの会員の減少や高齢化など、活動体制上の問題についても、まんのう町として、ボランティアへの支援や組織の体制づくりの方法を検討する必要がある。

第4節 名勝満濃池の現状と課題(地区ごと)

1 A地区の現状と課題

(1)現状

A地区は、堰堤上で多くの来訪者が風致景観を楽しむ視点場の中心である。満濃池観光客の実質的な駐車場としても利用されている。

【本質的価値を構成する要素】

堰堤および樋門や余水吐(流入部)等の付属施設は、満濃池土地改良区により管理が行われている。護摩壇岩の岩上にはアカマツが自生しており、まんのう町が薬剤の樹幹注入によるマツクイムシ防除をおこなっているが、一部枯死が発生している。

【本質的価値に関連する要素】

堰堤の北端には、満濃池の修築に関わった人々の歴史を表す真野池記や松坡長谷川翁功労碑等の記念碑・顕彰碑が集中して建てられている。

【保存活用に資する要素】

堰堤上は「四国のみち」および「満濃池周遊道」としても利用されている。また、金倉川下流側から樋門付近まで遊歩道とデッキが整備されており、堤高約32mの巨大な堰堤や、樋門から流れ出る水勢を体感できる。まんのう町が管理する東屋は雨天時や酷暑時の満濃池見学の拠点として利用されている。

【その他の要素】

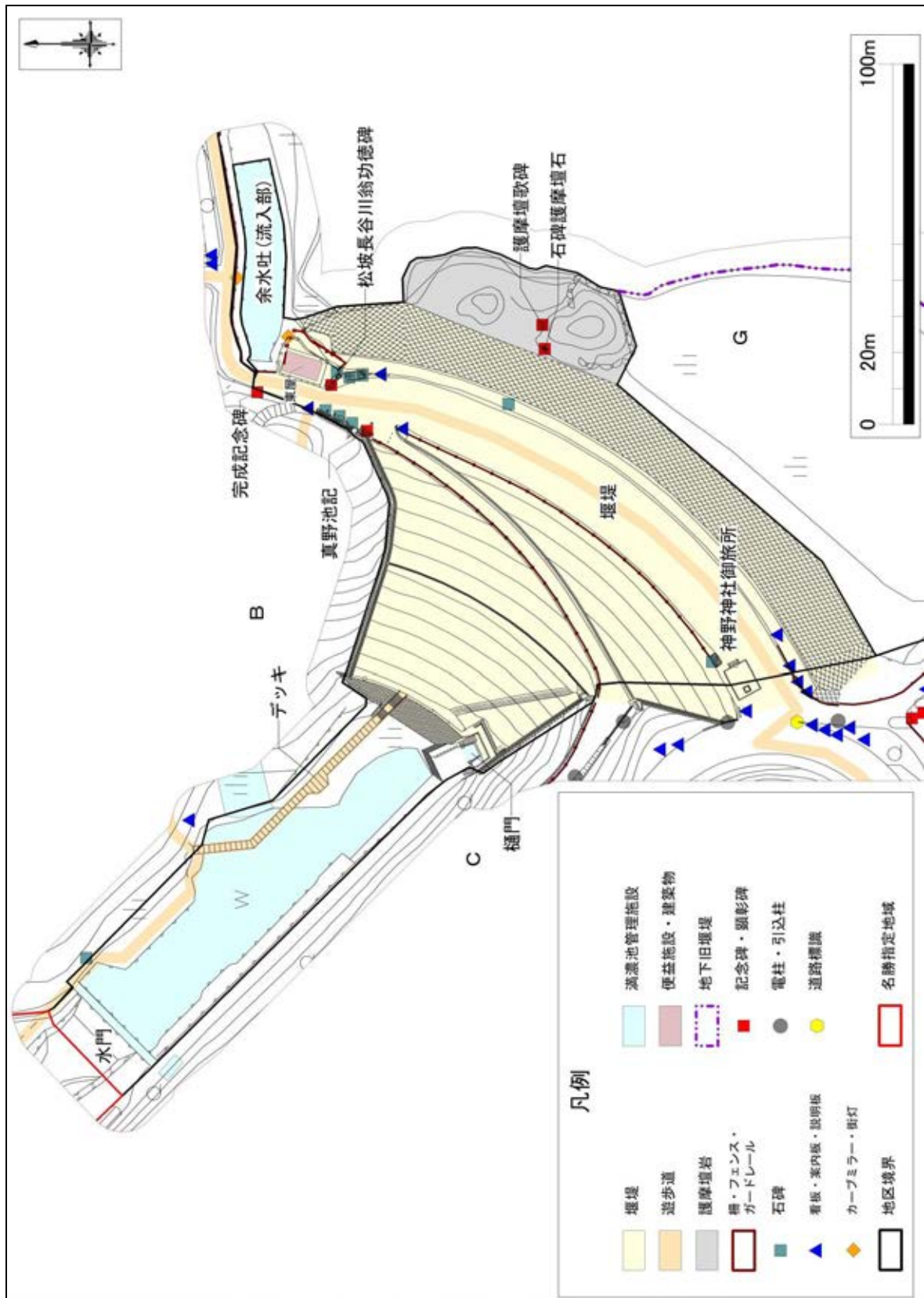
石碑(現代の歌碑・記念碑)、土木構造物(水路・護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、ガードレール、カーブミラー、街灯)などが所在する。

(2)課題

堰堤上面は転落防止柵が未設置のため、水面への転落の恐れについて管理者の満濃池土地改良区から懸念が寄せられている。堰堤付属施設については、経年劣化のため改修が検討されており、特に余水吐(流入部)は10年以内の改修が予定されている。護摩壇岩は、岩上のアカマツに枯損が見られる他、雑木の実生も繁茂しつつあるので、適切な手入れを検討する必要がある。

デッキについては経年劣化のため修繕を検討する必要がある。また、記念碑・顕彰碑の説明がなく、見学の拠点である東屋に説明版やパンフレット等の配架がないことから、解説や周知のための施設について検討する必要がある。

その他の要素については、色彩や規格が統一されていないため景観上違和感が生じているものや、眺望を遮蔽しているものがある。また、木柵が腐食し破損している箇所があるので、継続的な安全管理に努めるとともに、将来的には全体の改修も視野に入れる必要がある。



第5-5図 名勝満濃池A地区現況図



写真5-3 堰堤からの景観 北西より



写真5-4 堰堤上 北東より



写真5-5 護摩壇岩 西より



写真5-6 樋門 北より



写真5-7 堰堤北東端の顕彰碑等 南西より



写真5-8 堰堤上の木柵 南西より

2 B地区の現状と課題

(1) 現状

B地区西端の丘陵は宗教施設や便益施設等の建造物が多く存在し、各施設は町道および遊歩道で連結される。B地区東半の丘陵の池岸沿いには町道が敷設され、遊歩道や池の管理道として使用されている。

【本質的価値を構成する要素】

余水吐(出水口)は、満濃池土地改良区が管理を行っている。満濃池北岸の池岸では、浸食を防ぐため護岸擁壁で保護された箇所が多く所在している。

【本質的価値に関連する要素】

神野神社の境内には鳥居、石灯籠、狛犬などの石造物と、本殿、拝殿などの建築物が所在する。

【保存活用に資する要素】

各種サイン(説明板・誘導標・注意標)、遊歩道(四国のみち・周遊道・デッキ)、便益施設である、かりん会館、東屋、やぐらが所在する。満濃池沿いの道や各施設を連結する遊歩道は町道として草刈りや補修が行われており、四国のみちや周遊道としても利用されている。かりん会館は満濃池に係わる常設展示がある。遊歩道沿いには東屋、やぐらがあり見学者に利用されている。

【その他の要素】

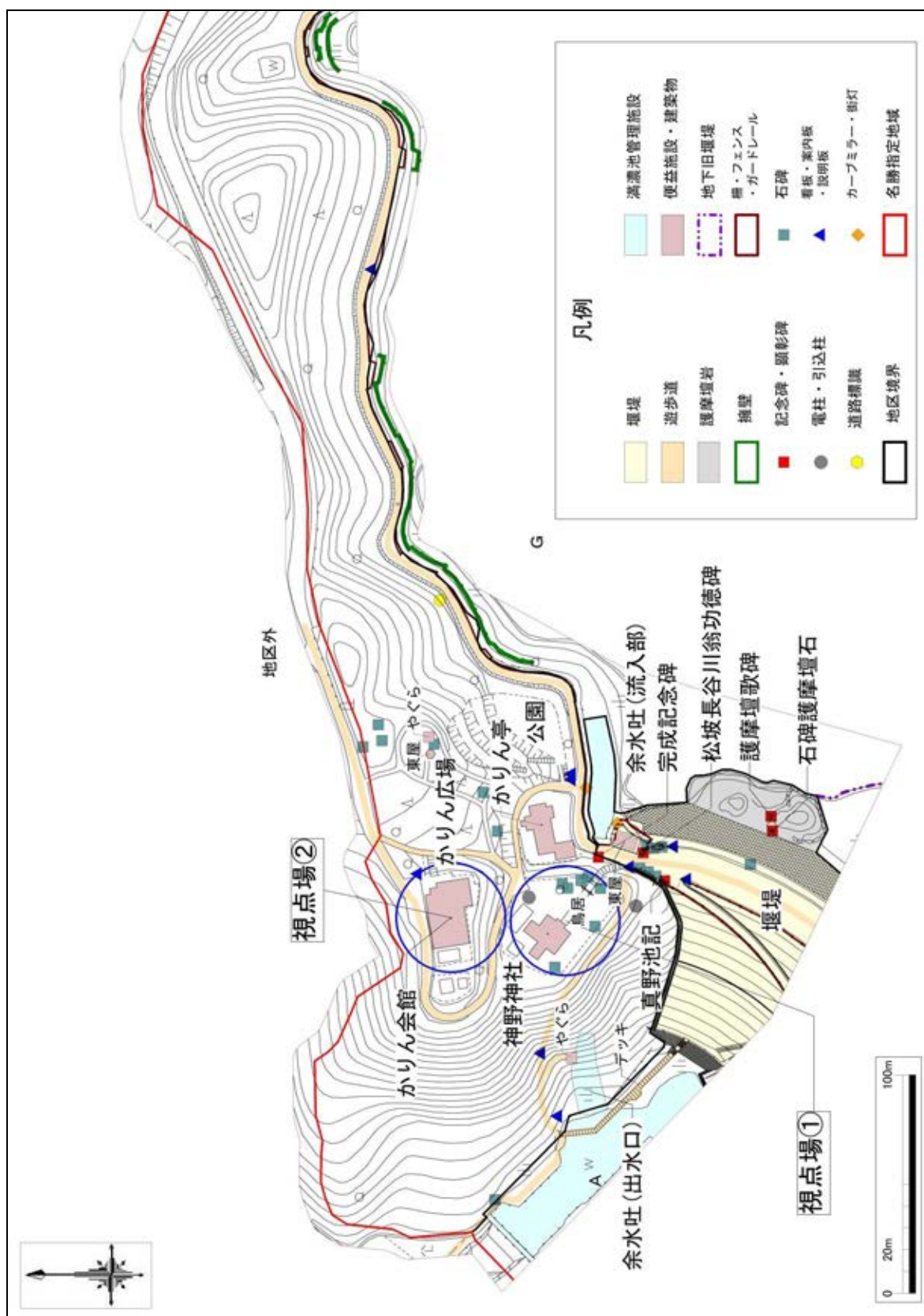
道路敷(町道)、建築物(かりん亭・物産館)、石碑(現代の歌碑・記念碑)、土木構造物(護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、フェンス、ガードレール、電柱、電線、道路標識、カーブミラー、街灯)などが所在する。

(2) 課題

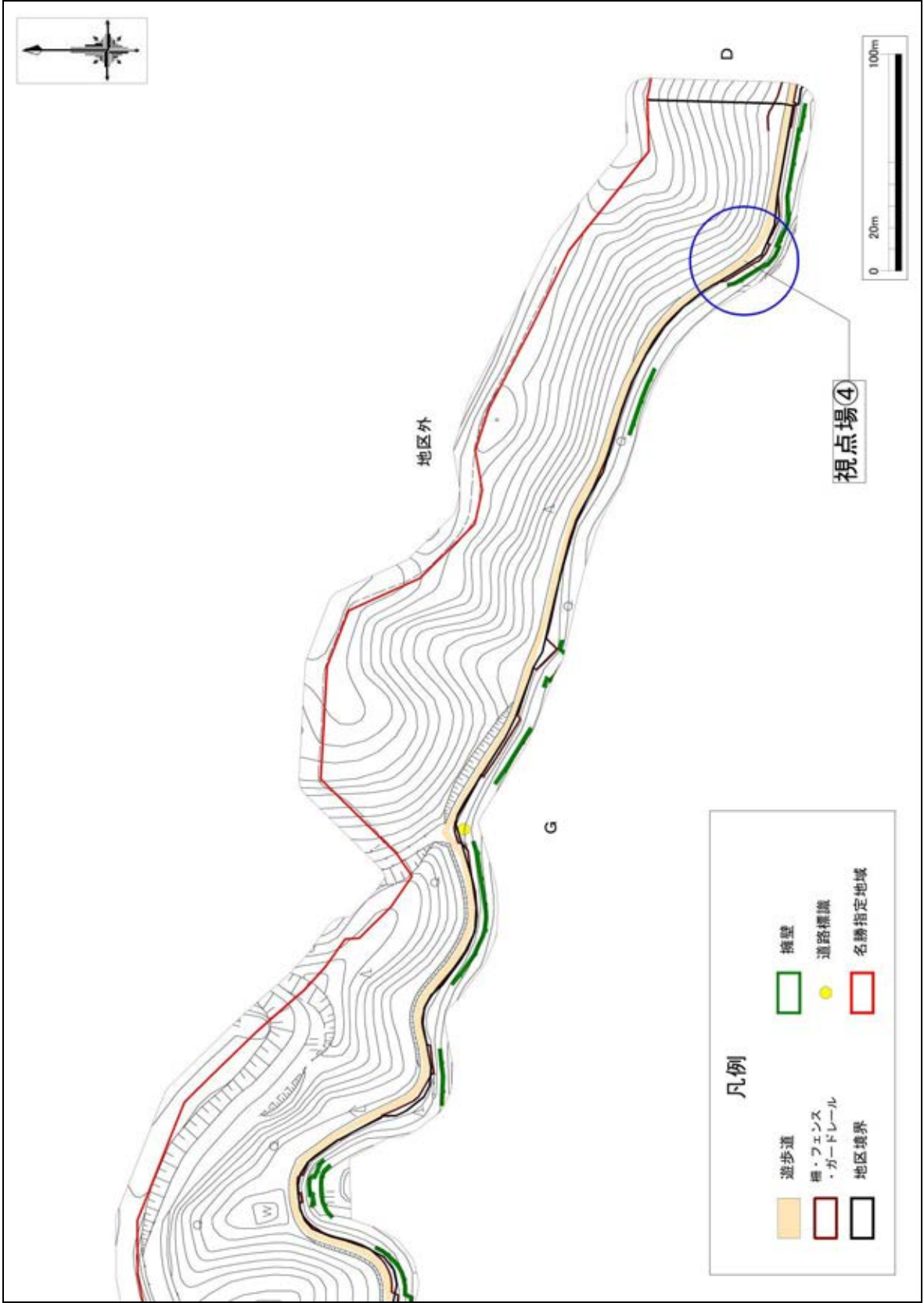
堰堤付属施設の経年劣化が進んでいることがあげられる。護岸擁壁は他地区の視点場からの景観に影響を与えており、今後のさらなる浸食の結果、新たな護岸擁壁の設置が行われる際に、景観が阻害される恐れがある。視点場①及び②付近の樹木が繁茂し、視点場からの眺望を遮蔽しているため除伐する必要がある。

かりん会館は満濃池に係わる常設展示があるが、名勝満濃池のガイダンス施設として十分でないことがあげられる。また、東屋、やぐらが見学者に利用されているが、経年劣化が目立つ。

その他の要素の課題としては、規格が統一されていないため景観上違和感が生じているものや、眺望を遮蔽しているものがあり、木柵が腐食し破損している箇所がある。各種事業実施の機会を捉えながら、改善を図る必要がある。



第5-6図 名勝満濃池B地区現況図(1)



第5-7図 名勝満濃池B地区現況図(2)



写真5-9 北岸の町道 東より



写真5-10 神野神社拝殿 南東より



写真5-11 かりん会館 東より



写真5-12 かりん亭 南より



写真5-13 建築物の遠景 南東より



写真5-14 護岸 南西より

3 C地区の現状と課題

(1) 現状

C地区の中央には県道200号および町道三田線が指定範囲内を通るとともに満濃池の堰堤へアクセスする主要な道となっている。県道及び町道の南西には宗教施設である神野寺境内が存在している。神野寺から県道及び町道の北西の丘陵にかけては山林が広がり、写し霊場が存在する。

【本質的価値を構成する要素】

取水塔、池岸と丘陵の地形、植生が存在する。取水塔は満濃池土地改良区が管理を行っている。植生に関しては、北西の指定地域外に竹林がある。また、視点場③付近の樹木が繁茂している。

【本質的価値に関連する要素】

神野寺境内には写し霊場(ミニ四国八十八ヶ所)等の石造物と本堂および住職の住宅等の建築物が存在する。神野寺の南の小高い丘には昭和8年に建立された弘法大師像が存在する。

【保存活用に資する要素】

各種サイン(説明板・誘導標・注意標)、遊歩道(「四国のみち」・周遊道)、便益施設(トイレ※まんのう町管理)が存在する。満濃池沿いの道や各施設を連結する遊歩道は町道として草刈りや補修が行われており、「四国のみち」や周遊道としても利用されている。視点場③付近の樹木が繁茂することにより視点場からの眺望を遮蔽している。

【その他の要素】

道路敷(県道・町道)、建築物(倉庫・住宅・小屋)、石碑(現代の歌碑・記念碑)、土木構造物(護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、フェンス、ガードレール、電柱、電線、屋外広告物、道路標識、カーブミラー、街灯、国旗掲揚台、花壇、監視カメラ、水門)などが存在する。

(2) 課題

堰堤付属施設の経年劣化が進んでおり改修が検討されている。植生に関しては竹林が繁茂していることから除伐を検討する必要がある。道路沿いに電柱、工作物、看板等が密集しており、視点場からの景観を大きく損なうものではないが、満濃池へのアクセスの際によく目立つことから、今後全体的な整理を検討する必要がある。



第5-8図 名勝満濃池C地区現況図



写真5-15 神野寺 東より



写真5-16 弘法大師像 東より



写真5-17 写し霊場 南東より



写真5-18 神野寺参道のトイレ 西より



写真5-19 取水塔 北西より



写真5-20 道路沿いの工作物 北西より

4 D地区の現状と課題

(1)現状

D地区は、ほぼ全域が国営讃岐まんのう公園の公園供用区域「湖畔の森」として 2006(平成18)年に追加開園されたエリアであり、満濃池の雄大な眺望や水際の風致景観を体感できる。満濃池岸沿いの町道五毛線はB地区から続く遊歩道となっており、地形変化に富む満濃池の景観を楽しむことができる。遊歩道と国営公園供用区域の境界には囲柵が設置されている。

【本質的価値を構成する要素】

池岸と丘陵の地形の地形、植生が存在する。国営公園内の丘陵はアカマツ林、落葉広葉樹林が広がる。一部にヒノキ林もある。池岸沿いには町道が敷設され遊歩道や池の管理道として使用されており東屋等の便益施設が設置されているが、満濃池の池岸浸食を防ぐため護岸擁壁で保護された箇所が多く存在している。課題としては、他地区の視点場からの景観に影響を与えている。将来発生しうる課題としては、今後のさらなる浸食により、新たな護岸擁壁の設置が行われる際に、景観が阻害される恐れがある。植生に関しては、薬剤の樹幹注入によるマツクイムシ防除、間伐、下草刈り等が行われている。広大な面積で対象となる樹木の数が多いため防除できない個体も多く、マツクイムシ被害のため枯死が広がりつつあることがあげられる。

【保存活用に資する要素】

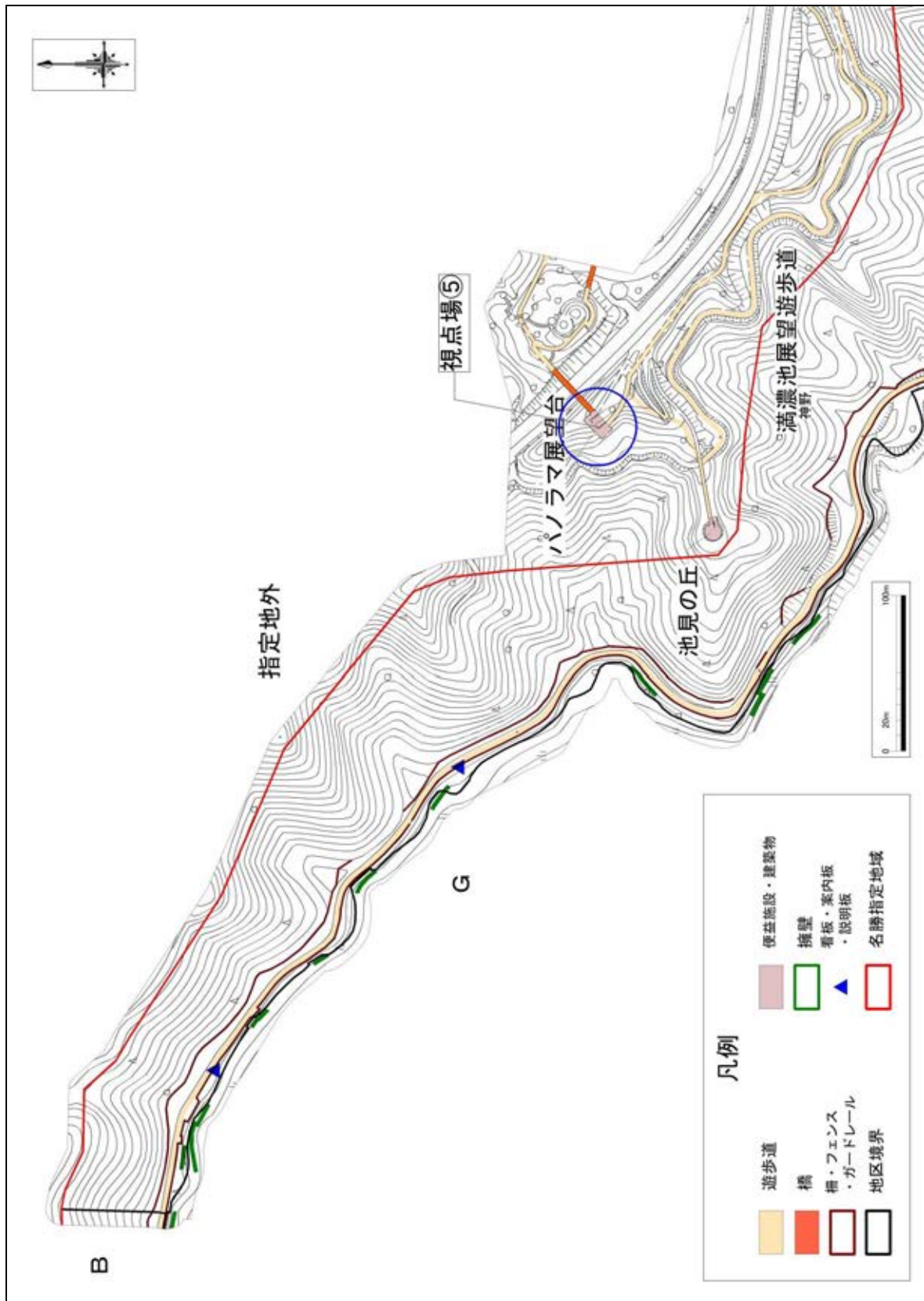
国営讃岐まんのう公園、各種サイン(説明板・誘導標・注意標)、遊歩道(周遊道)、便益施設(東屋・トイレ・岬の栈橋)が存在する。国営公園内は満濃池の池岸の「岬の栈橋」や「半島広場」、「棚田跡」へと続く遊歩道が敷設されており、付近には利用者用のトイレや栈橋が設置されている。国営公園内の施設は景観に配慮された色彩となっている。

【その他の要素】

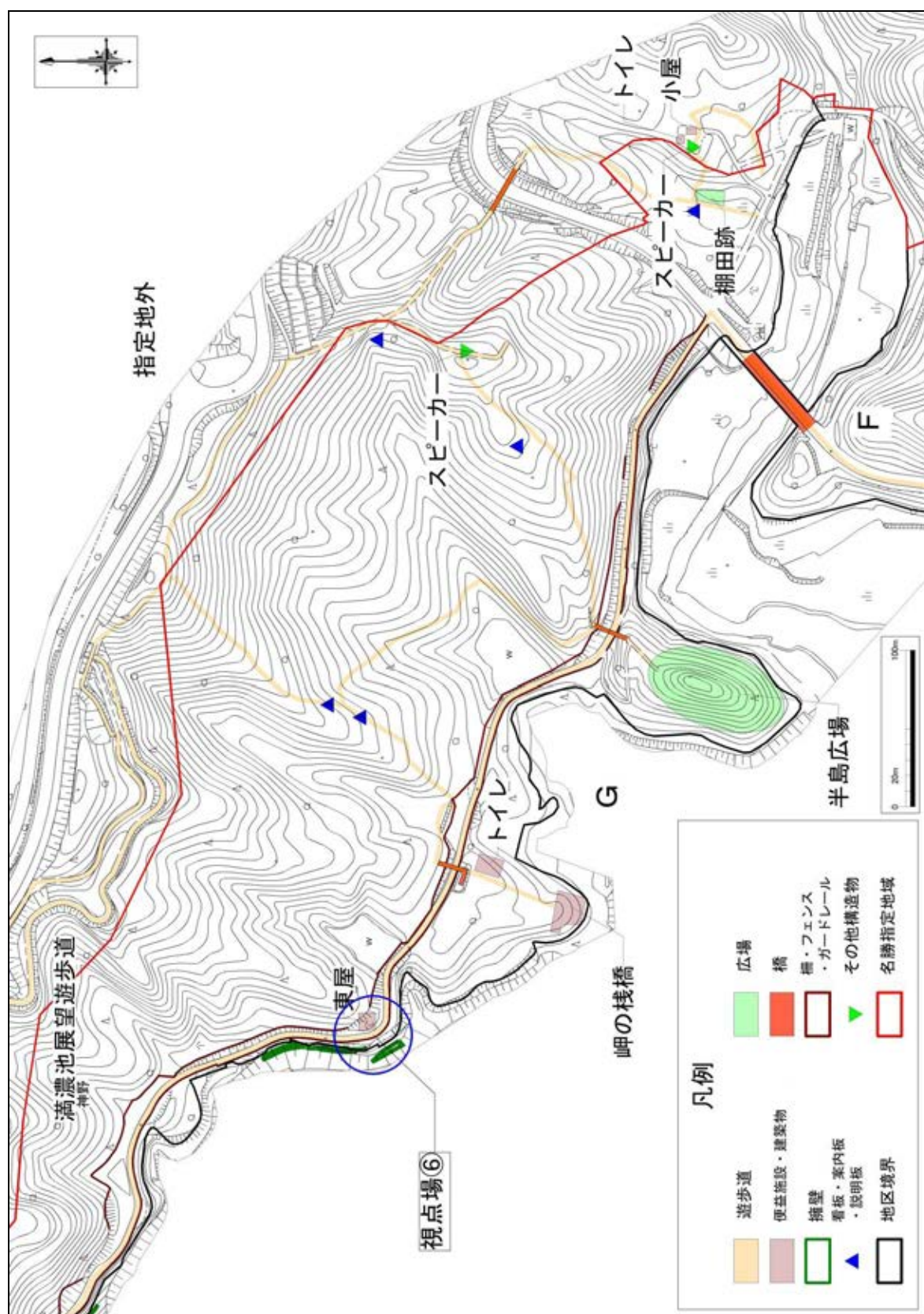
道路敷(町道)、土木構造物(護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、フェンス、ガードレール、スピーカー)などが存在する。

(2)課題

満濃池の池岸浸食を防ぐため護岸擁壁が他地区の視点場からの景観に影響を与えている。また、マツクイムシ対策については、実務上の観点から適切な対策を検討する必要がある。



第5-9図 名勝満濃池D地区現況図(1)



第5-10 図 名勝満濃池D地区現況図(2)



写真5-21 園路 北東より



写真5-22 北岸の町道 南東より



写真5-23 岬の栈橋 北より



写真5-24 パノラマ展望台 東より

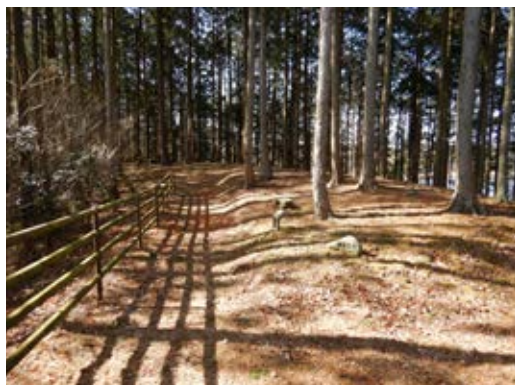


写真5-25 半島広場 北東より



写真5-26 スピーカー 南より

5 E地区の現状と課題

(1)現状

E地区は、ほぼ全域が香川県満濃池森林公園の公園供用区域である。名勝指定地に隣接してガイダンス施設や駐車場があり、指定地内は満濃池周辺の自然に親しむことができる。

【本質的価値を構成する要素】

池岸と丘陵の地形、植生が所在する。香川県満濃池森林公園内の植生に関しては、香川県環境森林部みどり整備課が管理しており、薬剤の樹幹注入によるマツクイムシ防除、間伐、下草刈り等が行われている。

【保存活用に資する要素】

香川県満濃池森林公園内は、「桜の森」や「野鳥の森」といった自然体験ゾーンとして利用されており、各施設は遊歩道で繋がれ、野鳥観察小屋などの教養施設やトイレなどの便益施設が設置されている。香川県満濃池森林公園の施設は景観に配慮された色彩となっている。

【その他の要素】

建築物(野鳥観察小屋)、工作物(看板、案内板、説明板)が園内遊歩道沿いに建てられている。外装は木製であり、周囲の景観に調和している。



写真5-27 園路 南より



写真5-28 森林学習展示館と車道 北より

(2)課題

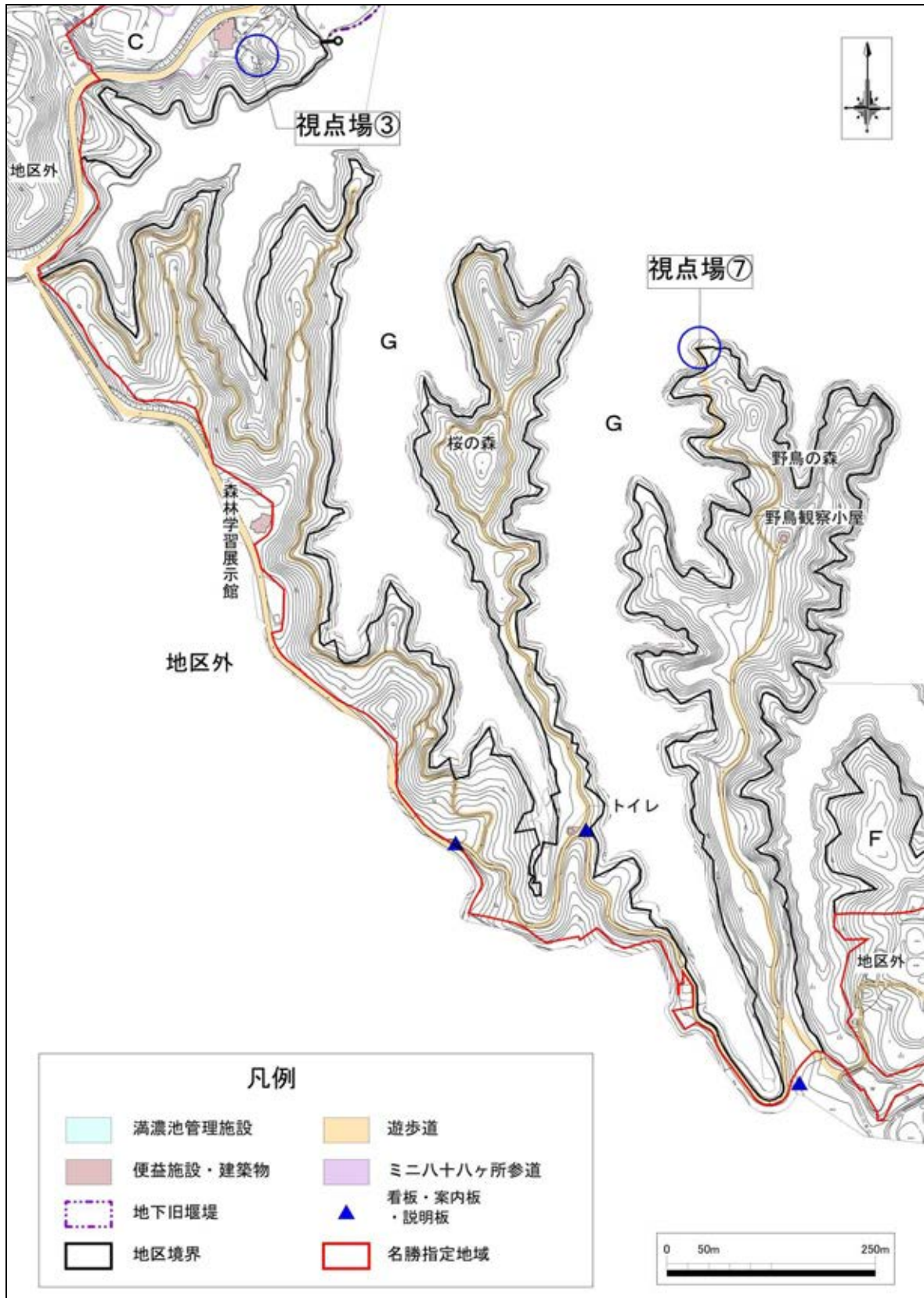
視点場⑦や池岸沿いの遊歩道は樹木が密集し視界が開けていないため、ポイント毎に視界が開けるようにするなど、今後適切な在り方について管理者と協議を重ね、検討を進める必要がある。



写真5-29 園路沿いの案内板 南より



写真5-30 トイレ 南より



第5-11図 名勝満濃池E地区現況図

6 F地区の現状と課題

(1)現状

F地区は満濃池の主要な水源である二級河川金倉川支流の中谷川との取り合い部から南岸にかけての地区である。F地区東部は町道桶樋五毛線が敷設され鋼橋や法面工が所在し、現状改変が進んでいる。F地区の南部は地質を反映して浸食が進み複雑に入り組む。また、民有地の一部に保護を要する地区(未指定地)が所在する。

【本質的価値を構成する要素】

南岸の池岸は浸食されている箇所が多く見受けられる。植生に関しては、南岸において竹林が拡大している箇所がある。

【保存活用に資する要素】

町道や管理道に伴う遊歩道(周遊道)が所在する。

【その他の要素】

道路敷(町道・管理道)、土木構造物(護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、フェンス、ガードレール、電柱、電線)などが所在する。

(2)課題

本竹の密な地下茎の層(厚さ40～50cmのマット状の層)が滑り落ち、土砂災害が懸念されるため、竹林の繁茂を抑制する必要がある。

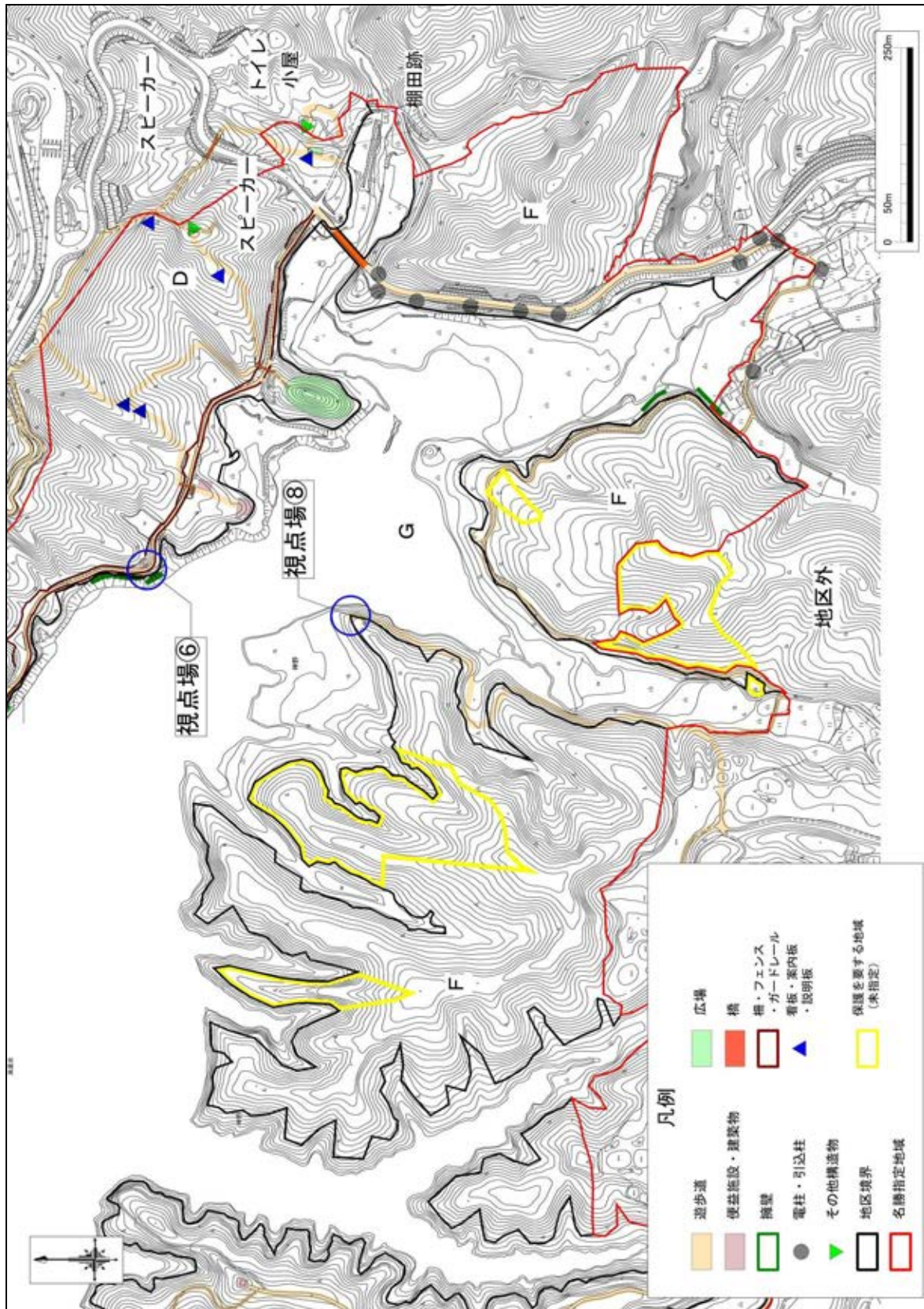
町道や管理道に伴う遊歩道(周遊道)から視点場⑧までの道の整備を実施する必要がある。保護を要する地区においては、追加指定に向けた検討を進める必要がある。



写真5-31 南岸の町道 南東より



写真5-32 竹林 北より



第5-12 図 名勝満濃池F地区現況図

7 G地区の現状と課題

(1) 現状

G地区は満濃池の水面及び池岸を含む地区である。水面は満濃池の貯水量によって上下するが、貯水量が大幅に減少すると、第三次嵩上げ工事以前の旧堰堤や池奥の旧五毛村の家屋の基礎などが現れる。水面については水質保全のため水面上に浮標等は設置されていない。

【本質的価値を構成する要素】

水面下には第三次嵩上げ工事以前の旧堰堤が水没している。水面については、水質保全のため塵芥、流木除去などの経常的管理が満濃池土地改良区により行われている。池岸と丘陵の地形については浸食が進んでいる。

(2) 課題

旧堰堤や水面下に所在する遺構については、工事などの際、保護に留意する必要がある。



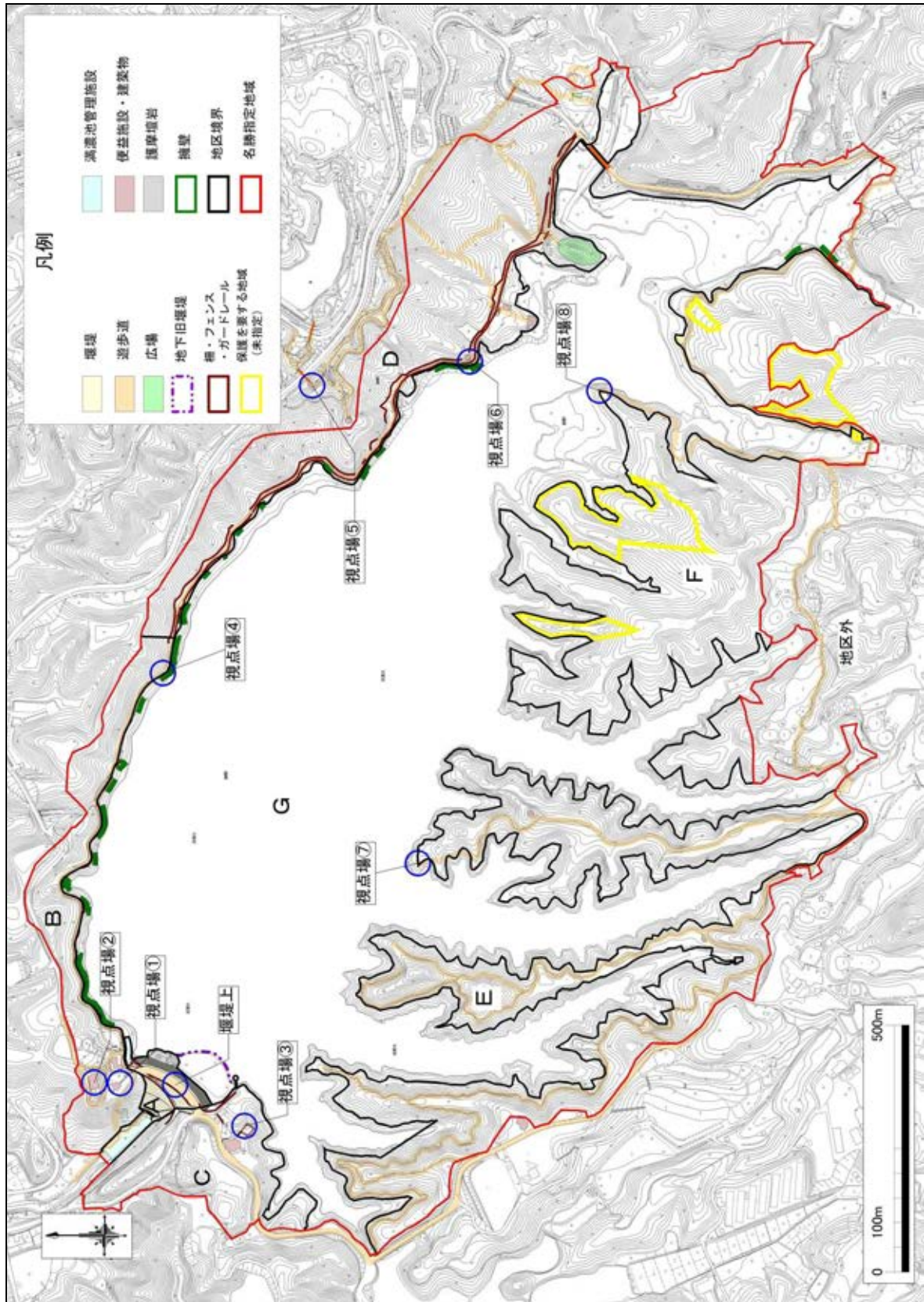
写真5-33 水面下の境界石



写真5-34 旧五毛村の家屋の基礎



写真5-35 満濃池水面 北西より



第5-13 図 名勝満濃池G地区現況図

第6章 保存活用の理念と基本方針

前章までの現状と課題をふまえ、本章では名勝満濃池の望ましい将来像と、保存活用における基本方針をとりまとめる。

第1節 保存活用の理念

「名勝満濃池」の魅力を後世に継承していくため、保存活用の理念を次のように設定する。

古代から継承されてきた巨大堰堤が生み出す

稀有な風致景観を未来へつなぐ

満濃池を訪れる人々は、広大な水面、周囲のなだらかな丘陵、背景の讃岐山脈が一体となる、屏風絵のような奥行きと広がりを感じ、感動する。満濃池が有する他に類を見ない趣き深い風致景観は、古代から継承された巨大堰堤により生み出され、近世から近代を通じて名所として人々に親しまれてきた。この稀有な風致景観を守り、育み、そして未来につなぐことを保存活用の理念とする。

第2節 保存活用の基本方針

保存活用の理念を実現していくための基本方針を以下に示す。

満濃池の灌漑施設としての機能の維持と優れた風致景観の保全

満濃池は灌漑施設として存在し続けていることにより、優れた風致景観が生み出されている。灌漑施設としての機能を維持し、自然と人の営みが一体となる満濃池の優れた風致景観を未来へ確実に継承していくために、適切な保存管理を行う。

満濃池の多様な魅力を味わう機会の提供

巨大な堰堤と広大な水面、流域の地勢が骨格を成す満濃池の優れた風致景観は季節の移ろいや時間帯、観賞する場所で様々な表情を見せる。この満濃池固有の魅力を発見・発信することで、人々が満濃池で多様な魅力を楽しむ機会を生み出す。

観賞と情報発信のための基盤整備

視点場の環境整備、解説板・案内板の設置、展示・案内施設の整備等、満濃池の風致景観を観賞するための基盤となる設備の整備を行うとともに、多様な媒体・技術を用いて満濃池の魅力を広く周知するための情報発信基盤を整える。

関係機関・団体等との連携・協力体制の構築

名勝地内及び周辺地域も含めた関係機関・団体等との調整を行い、多種多様な利用状況と名勝満濃池の保存活用との調和を図るとともに、満濃池を管理活用していくための情報共有と調整の仕組みを構築する。

第7章 保存管理

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値を確実に保存管理していくため、第6章第2節で示した保存活用の基本方針「満濃池の灌漑施設としての機能の維持と優れた風致景観の保全」に基づき、具体的な保存管理の方法について述べる。

第1節 保存管理の方向性

満濃池の優れた風致景観は、灌漑施設として存在し続けていることによって継承されてきたものであり、今後も灌漑施設としての機能を維持し、満濃池の本質的価値を未来へ確実に継承していく。

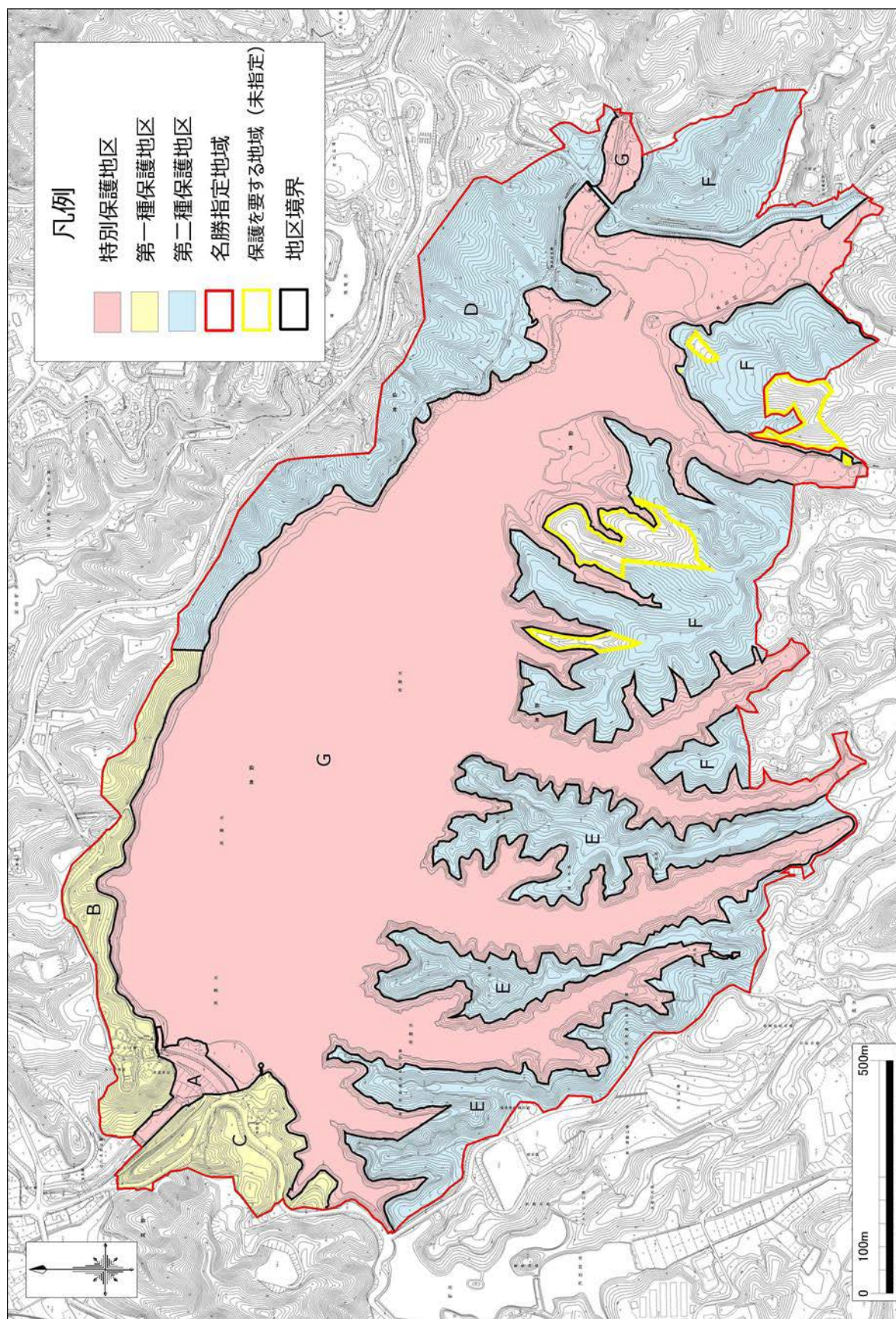
保存管理においては、名勝満濃池の指定地は所有者や土地利用の状況が様々であるため、関係機関の同意や協力が不可欠である。管理団体であるまんのう町は、土地の所有者や占有者等の関係者に保存管理方法の周知徹底を図り、また、必要に応じて指定地域の公有化や、調査研究を推進する。

第2節 保存管理区分

名勝満濃池の文化財的価値を保存するため、第5章第2節において示した課題整理のための地区設定を基に、特別保護地区、第一種保護地区、第二種保護地区、周辺部の4つの保存管理区分を第7-1表及び第7-1図の通り設定する。

第7-1表 名勝満濃池の保存管理区分一覧

保存管理区分	課題整理のための地区設定との対応	内 容
特別保護地区	A・G地区(名勝指定地域)	名勝満濃池の本質的価値のうち、堰堤と水面という満濃池を成立させる根本的な要素を有する地区。
第一種保護地区	B・C地区(名勝指定地域)	名勝満濃池の本質的価値を構成する要素及び本質的価値に関連する要素が集中する地区。
第二種保護地区	D・E・F地区(名勝指定地域)	名勝満濃池の保存活用に資する要素である国営讃岐まんのう公園・香川県満濃池森林公園の他、民有地を多く含む地区。
周辺部	名勝指定地域外の計画対象範囲	堰堤からの眺望において、背景の山並みとなる地区。



第7-1図 名勝満濃池の保存管理区分

第3節 名勝指定地域の保存管理の方法

名勝満濃池の保存管理について、指定域内の全体に共通する日常的管理や災害等の異常発生時の対応について述べる。

1 日常的な管理

日常的管理として、雑草の繁茂、倒木、保安施設のき損など、名勝満濃池の価値が損なわれないよう定期的な見回り等による構成要素の点検を行う。管理団体である、まんのう町教育委員会文化財担当者が月1回、指定地域内の点検を行い早期の異常発見に努める。また、満濃池土地改良区においても満濃池の見回りを行っているため相互に情報共有を図る。構成要素ごとの日常的管理の方法について第7-2表、チェックシートを第7-3表に示した。

第7-2表 名勝満濃池指定地域内の日常的管理の方法

分 類	構 成 要 素	方 法
本質的価値を構成する要素	○堰堤、堰堤付属施設	満濃池土地改良区と連絡を密にし、異常の発生や改修計画等を把握する。現状変更等が予定される場合は、関係機関と協議し適切な対応を行う。
	○水面 ○池岸と丘陵の地形 ○植生 ○堰堤からの眺め ○護摩壇岩	施設の破損、不法投棄、倒木等を点検する。異常発見時は所有者・関係機関と協議し、拡大防止等の応急的措置を講ずる。常に管理者と連絡を密にし、異常の発生や改修計画等を把握する。現状変更等が予定される場合は、関係機関と協議し適切な対応を行う。
本質的価値に関連する要素	○神野寺境内 ○弘法大師空海像 ○神野神社境内	各管理者と連絡を密にし、異常の発生や改修計画等を把握する。現状変更等が予定される場合は、関係機関と協議し適切な対応を行う。
	○記念碑・顕彰碑	破損・落書き等を点検する。異常発見時は関係機関と協議し適切な対応を行う。
保存活用に資する要素	○国営讃岐まんのう公園 ○香川県満濃池森林公園	各管理者と連絡を密にし、異常の発生や改修計画等を把握する。現状変更等が予定される場合は、関係機関と協議し適切な対応を行う。
	○各種サイン ○遊歩道 ○多様な視点場 ○便益施設	破損・劣化・落書き・倒木等を点検する。異常発見時には関係機関と協議し適切な対応を行う。また、管理者と連絡を密にし、異常の発生や改修計画等を把握する。現状変更等が予定される場合は、関係機関と協議し適切な対応を行う。
その他の要素	○道路敷 ○建築物 ○石碑 ○土木構造物 ○工作物	同上

第7-3表 保存状態点検チェックシート(案)

名勝満濃池 保存状態点検チェックシート			
確認日	令和 年 月 日	記入者	
分類	構成要素	異常の有無等	
本質的価値を構成する要素	☐ 堰堤 ☐ 堰堤付属施設 () ☐ 水面 ☐ 池岸と丘陵の地形 ☐ 植生 ☐ 堰堤からの眺め	☐ なし ☐ あり	
本質的価値に関連する要素	☐ 神野寺境内 ☐ 弘法大師像 ☐ 神野神社境内 ☐ 記念碑・顕彰碑 ()	☐ なし ☐ あり	
保存活用に資する要素	☐ 国営讃岐まんのう公園 ☐ 香川県満濃池森林公園 ☐ 各種サイン ☐ 遊歩道 ☐ 視点場(視点場) ☐ 便益施設()	☐ なし ☐ あり	
その他の要素	☐ 道路敷() ☐ 建築物() ☐ 石 碑() ☐ 土木構造物() ☐ 工作物()	☐ なし ☐ あり	
自由記載欄			

2 非常時の対応

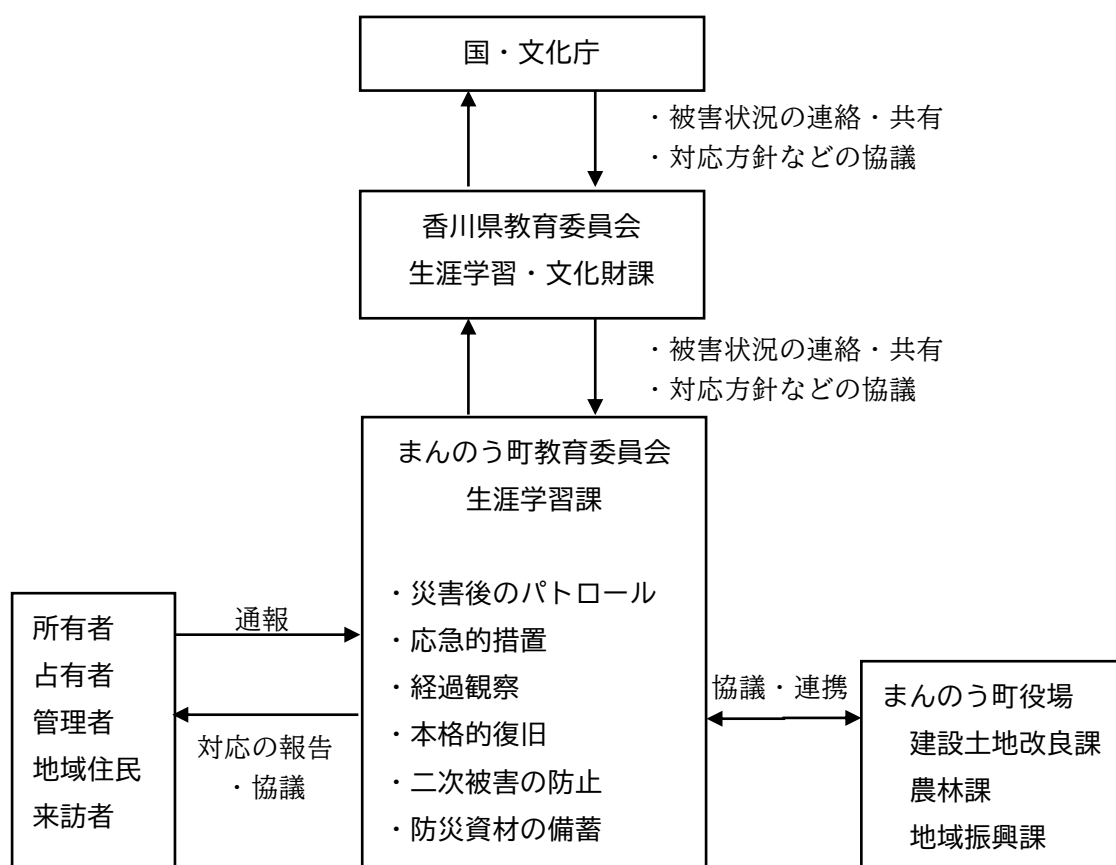
非常事態には、自然災害の発生に加え、人為的な要因による施設のき損等の発生等が想定される。非常事態が発生した場合は、来訪者や関係者の安全を確保した上で、被害の拡大防止の措置を講ずる。

【想定される非常事態】

自然的要因：豪雨による池岸崩落や土砂流出、地震による地割れ、強風による樹木倒壊等

人為的要因：故意のき損等

非常事態発生を確認した場合には、速やかに所有者、占有者、満濃池土地改良区、まんのう町関係部局、香川県教育委員会、文化庁に連絡および情報共有を行い、対応について協議する。二次的な被害拡大防止のための応急処置が必要な場合は、法令に基づき、土嚢積みや防水シートにて維持の措置を講ずる。本格的な復旧には、現地での情報収集の上、文化庁や香川県教育委員会、満濃池土地改良区等の関係機関、土地所有者等と協議を行い、復旧届や現状変更等許可申請等の法令上の手続きに従い実施する。



第7-2図 名勝満濃池災害時の対応

第4節 現状変更の取扱い

名勝満濃池の法令上の規定及び現状変更等の基本方針を示し、名勝指定地内の保存管理区分(特別保護地区、第一種保護地区、第二種保護地区)について、現状変更の取扱基準を示す。

1 法令に基づく現状変更等の考え方

名勝指定地域内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官(軽微なものは香川県教育委員会)の許可を受けなければならない。「文化財保護法第125条第1項」において、下記のとおり規定されている。

文化財保護法

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

「現状を変更する行為」とは、物理的に現状を変更するすべての行為である、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的変更を伴わないが、将来にわたり名勝の保存に支障をきたす行為をいう。現状変更の対象とならない場合については、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合が記されている。なお、維持の措置の範囲は下記のとおり規定されている。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

現状変更等については、名勝指定地への影響の有無について判断する必要があるため、現状変更の主体者(申請者)は案件ごとに、まんのう町教育委員会へ協議する必要がある。

①事前相談

現状変更等の行為の実施主体が計画内容についてまんのう町教育委員会へ相談する。
計画場所、内容、スケジュールなどを確認し、現状変更の取扱基準と整合する。

②事前協議

現状変更等の行為の内容について、まんのう町教育委員会と香川県教育委員会が協議を行う。
必要に応じて、香川県教育委員会と文化庁との協議を行う。
名勝満濃池の本質的価値・構成要素・景観等への影響を判断する。行為の内容によっては、計画の変更等が必要となるため、できるだけ早い段階での協議が必要である。

③許可申請

事前協議に基づき、まんのう町教育委員会へ現状変更許可申請書を提出する。
まんのう町教育委員会は、申請書を香川県教育委員会へ進達する。
香川県教育委員会は申請書の内容を審査し、文化庁へ進達する。

④許可等

文化庁の文化審議会において内容が審査され、許可の可否が決定される。
許可書は文化庁から香川県教育委員会、まんのう町教育委員会を経由して、申請者へ届く。
文化財保護法施行令により、許可権限が県教育委員会へ移譲されているものについては、香川県教育委員会が審査の上、許可書を発行する。

⑤現状変更等の行為着手

申請許可後に現状変更等の行為に着手する。
まんのう町教育委員会の立ち合いが必要な場合には、日程調整の上で着手する。一度許可された案件でも、その内容や期間を変更する場合は、現状変更の内容変更に関する申請を要する。

⑥終了報告

現状変更行為完了後、まんのう町教育委員会へ終了報告書を提出する。
終了報告書には、現状変更等の前後を比較できる写真など添付する。

第7-3図 名勝満濃池の現状変更等の許可申請に係る手続きの流れ

2 現状変更等の基本方針と取扱い基準

名勝満濃池の現状変更についての基本的な方針を定める。現状変更の取り扱い基準は、主要な構成要素(本質的価値を構成する要素、本質的価値に関連する要素、保存活用に資する要素)については第7-4表のとおりとし、その他の要素については第7-5表のとおりとする。

【現状変更等の基本方針】

- ・灌漑施設の管理運営に関する現状変更については、原則として認める。規模の大きいものについては、十分に事前協議を行うこととする。
- ・建築物の新築は原則として認めない。既存建物の同規模程度の増改築や生活・生業及び宗教活動上必要な新築等については、名勝の風致景観への影響の軽微なものは認める。
- ・工作物の新たな設置は原則として認めない。既存建物の同規模程度の増改築や、生活・生業及び宗教活動上必要な新築等、安全保全上必要なものについては、名勝の風致景観への影響の軽微なものは認める。

※現状変更等の主体者は、まんのう町教育委員会と事前に協議するのが望ましい。

第7-4表 主要な構成要素の現状変更の取扱い基準

保存管理区分	分類	構成要素
特別保護地区	本質的価値を構成する要素	堰堤、樋門、余水吐(流入部)等の灌漑関係施設、護摩壇岩、水面、堰堤からの眺め
	本質的価値に関連する要素	真野池記、松坡長谷川翁功德之碑
	保存活用に資する要素	各種サイン、遊歩道、便益施設
第一種保護地区	本質的価値を構成する要素	池岸と丘陵の地形、植生、取水塔、余水吐(出水口)
	本質的価値に関連する要素	神野神社境内、神野寺境内、弘法大師空海像、修拓記念碑、満濃池配水塔顕彰碑、県営満濃用水改良竣工記念碑
	保存活用に資する要素	各種サイン、遊歩道、多様な視点場、便益施設
第二種保護地区	本質的価値を構成する要素	池岸と丘陵の地形、植生
	保存活用に資する要素	国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園、各種サイン、遊歩道、多様な視点場、便益施設
取 扱 基 準		
本質的価値を構成する要素	灌漑機能維持及び風致景観の向上に資するものを除き、地形の改変、樹木の伐採、新築・更新・改修等は原則として認めない。	
本質的価値に関連する要素	既存建築物の同規模程度の増改築や、宗教活動及び生活・生業上必要な新築・新設等については、名勝の保護へ与える影響が軽微なものについて認める。	
保存活用に資する要素	新築・改修・更新は、名勝満濃池の保存活用に資するものに限り許容する。	

第7-5表 その他の要素の現状変更取扱い基準

保存管理区分	構成要素	現状変更の取扱い
特別保護地区	道路敷	新設は認めない。
	建築物	新築は認めない。
	土木構造物	灌漑機能維持のための新築・更新・改修は、原則として認める。 ただし、景観への配慮の方法について協議を行う。
	工作物	新設・更新・改修は灌漑機能維持もしくは安全上必要で、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
第一種保護地区	道路敷	新設・更新・改修は、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める
	建築物	既存建築物の同規模程度の増改築や、宗教活動及び生活・生業上必要な新築等については、名勝の保護に与える影響が軽微なものは認める。
	土木構造物	灌漑機能維持のための新築・更新・改修は、原則として認める。 ただし、景観への配慮の方法について協議を行う。
	工作物	新設・更新・改修は、灌漑機能維持・安全・宗教活動・生活・生業上必要で、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
第二種保護地区	道路敷	新設・更新・改修は、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
	建築物	既存建築物の同規模程度の更新は認める。新築については、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
	土木構造物	灌漑機能維持のための新築・更新・改修は、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
	工作物	名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。

第5節 周辺部の保存管理の方法

1 周辺部の保存管理の状況

名勝満濃池の本質的価値を構成する要素である「堰堤からの眺め」の保存管理については、保存管理区分における周辺部の保存管理が必要となる。

第5章第3節第5-4図に示した通り、名勝満濃池指定地外の本質的価値に関連する要素である讃岐山脈の山並み(五毛地区・大川山地区)については、満濃池堰堤からの可視範囲のほぼ全域が山林で、その大部分が国有林や保安林となっており、法令に従い、国や香川県によって厳密に山林の管理が行われている。

2 方法

保存管理区分の周辺部については、国有林を所管する四国森林管理局香川森林管理事務所、保安林を所管する香川県環境森林部みどり保全課と、森林が保たれるよう情報共有と連携を図る。まんのう町は2009(平成21)年に景観法により定義される景観行政団体となっている。景観要請団体は区域を定め景観法に基づいた景観計画を定めることができる。現時点で景観計画は策定されていないため、今後の計画策定において満濃池周辺部の保存管理についても検討する。

第6節 追加指定と公有化の方針

1 名勝の追加指定

本章第2節第7-1図に示した保護を要する地域(未指定)とは、土地所有者から未だ名勝指定の同意を得られていない地域である。今後引き続き、保護協議を継続して同意形成を図り、追加指定を目指す。

2 名勝指定地域の公有化

まんのう町は管理団体として、土地利用や所有状況の変化等に対する保存管理や、活用の連携に資するため、名勝指定地域の公有化を推進する。また、公有化を行うにあたっては、土地所有者や占有者の意向を尊重するとともに、計画的に実施するものとする。

第7節 調査研究

1 調査研究の考え方

満濃池の多面的な魅力については、まんのう町が実施した名勝調査において整理されてきた。今後10年間においては、満濃池の風致景観を保全するための調査研究を行うとともに、満濃池の魅力を深く活用するための調査研究を推進する。調査研究で得られた成果に基づき満濃池の優れた風致景観を未来へ確実に継承し、満濃池の持つ多様な魅力を楽しむ機会を創出していく。

2 調査研究の内容

満濃池の風致景観を保全するため、水環境・動植物・昆虫等の自然や、堰堤・灌漑施設・護岸施設等の土木構造物や人工物といった、景観を構成する要素の調査研究を行い、満濃池の風致景観を確実に未来へと継承するための方法について科学的に検討する。

満濃池の魅力を深めるための調査研究は、考古学、文献史学、自然科学、環境学、民俗学など多分野にわたる。これらの調査研究の実施に当たっては、まんのう町が実施した「満濃池総合調査報告書」(平成20年3月)や、「満濃池名勝調査報告書」(平成31年3月)等の成果を踏まえ、周辺住民や教育機関などの関係機関と連携して進めることとする。

第8章 活用

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値を広く活用していくため、第6章第2節で示した保存活用の基本方針「満濃池の多様な魅力を味わう機会の提供」に基づき、具体的な活用の方法について述べる。

第1節 活用の方向性

満濃池の本質的価値を確実に後世に継承していくためには、満濃池の多様な魅力を活かした適切な活用が必要である。そのため、構成要素の潜在的な魅力や可能性を活かし、周知及び情報発信を行い、関係団体と連携して満濃池の魅力に触れる機会を創出する。

第2節 活用の方法

満濃池の持つ多様な魅力を味わう機会を提供するための方法をとりとまとめる。

1 魅力に触れる機会の創出

満濃池の多様な魅力についての情報発信を行い、学校教育、生涯学習などにおいて、人々が満濃池の魅力に触れる機会を創出し、満濃池の本質的価値の理解や保存活用を促進する。

(1) 情報発信

名勝満濃池の周知広報や、資料の作成、来訪者への情報発信を行う。周知広報としては、まんのう町広報誌「広報まんのう」に毎月掲載している、満濃池関係のコラムを継続し、満濃池の魅力の情報発信を行う。資料の作成としては現在作成している名勝満濃池パンフレットに加え、滞在時間に応じた見学ガイドマップの作成やガイダンス施設で展示する映像資料作成に向けた検討などを行う。作成した資料は県内の教育機関、観光機関、行政機関等に関係機関に配架依頼し活用する。

(具体例)・滞在時間に応じた見学ガイドマップの作成

- ・ガイダンス施設で展示する内容を検討し展示資料を作成
- ・満濃池を紹介する映像資料の作成
- ・アンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館(東京都・新橋)」等を活用した県外への情報発信

(2) 学校教育での活用

名勝満濃池について、子どもたちが歴史や自然環境を学習する際に、名勝満濃池がより一層活用されるよう、学校に働きかける。現在行っている地域学習を継続するとともに、町内のこども園、小学校、中学校と連携して、学校教育における活用方法を検討する。また、歴史教育、環境教育、地域学習の場としての利用を促進

(具体例)・香川県内小中学校・こども園等への周知広報

- ・歴史教育、環境教育、地域学習の場として利用を促進
- ・自然体験学習やネイチャーゲームの場としての活用を検討

(3) 生涯学習での活用

名勝満濃池について、生涯学習、健康増進の場として利用を促進するため、まんのう町における生涯学習の拠点として機能している公民館や、各種団体と連携する。

(具体例)・公民館での講座や現地案内の開催

- ・各種団体への周知、講演会、現地解説

2 活用推進のための連携

名勝満濃池の活用を推進するため、活用団体の育成と関係団体との連携を図る。

(1) 満濃池関係諸団体との連携

名勝満濃池の保存活用に取り組んでいる団体の継続的な支援を行うとともに連携を図る。満濃池の保存活用の中心的役割を担っている、まんのう池コイネットには引き続き、満濃池の保存活用の取り組みに持続的に参加してもらい、さらなる活動の活性化を促すため積極的に連携を行う。また、まんのう町文化財保護協会と連携し、満濃池の本質的価値を活かした、ガイドウォークの実施について検討する。

また、多くの利活用が行われている満濃池の特性を生かし、国営讃岐まんのう公園及び香川県満濃池森林公園の管理団体や、各種関係団体と連携した活用事業を実施する。

(具体例)・まんのう池コイネット主催の行事との連携

- ・文化財保護協会実施の満濃池ガイドウォークイベントの開催
- ・NPO法人みんなでつくる自然史博物館事務所との連携事業
- ・讃岐ジオパーク構想推進準備委員会との連携事業の実施
- ・国営讃岐まんのう公園や香川県満濃池森林公園と連携した活用事業の実施
- ・神野寺や神野神社の行事との連携活用事業
- ・四国遍路などで来訪する観光関係団体への周知連携
- ・地域振興関係の組織が行うウォーキングやマラソンとの連携事業の実施
- ・満濃池土地改良区が行う活用事業との連携事業の実施

第9章 整備

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値の保存活用を図るため、第6章第2節で示した保存活用の基本方針「観賞と情報発信のための基盤整備」に基づき、具体的な整備の方法について述べる。

第1節 整備の方向性

満濃池の保存活用を行うためには、適切な整備が必要である。保存のための整備としては、植生の遷移や池岸の浸食に対して、風致景観や安全性を維持向上させるための整備を行う。活用のための整備としては、周遊道や視点場を活用し、満濃池の風致景観をより深く味わうための環境整備を行うとともに、案内板や解説板といった情報発信のための整備を行う。

第2節 整備の方法

1 保存のための整備

(1) 植生のコントロール

植生に関する課題には、マツクイムシによる松枯れ、植生遷移、竹林の拡大、ナラ枯れの問題がある。マツクイムシによる松枯れや植生遷移に関しては、現在行われているマツクイムシ防除を継続する。マツクイムシ防除は薬剤散布ではなく樹幹注入で行っているが、竹林の拡大についても同様に環境への配慮が必要である。竹林の拡大に対しても、除草剤の散布等は行わず、水質、環境保全を考慮して、名勝満濃池の管理団体としてまんのう町が対策を実施する。実施に際しては、水質管理の観点から満濃池土地改良区と十分協議の上、方法を決定する。また、ナラ枯れ被害が発生した場合は「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき適切に対応する。

視点場からの景観遮蔽対策としては、来訪者に対して視点場からの良好な景観と眺望を確保・提供するため眺望を阻害する樹木の一部伐採、剪定(枝落とし)を実施する。

- (具体例)・竹林拡大防止のための伐採等
- ・視点場の眺望改善のための剪定

(2) 保存のための施設の設置

文化財保護法や関連法規に基づき、名勝満濃池の保存管理上必要な標識等の設置を行う。

- (具体例)・標識、説明板、標柱及び注意札、境界標の設置

2 活用のための整備

(1) 視点場の整備

景観を阻害する工作物等の除去や移設といった観賞のための環境整備を実施する。また、視点場へのアクセスの向上のための遊歩道の整備を行う。

(具体例)・視点場へのアクセス遊歩道の整備。

・視点場の景観向上のための整備。

(2) 解説板・案内板等の整備

名勝満濃池の本質的価値を紹介する説明板や、案内板等を設置する。特に名勝満濃池の文化的な価値を解説するものや、主要な構成要素(各施設や視点場等)の場所、内容を紹介するものの設置が必要である。

(具体例)・名勝満濃池の価値についての説明板の設置。

・視点場の眺望内容の現地案内板の設置。

(3) 展示・案内施設の整備

名勝満濃池に関する資料の展示や総合案内を行うガイダンス施設の整備を検討する。満濃池の堰堤付近には、かりん会館、かりん亭という町の既存施設があり、これらを有効活用することで、来訪者への満濃池についての理解を促す。

(具体例)・かりん会館の展示内容の充実

・かりん亭を活用した休憩施設兼ガイダンス施設の整備

(4) 来訪者の安全確保のための整備

名勝満濃池の堰堤付近には、木柵等の安全確保のための施設が多数設置されているが、経年劣化等の事由により破損したものについて速やかに改修工事を行う。また、堰堤上面の水面側についても転落防止柵を設置し、満濃池来訪者の安全に資する。

(具体例)・経年劣化した木柵やデッキの改修

・堰堤上の転落防止柵の設置

第3節 整備計画策定の検討

名勝満濃池の整備については対象や関係者が多岐にわたるため、事業範囲や内容、実施期間や予算について、総合的かつ具体的に検討していくことが望ましい。そのため、名勝満濃池の整備計画の策定に向けた検討を行い、総合的に事業の組み立てを検討する必要がある。

整備計画策定の検討においては、学識経験者からなる「名勝満濃池保存活用整備専門委員会」(仮称)を設置し、後述の「名勝満濃池保存活用連絡協議会」(仮称)と連携し、関係者の意見や要望に基づき、適宜専門的な指導・助言を得る。

第10章 運営・体制の整備

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値を確実に保存活用していくため、第6章第2節で示した保存活用の基本方針「関係機関・団体等との連携・協力体制の構築」に基づき、具体的な運営・体制の方向性と方法についてとりまとめる。

第1節 運営・体制の方向性

満濃池の多種多様な利用状況と保存活用の調和を図るためには、名勝地内及び周辺地域も含めた管理者や関係機関等との情報共有と調整の仕組みの構築が不可欠である。所有者・管理者、行政機関、教育機関、地域住民等の保存活用に取り組む各団体が、連携・連絡調整を図ることができる体制を構築する。

第2節 運営・体制の整備方法

名勝の管理団体に指定された、まんのう町は適切な保存管理を行うとともに、所有者や各種団体が行う保存・活用・整備について、適切に名勝の保護に資するための支援を行う。現状変更の取扱いについては、まんのう町教育委員会生涯学習課が担当し、必要に応じて、文化庁及び香川県教育委員会の指導助言を得て行う。

名勝指定地域が多くの所有者及び管理者によって、様々な利用がされている現状において、名勝満濃池の保存活用に万全を期すためには、各関係機関の連携や連絡調整が必要である。そのため下記の「名勝満濃池保存活用連絡協議会」（仮称）を設置し、関係者間で保存活用に関する情報等の共有や連携調整を図り、年1回程度開催する。なお、前述の「名勝満濃池保存活用整備専門委員会」（仮称）とも連携調整を図る。

- | | |
|--|----------------------------|
| 名勝満濃池保存活用連絡協議会(仮称) <ul style="list-style-type: none"> ・ 満濃池土地改良区 ・ 神野寺、神野神社 ・ 地元関係自治会 ・ 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所公園課 ・ 香川県関係各課(土地改良課、農村整備課、みどり整備課(R5.4より森林・林業政策課)) ・ まんのう町関係各課(地域振興課、建設土地改良課、農林課) ・ まんのう池コイネット ・ まんのう町文化財保護協会 | 事務局：まんのう町教育委員会生涯学習課 |
|--|----------------------------|

第 1 1 章 施策の実施計画

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値を確実に保存管理・活用・整備し、後世に確実に継承していくための施策の実施計画についてとりまとめる。

第 1 節 施策の実施計画

名勝満濃池の保存活用のための施策については、重要度や緊急性に基づき、短期的(本計画策定後 10 年以内)に実施すべき施策と中長期的に実施すべき計画に区分する。なお、ここで示す実施計画については、毎年の進捗状況を踏まえ適宜見直しを図る。

第 2 節 施策の実施方法・期間

名勝満濃池の保存活用に必要な事業を、次に示す考え方にに基づき計画的に実施する。

1 短期計画(計画策定後 10 年間)

持続的に実施する施策や、優先度が高い施策については、計画策定後 10 年間に着手し取り組む。なお上半期(2023<令和 5>年～2027<令和 9>年度)と下半期(2028<令和 10>～2032<令和 14>年度)に区分して実施する。短期計画における施策の実施スケジュールについては第 11-1 表に示す。

保存管理においては、名勝指定地内の保存管理(日常管理・現状変更への対応)を継続的に実施する。周辺部の保存管理については、上半期に関係部局との連携体制構築を行い、現状を把握した後、下半期に景観計画策定に向けた検討を行う。また、下半期において追加指定に向けた検討と公有化に向けた検討を行う。

活用においては、上半期において情報発信を集中して実施することで、満濃池の本質的価値の周知広報を積極的に図る。また、継続的に学校教育や生涯学習での活用を行う。活用においては、満濃池の保存活用団体や関係団体との連携事業を継続的に取り組む。

整備においては、早期に整備基本計画及び整備実施計画の策定に向けた検討を行い、総合的・計画的な整備を実施する。上半期では来訪者の安全確保のための整備や、視点場の景観遮蔽対策など、早期に着手可能で優先性の高い施策を中心に実施する。下半期では、ガイダンス施設の整備など、内容に検討と調整を要するものを中心に実施する。

運営・体制整備においては、早期に「名勝満濃池保存活用連絡協議会」(仮称)を設置し、毎年 1 回開催することで、保存活用における関係機関の連携を促進する。また、「名勝満濃池保存活用整備専門委員会」(仮称)を設立し、整備計画策定や、保存活用全般に関する指導・助言を受ける。

第 11-1 表 施策の実施計画

関係する章	実施する事業等		上半期（2023～2027年度）					下半期（2028～2032年度）				
			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
第 7 章 保存管理	名勝指定地内の 保存管理	日常管理										
		現状変更への対応										
	周辺部の保存管理	国有林・保安林所管部局 との連携										
		景観計画策定に向けた検討										
	追加指定と公有化	追加指定に向けた検討										
		公有化の検討										
	調査研究	関係機関・研究機関との連携										
第 8 章 活用	魅力に触れる 機会の創出	情報発信										
		学校教育での活用										
		生涯学習での活用										
	活用推進のための 連携	満濃池保存活用団体の育成										
		満濃池関係団体等との連携										
第 9 章 整備	全体	整備計画の策定										
		整備計画に基づく 整備事業の実施										
	保存のための整備	マツクイムシの防除										
		竹林の拡大防止措置										
		視点場の景観遮蔽対策 (支障木伐採・剪定)										
		保存のための施設の設置										
	活用のための整備	視点場の整備										
		説明板等の整備										
		展示・案内施設の整備										
		来訪者の安全確保 のための整備										
第 10 章 運営・体制 の整備	情報共有と 連携促進	名勝満濃池保存活用 連絡協議会(仮称)										
	保存活用整備の 指導・助言	名勝満濃池保存活用 整備専門委員会(仮称)										

2 中長期計画(10 年以降)

名勝満濃池に関する調査研究をより進化させるとともに、さらなる情報発信に努める。「名勝満濃池保存活用連絡協議会」(仮称)や、「名勝満濃池保存活用整備専門委員会」(仮称)において、より効果的な保存活用の施策を検討・実施し、関係団体と継続的かつ効果的な連携を図る。

第 1 2 章 経過観察

本章では、名勝満濃池の保存管理、活用、整備、運営・体制の実現状況を把握するために、指標を設定し、経過観察の方法や時期をとりまとめる。

第 1 節 経過観察の方向性

名勝満濃池を確実に保存し、有効に活用するためには、名勝指定地内や周辺地域の保存状況を恒常的に把握するとともに、これまでに言及した保存管理、活用、整備、運営と体制の整備の各施策について適切な経過観察を行い、妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性といった様々な観点から実施状況を評価しながら、新たな施策の実施や、今後の整備計画等に反映していく必要がある。

名勝指定地域の保存状況の把握や各種事業の経過観察は、まんのう町教育委員会文化財担当が中心となり、学校教育、社会教育、まちづくり、観光などの関係部局が行う事業も含め、全体の取りまとめを行う。経過観察成果については適宜分析を行い、名勝の本質的価値に負の影響を及ぼすと考えられる状況が認められる場合には、速やかに予防策・改善策を講じるとともに、「名勝満濃池保存活用連絡協議会」（仮称）や、関係部局などから意見を聴取し、今後の施策の実施に反映させる。

第 2 節 経過観察の方法

各種事業の経過観察については、第 12-1 表に掲げたとおり、分野ごとに具体的な経過観察項目を定め、定期的に点検する。評価項目は、継続的に実施する項目と、着手前・実施中・実施済で経過観察する項目を定め、各項目の取組状況を記入して実施する。各種事業の経過観察は、原則として年 1 回行うものとし、計画的に事業改善に反映させていくものとする。なお、満濃池の来訪者数や滞在時間の調査方法についても検討を行うとともに、イベント等の機会の際に必要な応じてアンケート調査等を実施し、満濃池の保存活用に関する潜在的な要望の把握に努める。

第 12-1 表 経過観察チェックシート

史跡等の名称		名 勝 満 濃 池
作 成 日		年 月 日
作 成 者		まんのう町教育委員会生涯学習課
項 目	実 施 例	取 組 状 況
(1) 保存管理に関すること	ア) 名勝指定地内の日常的な管理	継続的に実施
	イ) 名勝指定地内の非常時の対応	継続的に実施
	ウ) 周辺部の保存管理	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	エ) 調査研究の推進	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
(2) 活用に 関すること	ア) 情報発信	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	イ) 学校教育での活用	継続的に実施
	ウ) 生涯学習での活用	継続的に実施
	エ) 満濃池保存活用団体の育成	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	オ) 満濃池関係団体等との連携	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
(3) 整備に 関すること	ア) 整備計画の策定	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	イ) 整備計画に基づく整備事業の実施	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	ウ) 適切な植生のコントロール	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	エ) 視点場の景観遮蔽対策	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	オ) 保存のための施設の設置	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	カ) 視点場の整備	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	キ) 説明板等の整備	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	ク) 展示・案内施設の整備	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
	ケ) 来訪者の安全確保のための整備	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済
(4) 運営・体制 関すること	ア) 関係諸団体の情報共有と連携促進	☐ 着手前 ☐ 実施中 ☐ 実施済

巻末資料

- ・文化財保護法（抄）
- ・文化財保護法施行令（抄）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- ・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

・文化財保護法（抄）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地

質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。
（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない

場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

（現状変更等の制限）

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理又は修理の受託又は技術的指導）

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体があ

る場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。（保存のための調査）

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた

日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるとき

は、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、そ

の土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり

当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡して

いる場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなけれ

ばならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天

然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事

項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十一章 文化審議会への諮問

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除

二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除

四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第三百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除

十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除

十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令

二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行

三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

五 国による重要文化財の買取り

六 重要文化財保存活用計画の第五十三条の二第四項の認定

七 登録有形文化財保存活用計画の第六十七条の二第四項の認定

八 重要無形文化財保存活用計画の第七十六条の二第三項の認定

九 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十 重要有形民俗文化財の管理に関する命令

十一 重要有形民俗文化財の買取り

十二 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定

十三 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）

十四 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定

十五 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十六 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十七 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

十八 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十九 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

二十 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

二十一 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

二十三 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の認定

二十四 登録記念物保存活用計画の第三百三十三条の二第四項の認定

二十五 重要文化的景観の管理に関する命令

二十六 第百八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第百八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）

二十七 第百八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第百八十四条の二第一項の政令（第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第十二章 補則

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百七十二條 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によって生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。

第百七十三條 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第百七十四條 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第百七十二條第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六条第一項及び第百十七条の規定を準用する。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四條 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務

の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項法令の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四

項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

第十三章 罰則

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなく、第二百一十一条第一項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一

項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

三 正当な理由がなく、第百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第百三十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第百二十九条の五（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第百三十条（第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは

忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第百十九条第二項（第百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第百二十条（第百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、三十三（第八十条、第百十八条及び第百二十条（これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条の四、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項（第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第百二十七条第一項、第百二十九条の四（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三条の三、第百三十六條又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八

十三条において準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第百十五条第四項（第百三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

・文化財保護法施行令（抄）

（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）

最終改正：平成 31 年 3 月 30 日政令第 129 号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）

並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第

二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他

土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたものの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県で

ある史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成31年3月29日号外文部科学省令第7号

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条24第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望
（許可申請書の添付書類等）
- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地価（ $\backslash$ ） $\backslash$ ）を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
（終了の報告）

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）

- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文科科学省令第 11 号

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き（ゝ）損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参

考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号）

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文科科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 80 条の 2 第 1 項（同法第 90 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図

面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまで並びに第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

（平成 12 年 4 月 28 日 文部大臣裁定）

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第二百四十五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからルまで並びに令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第百八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（一）現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と該当市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、便宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

（二）次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響

を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第一二五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
- ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測、測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第

一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

（一）「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第百十五条第一項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

（二）設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（三）標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

（一）「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

（二）「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

（三）設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

（一）除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（二）除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第4項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

七 令第五条第四項第一号ト関係

（一）「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

（二）「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及び危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

（三）木竹の伐採が、法第百二十五条第一項ただし書の

維持の措置である場合には、許可を要しない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

（一）「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

（二）学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

九 令第五条第四項第一号リ関係

（一）「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

（二）「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

（三）「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

（四）「捕獲」には、捕殺を含む。

（五）「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

（六）次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

（七）「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

（八）「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

十 令第五条第四項第一号ヌ関係

（一）「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26

年法律第 285 号)第十条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

十一 令第五条第四項第一号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

十二 令第六条第二項第一条イ及びロ関係

令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる現状変更等については、一から十一までの基準を準用する。

Ⅲ その他

この裁定は、平成三十一年四月一日から適用する。

・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和 29 年 7 月 1 日文化財保護委員会規則第 7 号)

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日文部科学省令第 30 号

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、

名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

名勝満濃池保存活用計画書

令和5年3月31日 発行

編集・発行 まんのう町教育委員会 生涯学習課 文化財室
〒766-0202
香川県仲多度郡まんのう町中通 875 番地 琴南公民館内
電話 (0877)85-2221
印刷 株式会社 弘栄社